

付属資料

- 1) 月刊華鐘通信・巻頭言集(2019年5月～2019年10月)……………1
- 2) 2018年の中国における電子商取引の状況に関する Q&A(1～2)……………15
- 3) 2019年度第3四半期の各地の最低賃金基準に関する Q&A……………19
- 4) 企業の銀行口座許可を順次取消し、届出制に改めることに関するQ&A…21
- 5) 2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件に関する Q&A(1～4)…23
- 6) 2019年版の全国共通及び自由貿易試験区の
外資参入ネガティブリストに関する Q&A(1～2)……………31
- 7) 『奨励類外商投資産業目録(2019年版)』に関する Q&A(1～2)……………35
- 8) 外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)(2019年版) (日中対照訳) …39
- 9) 外商投資産業指導目録(2019年改訂)(日中対照訳) (日中対照訳)……………46

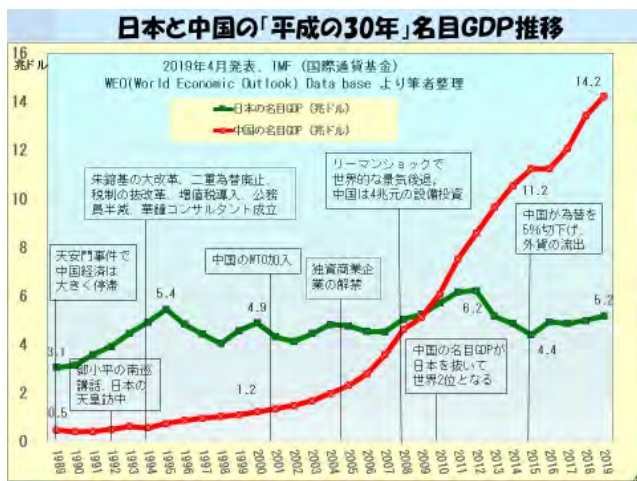


291 号巻頭言

日中両国の「平成」30年間、新しく「令和」時代へ

日本では4月末で30年間続いた「平成」の時代が終わって、5月1日より新しく「令和」の時代が始まった。日本政府は今回の「令和」は歴史上はじめて国書である万葉集に由来すると盛んに宣伝したが、即座に万葉集自体が更に600年も前の中国古典に原典があることが発見された。原典が国書であっても中国のさらに古い漢籍であってもどちらでもいいことであるが、今回の改元騒ぎであらためて感じたのは日本と中国の文化の同一性である。本家の中国がとくに使用をやめた元号制度を日本は今も大事に継承しており、改元が国民的行事にまでなっている様子を見て、日本と中国は「同文同種」とか「一衣帯水」と言われる意味が少し理解できたような気がしたものである。

せっかくであるのでここで日本と中国の平成の30年を振り返ってみるのも意味があるのではないかと思います、次に掲げるようなグラフを作成してみたのでご覧いただきたい。



このグラフは平成の30年間、1989年から2019年までの日本（緑色）と中国（赤色）の名目GDPの推移をドルベースで表したものである。出典はIMF（International Monetary Fund 国際通貨基金）の直近（2019年4月）発表のWEO（World

Economic Outlook）データに基づく。

平成元年の1989年は中国にとっては大変な年であったが、日本はバブル経済の絶頂期にあった。中国のGDPが0.46兆ドルに対して日本のGDPは3.06兆ドル、日本経済の大きさは中国経済の6.6倍もあり、超大国アメリカのGDPの60%近くまで迫っていた。世界の株式市場で時価総額上位50社の中に日本企業が実に32社もランクインしており（現在はトヨタ自動車の僅か1社のみ）、当時日本に留学した中国の人たちが「日本で時給800円のアルバイトの日給収入は中国の月給より多かった」とよく言うほどに、日中の経済格差があった時代である。

中国にとっては1989年事件の後遺症で、諸外国から中国への来訪者がぱったりと途絶えて、ちょうどこの年にソフトオープンした上海の花園飯店（ガーデンホテル）にもまったく日本人もその他の外国人も来ないという異常事態が少なくとも数年は続いた。たまりかねた改革開放の主導者である鄧小平氏が87歳の高齢をおして1992年1月から2月にかけて武漢、深圳、珠海、上海などを視察して「改革開放の政策は100年変えない不動の政策である」と強調して特に華僑の外資に中国への投資を呼びかけた。また日本はこの中国の困難な時期に就任されたばかりの明仁上皇陛下が訪中されて北京、西安、上海を訪問して多くの中国の人たちに勇気を与えた。それらを契機に日本から中国へは特に労働集約型業種が続々と投資を始めて、1994年には上海市政府外資所管部門の要請で、日本企業の中国進出のサポートをするために当社が設立されて営業を始めている。

ただ図から見て取れるのは、中国経済が急激に発展を始めるのは2000年以降21世紀に入ってからで、特に2005年の外資に対して独資の商

業企業を解禁したあたりからである。このころから経済成長の速度が加速して 2010 年にはリーマンショックで痛められて不況に陥っていた日本を GDP の大きさに追い越してしまうほどになった。後はご存知の通りであるが、平成の最後の 2019 年の中国経済は日本経済の 2.7 倍であり、なお毎年 6% 台の成長を続けている。

それに対してショックなのは、日本経済がこの 30 年間ドルベースでほとんど発展していないことである。平成の始め 1990 年代初期のバブル崩壊後「失われた 20 年」という言い方があるが、グラフから見る限りでは、平成が終わった現在でもまだ日本経済が上向きになる兆しは全く見えていない。日本の歴代政府もいろいろな対策を採ったがいずれも空振りであり、本当に効果のある政策はいつになれば採られるのか不安であるが、唯一の明るい兆しは多くの外国人の方々、特に中国の人たちが日本の自然とおもてなしの良さを評価して続々と日本観光に訪れて、日本の消費に大きく貢献してくれるようになったことであろう。かつては日本に留学してアルバイト 1 日で中国の月給を稼いで驚いた中国の人たちが、いまや日本での消費で日本の経済に大きく貢献していただいているというのは皮肉と言えば皮肉である。

さて中米貿易摩擦がますます激化する中で、2019 年第 1 四半期の経済実績をいつもの表にまとめたのでご覧いただきたい。GDP の成長率は 6.4% ということで、政府目標である 6~6.5% の上の方に入っているが、筆者の個人的な感覚としては、現在の中国経済の状況から見れば、経済成長よりも構造改革を優先すべきではないかと思っている。もうここまで全国に高速道路と高速鉄道を張り巡らしてさらに大きなインフラ投資をしてもその経済効果は限られるし、それよりも習近平・李克強政権が 2 期目に入った 2017 年 10 月の第 19 期党大会で確認された、「小康社会」実現には「質の高い」発展が必要であ

り、そのために克服すべき「最重要難関任務」として、①重大リスクの回避、②2020 年までに貧困人口をゼロにする、③環境汚染対策、を定めたことを今一度確認すべきではないかと思う。①では特に金融面でのリスク回避、構造調整の必要性が強調されて、中央と地方をあげて債務圧縮、持続可能な経済政策への転換を実行して、特に効率の悪いインフラ投資は中止すべきとされた。2019 年の全人代では関税や増徴税、更には個人所得税の大幅減税など、消費喚起の大盤振る舞いがなされたが、IMF（国際通貨基金）の WEO（世界経済見通し）の相次ぐ下方修正にも見られるように、現在は世界的に不況の波が押し寄せている中で、中国だけがその影響を受けないということはあるに過ぎないことであり、あまりそれに抵抗しても意味がないように思う。

そのような中でアメリカとの貿易戦争を続けるのはつらいところであるが、米国データによる 2018 年の米中貿易は、米国の輸入 6.7% 増、輸出 7.4% 減、貿易赤字は史上最高の 4,192 億ドルとなり、一見したところ日常品輸入が多い米国側の「負け」という結果となった。2019 年第 1 四半期データ（中国税関統計）を見ても、米国側の輸入は減らず、輸出が 30% 以上減少して更に状況は悪化している。

米中両国にとって相互の貿易は全貿易額の 15~18% を占めていて重要であるには違いないが、2018 年米中貿易総額は 6,598 億ドル（米国データ）であり、この貿易総額の対 GDP 比は米国側で 3.4%、中国側でも 4.9% に過ぎない。この 3.4%、4.9% が貿易摩擦によって 20% 程度減少したところで、GDP に対する比率は 1% 以下である。米中両国の経済にとっては微々たるものであり、全体経済にそれほど大きな影響があるとは思われない、というのが筆者の意見であるが、それにしても世界中が迷惑している話であるので、早期に解決してほしい課題ではある。

（総経理 古林恒雄 2019/5/10 記）

2019 年第 1 四半期の中国経済実績値

項 目	単位	2018 年		2018 年		2019 年	
		通年	前年比	1-3 月	通年	前年比	1-3 月
国内総生産 (GDP)	億元	900,309	6.6%	198,783	6.8%	213,433	6.4%
第一次産業	億元	64,734	3.5%	8,904	3.2%	8,769	2.7%
第二次産業	億元	366,001	5.8%	77,451	6.3%	82,346	6.1%
第三次産業	億元	469,575	7.6%	112,428	7.5%	122,317	7.0%
工業生産付加価値額	億元	-	6.2%	-	6.8%	-	6.5%
固定資産投資	億元	635,636	5.9%	100,763	7.5%	101,871	6.3%
東部地区投資	億元	280,990	5.7%	48,550	6.0%	50,638	4.3%
中部地区投資	億元	179,740	10.0%	26,380	10.2%	28,912	9.6%
西部地区投資	億元	174,400	4.7%	23,770	9.4%	25,624	7.8%
第一次産業投資	億元	22,413	12.9%	2,900	24.2%	2,408	3.0%
第二次産業投資	億元	237,899	6.2%	35,813	2.0%	33,224	4.2%
第三次産業投資	億元	375,324	5.5%	62,050	10.0%	66,240	7.5%
不動産開発投資	億元	120,264	9.5%	21,291	10.4%	23,803	11.8%
社会消費品小売総額	億元	380,987	9.0%	90,275	9.8%	97,790	8.3%
小売業	億元	338,271	8.9%	80,564	9.8%	87,146	8.2%
飲食業	億元	42,716	9.5%	9,711	10.3%	10,644	9.6%
自動車販売台数	万台	2,808	-2.8%	718	2.8%	631	-10.4%
卸売り物価指数 (PPI)		-	3.5% ↑	-	3.7% ↑	-	0.2% ↑
消費者物価指数 (CPI)		-	2.1% ↑	-	2.1% ↑	-	1.8% ↑
食品		-	1.9% ↑	-	1.9% ↑	-	2.2% ↑
衣服		-	1.2% ↑	-	1.2% ↑	-	1.8% ↑
全住民可処分所得 (実質)	元	28,228	6.5%	7,815	6.6%	8,493	6.8%
都市可処分所得 (実質)	元	39,251	5.6%	10,781	5.7%	11,633	5.9%
農村部純所得 (実質)	元	14,617	6.6%	4,226	6.8%	4,600	6.9%
輸出入貿易総額	億ドル	46,230	12.6%	10,421	16.3%	10,272	-1.5%
一般貿易	億ドル	26,749	15.5%	6,072	20.3%	6,116	0.7%
加工貿易	億ドル	12,676	6.5%	2,813	7.5%	2,618	-6.9%
輸出総額	億ドル	24,874	9.9%	5,453	14.1%	5,518	1.4%
輸入総額	億ドル	21,356	15.8%	4,969	18.9%	4,754	-4.8%
貿易黒字	億ドル	3,518	-16.2%	484	-26.2%	763	70.6%
外貨準備高	億ドル	30,727	-2.1%	31,428	4.4%	30,988	-1.4%
対外債務残高	億ドル	19,652	12.0%	18,435	28.2%	-	-
社会融資増加額	億元	192,598	-0.9%	55,765	-19.3%	81,975	47.0%
非銀行融資増加額	億元	40,091	-28.4%	6,799	-68.5%	15,783	132.1%
マネーサプライ M2	千億元	1,827	8.1%	1,740	8.2%	1,889	8.6%
外国投資契約件数	件	60,533	69.8%	14,340	124.7%	9,616	-32.9%
外国投資実行総額	億ドル	1,350	3.0%	345	2.1%	358	3.7%
合併・合作	億ドル	353	15.7%	92	19.5%	91	-1.1%
独資	億ドル	894	-2.1%	235	-2.4%	241	2.5%
対外投資実行総額	億ドル	1,298	4.2%	255	24.1%	252	-1.2%
上海株価指数		2,494	813 ↓	3,169	54 ↓	3,091	78 ↓
株式時価総額	億元	434,924	-23.3%	559,519	3.7%	562,856	0.6%
株式取引総額の総計	億元	901,739	-19.8%	282,582	8.3%	340,732	20.6%
為替レート 1 US\$	元	6.7472	3.3%	6.2881	-8.9%	6.7335	7.1%
100 円	元	6.1652	6.5%	5.9066	-4.4%	6.0867	3.0%
1 ユーロ	元	7.7027	-1.3%	7.7378	5.0%	7.5607	-2.3%



292 号巻頭言

会社創立 25 周年で思うこと

今年は華鐘コンサルタントグループ企業創立 25 周年の年です。会社の成長の全過程の検証者である古参社員の一人として、その経緯を振り返ってみることに意味があると言えるでしょう。100 年企業の観点から見た場合、企業としては最初の 4 分の 1 を歩んできたばかりであるに過ぎませんが、一人の働き手として 25 年間、人生の働く黄金期のほぼすべてを奉げたこととなります。思い起こせば創始者の現古林董事長・総経理の指導の下、10 名の社員から出発して 100 余名を超えるまでに発展し、会社の業務範囲も投資管理、企業管理コンサルティング等ほぼ全てを網羅する様になりました。

1994 年 4 月、上海華鐘コンサルタントサービス有限会社は上海市虹橋路で生まれ、開業初期は主に日本の親会社である鐘紡株式会社(当時)の中国での投資プロジェクトを受注し、主要業務は日本側出資者の代理として中国で合弁企業、独資企業を設立することでした。1 年間のコンサルティング収入は僅か 100 万余元。当時 1 件の比較的大きなコンサルティング契約、例えば 300 万日本円の契約を締結出来た時、社員全員が拍手して歓喜したものでした。会社は常に創始者である古林董事長・総経理の「我々の給与は全て会員企業から出ているのだから、良いサービスを提供して満足してもらわなければならない」という理念を守り、受注プロジェクトの大小を問わず終始この理念をモットーに業務に励みました。また、年 2 回の定例セミナーを除き、大きな営業活動はほぼゼロでしたが、基本的には会員企業様による弊社サービスの利用体験を通じて口コミで弊社をご紹介頂き、この様なある種の宣伝方式の結果として私どもの会員企業様の数は当初の 30 社未満から最多時では 1,000 社弱まで増えました。

実際には、会社の前期発展は比較的緩慢で、2000 年当時の社員数は 20 名を超えたばかりで

した。コンサルティング業務内容も比較的単純で、ここまでの段階は経験や会員企業様の数を蓄積しながら発展速度は遅い期間でした。同じく創立当初の段階が最も辛く、会社設立プロジェクト以外のその他の業務は全て初めての新業務でしたので、当時は残業も多かったものの、誰もそれを苦とせず一心に仕事をして、顧客満足度の高いサービスを目指し、会社の収入を上げるために頑張りました。

会社が急速に発展したのは 2000 年以降で、大量の日本の中小企業が中国進出を開始しました。同時に中国現地法人設立後の後続コンサルティング管理面でも非常に多くの需要が発生しました。具体的には会計、税務、コンピュータソフトウェアシステム、ISO、労務法律コンサルティング、エンジニアリングコンサルティング、企業の買収再編、清算等の業務です。会社は徐々に単一業務から総合的コンサルティング企業に発展し、2008 年には社員が 130 名迄増えました。ここ迄の期間では、1999 年に ISO19002 認証を取得して全てのコンサルティング業務フローを規範化しました。2006 年には上海華鐘投資コンサルティング有限会社を設立して、上海浦東陸家嘴金融区に登記し、浦東開発区の 15%企業所得税率優遇の適用を受け、同時に陸家嘴金融区現代サービス業の営業税と企業所得税優遇政策の適用も受けました。

中国は WTO 加盟時の承諾に基づき、2004 年末より流通分野における外資への対外開放を開始し、保税区分でも独資の商貿会社を設立することが可能となりました。この時がまた当社にとっての得難い発展のチャンスとなりました。新政策発表後、積極的に会員企業の申請を支援して、2005 年初頭、商務部第 1 番目の外商独資商貿企業批准証書を取得したのでした。

会社の成長は会員企業様の長期的な支持があつてこそです。多くの新業務は会員企業様の

需要から出発しています。例えば最初の会計コンサルティングサービスの提供は、上海三井複合材料有限公司の宮内総経理(当時)のご依頼があったことが発端で、正にトライアルエンドエラーそのものでした。現在、会計・税務コンサルティングサービス提供の累計社数は数百社に達しております。この中には既に20数年間会計コンサルティングサービスをご利用頂いているケースも複数存在し、常に正確な情報を提供し、リスクを管理、利益の維持を達成しています。また、会員企業様によってはプロジェクト完了確認時に多くの改善意見を提出して頂き、これによってサービスが更に規範化され、会員企業様の立場で問題を考える視点が形成されました。この誌面を借りて再度会員企業様の信頼とご支援に感謝申し上げます。

会社の発展と同時に、その社会的責任も重視してきました。ISO14000 環境管理認証の取得、華鐘希望小学校建設、地震災害義捐金集め等に積極的に取り組んできました。環境管理認証はコンサルティング会社にとっては特に大きな意義があるものではありませんが、私共を通じて会員企業様が影響を受け、社会全体の環境保護意識の引き上げの一助とはなっているでしょう。希望小学校プロジェクトは華鐘が10数年来、常に力を入れてきた事業であり、現時点で全国に6ヶ所の華鐘希望小学校が存在します。また、2008年の汶川地震後には、義捐金を提唱し、全社員が一人当たり4,800元の社員旅行費を全額震災被災地区に寄付しました。同様に2011年の東日本大震災発生時にも義捐金を集め、更にはネットを通じて義捐金を提唱し、被災地区の再建を祈念しました。

企業文化は社員の安定を推進し、華鐘も長期的に人を中心とした管理モデルを維持し、良好な福利制度を構築してきました。最近ネットで話題となった物語があります。深圳の某社は5時半退勤、6時半は無料バス送迎、8時半は無料夕食提供、10時以降はタクシー代支給。このような周到的な待遇から、実際に多くの社員が会社に

一定時間残ることを希望し、某社は社員に出来るだけ社内で情報を交流して仕事をさせる様にしたといえます。その社名は騰訊(Tencent)です。騰訊は著名なビジネス雑誌である『Fast Company』が発表した「2018 年度グローバルイノベーション力ベスト10社」リストに入った中国唯一の企業であり、第4位にランクインしました。別の企業の規定を見てみましょう。退勤後の残業手当は基準給与の150%を支給、9時以降は40元の食事代を精算でき、しかもタクシー代は実費精算、この企業の社名は華鐘です。このことから社員の人間性創造に力を入れた勤務条件が見てとれます。これまで華鐘は20数年間年1回の海外社員旅行(2008年を除く)を続けており、毎年の工会(労働組合)活動、迎春晚餐会等も社員が期待しているイベントです。

2011年前後から、社員数、営業収入、会員企業数等の面で全て高い水準を達成。その後の数年は日中関係の緊張、世界経済の波動等の原因で、やや下降する傾向が見られたものの、ここ数年は安定した小幅成長で推移している状態です。企業の発展が一定期間を経て、ボトルネックに遭遇することは当然のこと。総合コンサルティング会社としてのメリットは、企業の全ての問題に対応できること、デメリットは個々の業務の専門性が高くない可能性があることです。しかしながら、私どもの総合的な優位性を以て、華鐘全体の能力で会員企業様に良い影響を与え、会員企業の痛い所に注意を注ぎます。また経済で注目されている問題などを追いながら、新しいネットワーク・プラットフォームなどのツールを採用して、会員企業様の潜在的な需要を理解し、精確に業務を開拓しサービスを提供してまいります。

会社創設100年の老企業を目指し、今後の4分の3という更に長いプロセスにおいて、コンサルティング分野でコア競争力を具えられるよう、そして経済波動のリスクを打ち消し、新しいブレイクスルーを実現し、新たにイノベーションを創り出していけることを願っています。

(副総経理 顧中鈺 2019/5/30 記)



293 号巻頭言

平成から令和にかけての日中関係

日本では2019年4月30日に明仁天皇が生前で退位され、5月1日より元号が平成から令和に改められた。思い起こせば、平成が始まった1989年1月7日、筆者は未だ大学生二年生で、丁度アルバイトを終えて大阪でパチンコをしていた。裕仁天皇は同日未明に崩御されたので、日本全体は朝から天皇崩御のニュース一色に染まり、その日はパチンコ屋も音量を大幅に落としてひっそりと営業していたことを今でも鮮明に覚えている。その年の6月には北京で大きな事件が起こった。活字にするのは差し障りがあるので詳しくは述べないが、筆者も大阪で箕面市にあった大学のキャンパスから中之島公園までのデモ行進に参加した。大学の先輩から誘われたのでちょっと参加してみようという程度のほんの軽い気持ちで、当時は特に中国に対して何の考えも感情も持っていなかった。あれから平成の30年間の大部分の時間において中国ビジネスに関わることになろうとは当時全く考えていなかった。

筆者の中国ビジネスの関わりは1994年9月から始まった。当時かつての住友銀行（現三井住友銀行）の某支店で顧客向け融資審査の仕事をしていて、突然東京異動の辞令が出て、日中投資促進機構に出向することになった。法律に関しても税務に関しても全く知識が無かったので、同機構ではとにかく勉強の毎日であった。当時の中国は1992年の鄧小平の南巡講和後の第三次中国進出ブームの最中だったが、経済規模的には未だ発展途上国であり、制度面でも増値税の輸出不還付問題等、とにかく問題が多かった。同機構は、こうした問題点の改善を中国側のカウンターパートに申入れる等の日本企業の為の中国投資環境の改善が主業務のひとつであった。日本企業からも中国進出等に関して多くの質問や相談を受け、筆者にとって今の華鐘での仕事の大きな基礎となった。

その後、2年半の出向期間を終え、1997年4

月より2001年の4月まで銀行の中国室で中国関連の相談業務を担当した。途中、1997年9月より、蘇州支店の営業支援の為に半年間蘇州に長期出張した時期もあったが、本格的に中国大陸で仕事をするようになったのは、合併新銀行である三井住友銀行の天津支店に赴任した2001年5月からである。天津支店では渉外科で営業を担当した。当時の中国人の部下は4名で、うち3名は地元の大学で日本語を勉強していたので日本語の読み書きができたが、今ほど日本文化に関する情報が中国内に入ってきたし、中国人が気軽に海外旅行ができる時代でもなく、3名の部下もただ日本語が話せるというだけで日本のことに関してはほとんど何も知らなかった。ゆえに、筆者を含む日本人の派遣駐在員が「日本流」の仕事のやり方や日本の商習慣、日本語でのビジネス文書の書き方等を手取り足取り指導する必要があった。

当時の日中の経済規模を比較してみても、日本の名目GDPは中国の4倍強有り、日本人駐在員と中国人スタッフの間では10倍以上の給与格差があった。生活面でも、日本人駐在員は中国人スタッフの住居の何十倍もの家賃の家に住み、仕事が終わったら美味しいものを食べ、お酒をのみ、カラオケに行き、週末はゴルフ、家ではアーイーが掃除、洗濯、料理、子供の世話をやってくれ、まさに貴族さながらの生活であった。一方、当時天津の多くの中国人家庭にはお風呂が無かったので、女子職員の多くは会社の入居しているビル内のシャワー室をお昼に利用していた。多くの女子職員がお昼休み中に髪を濡らしたまま机に伏せて昼寝をしていた。日本の家庭に当たり前にあるものが当時の中国家庭には無かった。これだけ大きな格差があったので、会社の中国人スタッフとの共通の話題も無く、仕事以外での交流も無ければ、お互いのことをもっと良く知ろうという興味もお互いに無かった。

中国企業と日本企業との間でも資金力に大きな格差があった。当時の天津には、地元政府の要求により、天津汽車グループの会社と無理矢理合併を組まされていたトヨタ系の自動車部品メーカーが多数あり、各社は軒並み天津汽車向けに多額の長期売掛債権を抱えており、運転資金を確保する為に増資を必要としていたが、中国側パートナーに増資を引き受ける余力が無く、かといって国有企業のメンツから日本側が単独で増資を行って出資比率が変わることも認めず、多くの会社が頭を抱えていた。それだけ当時の中国企業にはお金が無かった。

筆者はその後、2003年6月に銀行を退職し、現在の上海華鐘コンサルティングに転職して仕事と生活の拠点を上海に移すことになるが、平成後半の中国は、2010年に名目GDPで日本を抜き世界第二位となり、2018年末時点では日本の約3倍の経済規模となる等、右肩上がりの経済成長を遂げ、これに伴い中国人の所得水準と生活レベルも飛躍的向上し、多数の中国企業が世界市場において台頭することになった。同時に、SNSの爆発的な普及により、「知日派」と呼ばれる中国人ホワイトカラー層の日本に対する理解が一層促進されただけでなく、中国一般大衆も日本に対し関心を持つようになったことは平成の後半15年間の日中関係を象徴する現象と言って良いであろう。

こうした流れの中、在中国日系企業における日本人社員と中国人社員との関係も確実に良い方に変化していると思う。具体的に言うと、かつて筆者が経験したような上下の関係、支配者と被支配者の関係から、職位の上下はあるものの、お互いに尊重し、切磋琢磨し合えるパートナーのような関係に変わって来た気がする。これは自社内だけでなく、お客様の社内を見てもそのように感じる。それだけ中国人社員自身が努力して成長したことが主たる要因であるが、前述したような日本に対する理解が加速度的に進んだことで、中国人社員がより親しみを持って日本人の我々に接してくれるようになり、日本に関しての共通の話題も増え、

「日本流」の仕事の仕方について、色々説明しなくても自然と理解してもらえるようになったこと等、随分仕事やり易くなったように思う。ただ、これはあくまで中国人社員の方が日本人社員側に歩み寄って来てくれた結果であり、日本側の相手を理解しようという努力はまだまだ足りないと思う。

現に、平成の30年間、日本経済はほとんど成長することなく、日本国民の所得水準もほぼ横ばいのまま推移したが、日本という国家及び日本国民の中国に対する理解にもほとんど変化が無いと言って良い。アメリカの中国に対する制裁関税措置、華為製品の排除が連日のように報道される等、中国のことが日本のニュースで採り上げられる機会は増えたが、日本のマスコミの報道姿勢はやはりアンチ中国である。また、在日外国人を使って日本のことを過度に称賛させるテレビ番組が最近特に多いが、日本国民に日本の直面している現実を直視させないように、日本政府がテレビ局に対してこのような番組を制作するよう指示しているかのようにも思える。

世界経済の中で日本が置き去りにされつつあること、だんだんと中国の背中が遠ざかりつつあること等、日本の置かれた現実に対して危機感を持たねば日本の未来は確実に危うい。経済規模では中国に抜き去られたとはいえ、国民全体の道德心の高さ等、中国に比べ日本が優位性を保っている面は未だいくつかあるので、優位性のある今のうちに、日本側もキャッチアップの為の努力が必要であろう。では、何をすべきなのか。いきなり難しいことにチャレンジしても仕方が無いので、中華料理を食べる、中国を旅行する、中国映画を見る等、相手国に対し何らかの関心を持つきっかけを作ることから始めれば良いと思う。このまま何もしなければ、今はかろうじて相手にしてもらえているが、令和の前半には中国人が全く日本に旅行に来ない、誰も日本語を勉強しない、誰も日系企業に就職しようとしないう時代になりかねない。

（副総経理 能瀬徹 2019/7/8 記）



294 号巻頭言

過激化する中米貿易戦争と中米ハイテク戦争

中国と米国の IT を中心とするハイテク戦争と、米国の多大な貿易赤字に不満を唱えた貿易戦争がますます激しくなっている。ハイテク戦争の方は、5G、AI、自動運転などの次世代新技術や、海洋開発、宇宙開発、新エネルギー開発などの未来技術を含めた全面的、長期的な技術の覇権争いであるので、短期的にどうなるものでもないし、世界はかたずを飲んで推移を見守るしかない。一方、合意さえすればすぐにでも解決しそうな貿易戦争の方は、8 月半ばの現状では収束する気配が一向に見えず、どこまで深刻になるのかが全く見えない状況である。中国と米国という世界 GDP の 4 割を占めて世界の経済成長の半分を握る二大経済大国が、互いに角突き合わせて制裁関税合戦をしているのであるから、これに巻き込まれた世界経済はすっかりおかしくなりつつあり、大変深刻な状況なので、本稿では、この貿易戦争について今後の展望を探る意味で経緯を整理しておきたい。

そもそもの発端は、昨年 2018 年 4 月 3 日、トランプ大統領が、長年の中米貿易不均衡によって中国が米国の富を略奪してきており、米国の知的財産権を勝手に持ち出して多大の損害を与えている、として今後中国からの輸入品 500 億ドル相当に 25%の制裁輸入関税を課すと発表したことである。それに対して中国も翌日 4 日に航空機や大豆などの米国からの輸入品 500 億ドル相当に 25%の報復関税を課すと発表したことから、中米貿易戦争が始まった。

この 500 億ドルについては、まず第 1 弾の 340 億ドルについて昨年 7 月 6 日、米国側は機械機器、電子機器、輸送機器、医薬品等など 1,333 品目、中国側は大豆等の農産品、自動車、水産物など 545 品目を対象として、互いに上乗せ関税 25%を課す措置が実際に取られた。

続いて第 2 弾として残る 160 億ドルについて昨年 8 月 23 日、米国側は半導体、プラスチック、化学、鉄道機器など 279 品目、中国側は化学工業品、医療機器、エネルギー産品など 333 品目にやはり 25%の上乗せ関税措置が取られた。

第 1 弾、第 2 弾の関税合戦の一方で両国は話し合いを続けたが、わずか 1 ヶ月後の 9 月 24 日、米国側は第 3 弾としてテレビやオーディオなどの電化製品、家具、化学製品、織物、金属製品、葉タバコやウナギなどの農水産物など日常の市民生活に直結する 6,031 品目 2,000 億ドルについて 2018 年中は 10%、2019 年 1 月より 25%の関税を上乗せすることを発表して 10%の上乗せ関税については即実施した。中国側は第 1 弾の 500 億ドルを除くと残りの米国からの輸入金額は 600 億ドルしかなく、それでも LNG、農産物、食品、建築資材、金属原料、化学製品、機械・電気製品を含む 5,207 品目に 2018 年中は 10%、2019 年 1 月から 25%と米国側と歩調を合わせる報復関税措置を実施した。

2018 年 10 月 3 日に、ペンス米副大統領の中国全面批判の演説があり、11 月 1 日には米中両首脳同士が半年ぶりの電話会談を行い、そして 12 月 1 日、G20 の開かれたブエノスアイレスにてトランプ・習近平会談が行われて、90 日間という貿易経済交渉の妥結タイムリミットが設けられて、2019 年 1 月からの米国側 2,000 億ドル、中国側 600 億ドルの 25%への関税引き上げという正面衝突はひとまず回避された。

ところがこのトランプ・習近平会談のまさに同日の 12 月 1 日に、父親の任正非氏が設立したファーウェイ（華為技術有限公司）の副会長最高財務責任者である孟晩舟氏が、アメリカの要請により、対イラン経済制裁違反容疑でメキシコへ向かう乗り継ぎ地カナダで逮捕される事件

が起きて、貿易戦争は一挙に米国対中国及び一企業ファーウェイのハイテク戦争の図式で、来るべき5Gの時代に備えての全面的な覇権争いの様相を呈して世界中が凍り付いてしまった。

一方で当面の2,000億ドル分の関税を10%から25%に引き上げることは90日間延期されて、さらに今年2月末には90日間の交渉期限も再延長されて、トランプ大統領も「交渉は順調」と楽観的なツイッターを書き込んでいた。

転機となったのは今からわずか3ヶ月前の5月である。5月10日の米国側発表によれば、中国側が150ページにもなる米国側の合意案文書を105ページまで削除したことによる報復ということだが、劉鶴副首相は米国を離れる前に合意のための中国側3原則、すなわち①追加関税はすべて撤廃、②合意した貿易数量は双方が約束を履行する、③合意文書は均衡があるものでなければならない、を発表して中国側の姿勢を明確にした。この時点で中国側はこれまでの米国側の無理難題に付き合うのをやめて、主導的には何もしないという「待ちの姿勢」に転換したようである。

これで米国側はそれまで保留していた2,000億ドル規模の第3弾追加関税を25%に引き上げることを発表、中国側も6月1日より米国から輸入する残る600億ドルすべてに25%の関税をかけることを発表、さらに米国側は3,805品目3,000億ドルに第4弾の追加関税を検討する、中国側はレアアースの輸出規制を検討する、と制裁合戦はひたすら拡大の一途となったが、6月29日には大阪G20サミットがありこの機会にトランプ習近平両首脳の間で会談が実現した。会談は両国が5月の原点に戻って今後交渉を継続することが確認されて成功であったとの両国の発表で、世界は一息ついた感じであったのに、7月30日、31日の中米閣僚級会談の結果で、またしても進展が遅すぎると業を煮やしたトランプ米大統領は、今月8月1日に「9月1日より

中国からの輸入品のほぼ全て3,000億ドルに当面10%の追加関税を課す」という第4弾の制裁関税発動という切り札を切ってしまった。この第4弾は米国民の生活に直結して不可欠な日用品が多いためにそれは無理だろうと思われたが、案の定、8月12日にはその半分以上の品目（クリスマス商戦の主要品目）に対する発動を12月15日に延期する、と発表せざるを得なかったのは予想通りであった。

米国側が右往左往している感じがしていたところに、為替市場では人民元安が進み、8月5日に1米ドル＝7元台への突入を見た米国財務省は「中国による為替操作である」と批判して唐突に中国を25年ぶりに「為替操作国」に認定した。そこにタイミングよくIMF（国際通貨基金）が「中国は為替操作を行っていない」というレポートを出したことで、米国の孤立感はさらに深まった感じがある。それはそうであろう、今まで中国は人民元を何とか1ドル＝6元台に維持しようと努力に努力を重ねてきたことは明白であり、現在の中国にとって大幅な人民元安は弊害こそあれメリットはほとんど何もない。この一件だけでも「米国は正常な判断を失っている」と思わざるを得ない。

データ的にも今年1～7月の中国の米国への輸出は7.8%減（前年同期比、以下同じ）、輸入は28.3%減、貿易収支の黒字は前年より微増の1,685億ドルとかなりひどい状況であるのに対して、中国全体の貿易総額としては、輸出は0.6%増、輸入は4.5%減、貿易収支は2,257億ドルの黒字と、現在の世界的な景気後退を考えればまずまずの成績であり、米国が劣勢であることは明確である。

依然として何が起こるのか予想もつかない日が続くが、米国が仕掛けたこの貿易戦争は長い目で見れば天に唾（つば）するものでもあり、いずれは終息させざるを得ないであろう。

（総経理 古林恒雄 2019/8/17 記）

2019 年第 2 四半期の中国経済実績値

項 目	単位	2018 年		2018 年		2019 年	
		通年	前年比	1-6 月	前年同期比	1-6 月	前年同期比
国内総生産 (GDP)	億元	900,309	6.6%	418,961	6.8%	450,933	6.3%
第一次産業	億元	64,734	3.5%	22,087	3.2%	23,207	3.0%
第二次産業	億元	366,001	5.8%	169,299	6.1%	179,984	5.8%
第三次産業	億元	469,575	7.6%	227,576	7.6%	247,743	7.0%
工業生産付加価値額	億元	-	6.2%	-	6.7%	-	6.0%
固定資産投資	億元	635,636	5.9%	297,316	6.0%	299,100	5.8%
東部地区投資	億元	280,990	5.7%	128,280	5.5%	133,924	4.4%
中部地区投資	億元	179,740	10.0%	80,555	9.1%	88,127	9.4%
西部地区投資	億元	174,400	4.7%	74,810	3.4%	79,373	6.1%
第一次産業投資	億元	22,413	12.9%	9,872	13.5%	8,430	-0.6%
第二次産業投資	億元	237,899	6.2%	109,878	3.8%	100,070	2.9%
第三次産業投資	億元	375,324	5.5%	177,566	6.8%	190,600	7.4%
不動産開発投資	億元	120,264	9.5%	55,531	9.7%	61,609	10.9%
社会消費品小売総額	億元	380,987	9.0%	180,018	9.4%	195,210	8.4%
小売業	億元	338,271	8.9%	160,561	9.3%	173,930	8.3%
飲食業	億元	42,716	9.5%	19,457	9.9%	21,279	9.4%
自動車販売台数	万台	2,808	-2.8%	1,407	5.6%	1,232	-12.4%
卸売り物価指数 (PPI)		-	3.5% ↑	-	3.9% ↑	-	0.3% ↑
消費者物価指数 (CPI)		-	2.1% ↑	-	2.0% ↑	-	2.2% ↑
食品		-	1.9% ↑	-	1.4% ↑	-	3.9% ↑
衣服		-	1.2% ↑	-	1.1% ↑	-	1.8% ↑
全住民可処分所得 (実質)	元	28,228	6.5%	14,063	6.6%	15,294	6.5%
都市可処分所得 (実質)	元	39,251	5.6%	19,770	5.8%	21,342	5.7%
農村部純所得 (実質)	元	14,617	6.6%	7,142	6.8%	7,778	6.6%
輸出入貿易総額	億ドル	46,230	12.6%	22,058	16.0%	21,612	-2.0%
一般貿易	億ドル	26,749	15.5%	13,009	20.6%	12,936	-0.6%
加工貿易	億ドル	12,676	6.5%	5,826	7.5%	5,389	-7.5%
輸出総額	億ドル	24,874	9.9%	11,727	12.8%	11,712	0.1%
輸入総額	億ドル	21,356	15.8%	10,331	19.9%	9,900	-4.3%
貿易黒字	億ドル	3,518	-16.2%	1,396	-24.6%	1,812	29.8%
外貨準備高	億ドル	30,727	-2.1%	31,121	1.7%	31,192	0.2%
対外債務残高	億ドル	19,652	12.0%	18,705	-4.8%	-	-
社会融資増加額	億元	192,598	-0.9%	90,972	-18.3%	132,271	31.4%
非銀行融資増加額	億元	40,091	-28.4%	13,174	-84.0%	23,263	76.6%
マネーサプライ M2	千億元	1,827	8.1%	1,770	8.5%	1,921	8.5%
外国投資契約件数	件	60,533	69.8%	29,591	96.9%	20,131	-32.0%
外国投資実行総額	億ドル	1,350	3.0%	683	4.1%	707	3.5%
合併・合作	億ドル	353	15.7%	190	14.5%	158	-16.8%
独資	億ドル	894	-2.1%	463	3.8%	494	6.6%
対外投資実行総額	億ドル	1,298	4.2%	572	18.7%	538	-5.9%
上海株価指数		2,494	813 ↓	2,847	345 ↓	2,979	132 ↑
株式時価総額	億元	434,924	-23.3%	504,217	-5.6%	536,297	6.4%
株式取引総額の総計	億元	901,739	-19.8%	524,677	0.4%	695,367	32.5%
為替レート 1 US\$	元	6.7472	3.3%	6.6166	-2.3%	6.8747	3.9%
100 円	元	6.1652	6.5%	5.9914	-0.9%	6.3816	6.5%
1 ユーロ	元	7.7027	-1.3%	7.6515	-1.3%	7.8170	2.2%



295 号巻頭言

上海高島屋の撤退中止について思うこと

6月25日、上海高島屋の8月25日付閉店・中国撤退が報じられた。報道によると、2012年12月の開業から赤字が続いており、家賃の減額交渉も不調に終わったことが撤退の原因とされている。上海高島屋は、古北新区という日本人駐在員が多く居住する地区を出店場所として選択したこと、日中関係の最悪期に出店したこと、出店当初よりその判断を疑問視する声が多くあり、成否が注目されていた。結果、出店よりわずか7年で上述の撤退報道に接することとなる訳であるが、店舗立地の選定ミス、中国人富裕層の消費性向を読み間違えたこと、ECショッピングの台頭時期とものにぶつかってしまったこと等、いろいろと取りざたされる失敗要因や不運はあったとしても、我々日本人にとって高島屋は日本を代表する老舗百貨店である。高島屋のブランド力をもってしても中国市場に食い込むことができなかったことは、日本企業の中国市場における敗退を象徴しているようで、中国市場開拓の難しさをあらためて思い知らされ、上海の日本人駐在員は少なからず何とも言えない暗い気分を味わったに違いない。

ところが、閉店間際の8月23日、一転して閉店中止・経営継続のニュースがSNS上を駆け巡った。「家主からの支援、上海市・長寧区の協力により、事業採算性が大きく高まる目途が立ったため、清算を中止した」というのが対外公表された撤退中止理由である。これを勝手に解釈すると、「高島屋撤退報道の反響が予想以上に大きかったことを重視し、日本の代表ブランド撤退によるイメージダウンを回避すべく、上海市・長寧区が高島屋の引き留めに動いた。具体策として、後続テナントとの入居条件交渉がなかなか纏まらなかった家主に対して政府が財政補助を支給して支援することで、上海高島屋に対する賃借料の値下げを実現させた。」ということになる。

もちろん朗報である。我々日本人駐在員としても、日本代表の中国市場敗退を目の当りにせずに済み、大いに安堵した。一方、振り回された上海高島屋への出店企業には疲労感が滲む。もちろん、店舗スタッフを解雇せずに済んだことや、店舗の移設を免れたことは喜ばしいことである。ただ、某出店企業の話聞いても、移設先の店舗探しと条件交渉等、この2ヶ月間かなり慌ただしく動き回ったそうで、地元政府の意向を先に確認しておけば、入居テナント側に迷惑をかけることも無かったのに、と上海高島屋側の対応への不満を漏らしておられた。では、上海高島屋が地元政府に事前相談する等の何らかの対策を講じていれば、関係者にかけた迷惑を避けることが果たしてできたのであろうか？答えは「否」である。

中国における主な事業再編パターンは会社清算による撤退、出資持分譲渡による撤退、吸収合併による会社統合であるが、いずれの場合も社内外への通知は常に突然である。それまでの間は極秘裏に準備作業或いは相手方との条件交渉を進め、準備が整った段階で或いは条件交渉がまとまった段階で社内の従業員及び社外の顧客等に一斉通知することになる。そうしないと、事業再編の情報が途中で社内外に漏れ、騒ぎが起こって事業再編の実施に大きな影響を与えかねないからである。ある意味、事業再編とは、一定の法的枠組みの下で、社員の都合も顧客の都合も一切無視して、自社都合の実現だけを追及することを意味する。そうしないと、周囲の事情に配慮しては事業再編自体が成立し得ないからである。特に会社清算の場合、会社自体が消えて無くなる為、従業員を全員解雇し、顧客との契約も全て打ち切ることになるので、従業員は新たな仕事を探さねばならず、サプライヤーにとっては売上減少要因となる等、他の事業再編パターンと比べ関係者に与える影響が格段に大きくなる。

例えば、生産型企業を清算する場合に常にクリヤーしなければならないのが顧客への供給責任期間の問題である。これは、会社清算に際し、自社生産品の販売先に対し他社からの調達への切替えをお願いし、その目途が付くまでの間、自社での工場操業を維持し、従来通り自社生産品を供給し続けなければならない期間のことを指す。清算企業側としては、会社清算の決定を従業員向けに発表する前に、先ず顧客宛に通知し調達先の変更に向けての動きを開始してもらいたいところである。しかし、顧客宛に通知すれば何らかの形でそれが自社に伝わることは目に見えており、これが引き金となって労働争議が発生すれば、労務対応面で会社が守勢に立たされると同時に、製品の工場出荷も止まってしまうかねない。ゆえに、顧客への通知は社内通知と同時またはその後とするのが会社清算時の労務対策における鉄則である。また、会社清算の決定を社内に通知する際には、法定の経済補償金支給基準にプラス α を設定することで、供給責任期間中の工場の操業維持に協力してもらう為の見返りとする事が多いが、その間に従業員のモチベーションが低下して製品の品質に問題が生じる、従業員がプラス α の更なる上乗せを要求してストライキを起こす等のリスクを考慮すると、会社清算発表後の供給責任期間はできる限り短期間に抑えるべきであり、余り長引くと、外部のプロ煽動者が介入して事態が複雑化するリスクも増して来る。標準的な供給責任期間としては、過去の経験則から2ヶ月程度と弊社ではアドバイスしている。これに対し、清算企業側としては、顧客側での製品認証に少なくとも6ヶ月は必要ということをよく言われるが、この6ヶ月間に会社が晒される様々なリスクとを天秤にかけると、最終的には自社のリスクをミニマイズする方向に動かざるを得ず、大半のケースでは2ヶ月程度で供給責任を終える結果となっている。生産型企業清算の場合も顧客側の利便性よりも清算企業自身の都合を最優先せざるを得ないという点では同じである。

次に、今回の上海高島屋の撤退中止には上海市及び長寧区政府の意向が働いたようであるが、外資撤退において地元政府が引き留めに動くことは基本的に無い。前述の供給責任期間の点と同様、地元政府に対し撤退意向を社内発表前の段階で打診するのは情報統制の観点より厳禁である。弊社が支援して来た100件以上の日系企業の撤退においても、地元政府への撤退意思伝達は社内発表の直前に行うことを恒例として来たが、地元政府が企業撤退に対し何らかの異議を唱えたケースは、親会社の知名度如何に関わらず過去10年間で一度も無い。撤退という企業側の意思決定に干渉する権限は行政機関にも無いからである。撤退表明すると地元政府が何か意地悪をして撤退させてもらえないのではないかと懸念する向きが多いが、これは全くの杞憂である。

その意味で、上海高島屋のケースでも、地元政府が高島屋撤退の事実を把握したのは我々が同情報に接したタイミングと恐らく大差は無かったはずである。それまでの間は、上海高島屋のみならず、高島屋本社内でも箝口令が敷かれ、一部のプロジェクトメンバーにより、店舗家主との家賃交渉、撤退を想定した従業員への経済補償金、各テナントからの損害賠償請求等の清算費用の試算と最終資金収支のシミュレーションが極秘裏に行われて来たはずで、これらの作業が完了し、家主との家賃交渉が不調に終わった段階で対外公表に踏み切ったと思われる。ただ、高島屋撤退の報に接し、地元政府も当初は事態を静観していたが、予想以上に周囲の反響が大きく、上海市に対するイメージダウンが懸念されたことから、途中から高島屋引き留めに向けて行動を開始したという経緯ではないかと思われる。

いずれにしても、上海高島屋の撤退中止は多くの関係者にとって喜ばしいことであるが、数年後に再び同じ状況に陥らないよう、上海進出日系企業の代表格としての今後一層の活躍を期待したい。

（副総経理 能瀬徹 2019/9/10 記）



296 号巻頭言

『華鐘』と共に成長した私

私は大学を卒業してすぐに上海華鐘ストッキング有限会社に就職して事務部門の仕事をしていたのですが、25 年前初春のある日、勝間総経理が私に一人の精悍な中年男性を紹介してくれました。この時が私の古林董事長・総経理との初対面の時でした。古林董事長・総経理は虹橋開発区に『華鐘コンサルティング』を設立して主として日本企業の中国への投資に対するコンサルティングサービスを提供するのだと話され、そしてそこで勤務する気はありませんか、とのお誘いを受けたのです。私は心から喜んでハイと答えました。

こうして私は開業準備期間から上海華鐘コンサルタントサービス有限会社に参与しました。会社は虹橋路 1488 号上海市紡織工業局療養院の 1 階の病室を改造して事務所としました。設立初期の社員は 8 人で唯一の女性が私であり、最も若い社員でもありました。



会社設立初期は人員に限りがあり、全員が複数の職位を兼務し、一生懸命努力しました。残業は普通でしたが誰も文句を言いません。当時の私は出納係を兼務していましたが、紡織専科出身でしたので会計業務は素人でした。最初の頃は小心翼翼と現金や銀行出納業務をこなしました。毎日高額や小額の発票を整理して現金と銀行通帳とを照合確認し徐々に実務に慣れましたが多くの会計知識については依然として半分しか理解していませんでした。会計という仕事は好きだがこれではダメと思い、それなら系統的に勉強して、会計師資格を取ろうと思ったのです。そこで一連の会計研修に参加する

ことにし、会社のサポートも得ながら、数年の勉強と努力の結果、最終的に中級会計師の職業資格を得ることが出来たのです。

同時に業務の不断の拡大に伴い、多くの会員企業様が代理記帳や日本式報告表の業務を委託する様になりました。これらの受託業務に参加して毎月 5 社～6 社のお客様向けの代理記帳の業務を行いながら、会社の会計業務も行わなければならない、残業で処理するしかない日々が続きました。月次の仕事はルーチンワークで定期的に繰り返され、「忙」という 1 字の毎日でしたが、これらの経験が私の会計実務経験とお客様への服務経験を豊かにしてくれました。

2002 年、『華鐘』は社員 50 数名の専門のコンサルティング会社に発展し、各種業務も細分化されて多くの専門部門が設置されました。当時の社内には専門の内部管理部門は存在せず、私は会計と総務の業務を兼務し、古くからの社員が人事等の業務を兼任していたのです。この時、古林総経理が専門の内部管理部門として現在の弁公室の設置を決定して、会社の会計、人事、総務、その他行政業務を担当することになりました。古林総経理の手から会社公印と法人印を引き渡された時、私は自分が担当する業務の責任の大きさを深く自覚したのです。

弁公室設立当初の人員は 2 人で、私は弁公室主任で会計を担当し、もう一人は出納の担当です。社内人事とその他行政業務は 2 人で分担しました。弁公室の仕事は直ぐに軌道に乗り、規則制度の制定、証書類ファイル管理から安全清潔維持、社員旅行計画実行まで、仕事は細々として膨大でした。2003 年、私は日本に行き海外技術者研修協会(略称:AOTS)の経営管理研修に参加しました。これはマネジメント能力の向上に大きな助けとなりました。私は弁公室と共に歩み、今では 6 人の体制となり、それぞれの専任者が部門業務を担当しています。

弁公室は会社の正常な運営を維持すると同



時に、最も重要な役割は会社内のバランス維持と協調であり、会社管理者と各部門の要となることです。規則制度の実行は各社員に対して公平公正に対応しなければなりません。これまで数回労災や労働争議を処理して来ましたが、『労働契約法』施行後、社員の自己保護意識は常に強化されています。これは良いことですが隙に付け入って悪用する事例もあります。この種の状況は人事担当者にとって非常に頭の痛いことです。軽い病を大げさにして長期の療養労災休暇を申請、労災鑑定に非協力等、日々の勤務に励む他の社員に不公平な状態は会社として容認出来ません。これらの争議は最終的に全て円満解決しましたが、その過程において『労働契約法』、『労災条例』等に対する理論を実務操作に移す経験を積むことが出来ました。会社にとっては争議を未然に防ぐことが非常に重要であり、社員の状態に関心を持ちながら、事態の展開をコントロールし、不良事項の芽が出る前に予防しなければなりません。

2006 年、上海浦東新区の現代サービス業は新たな支援政策を迎え、国の政策的サポートに対応して 2 番目の会社である上海華鐘投資コンサルティング有限公司が設立されました。弁公室はその登記設立と財政支援政策の全ての申請手続を担当し、新会社の順調な発展に有利な支援政策を獲得することが出来ました。

2012 年、中国は税制を改革し、営業税が増値税に改められ、『華鐘』の海外収入はクロスボーダーサービス貿易非課税政策に該当しました。しかし当時政策が発表されたばかりで、申請手続の実務操作は異常なほどに困難でした。税務局は全ての契約に審査認可が必要であると要求し、初回は先ず前年度分を提出しました。1 件の渉外契約には 5～6 種類の資料を準備しなけれ

ばならず、契約書の中国語翻訳版や銀行の手続書類等も含まれていました。この作業には非常に時間がかかり、しかも税務局の受理要求は常に変化して、スケジュール的にもとてもきついものでした。企業によっては申請書類が複雑すぎて免税処理を放棄するケースもありました。おおよそ 1 週間、弁公室全体が懸命に働き、大量のコピーを行い、資料が小山の様に積み上がりました。当時各部門が応援の社員を出して手伝ってくれました。酷寒の深夜、社内の照明が夜通し灯り、20 数名の社員が会議室で製造業の生産ラインの如く作業を分担して整然と作業を続けました。不断的努力を経て、当社の非課税申請は受理されたのです。

また『華鐘』の新規業務の提供は全て先ず弁公室で試行します。例えば 2000 年から ERP ソフトウェアの利用を広めて来ましたが、弁公室が率先して使用し、メリットデメリットを総括しながら各部門が弁公室の使用体験をもとにフィードバックしてお客様に提供することでお客様には安心して使用して頂けました。

2017 年、私は華鐘グループ連合工会委員会的主席に選出され、工会委員たちと一緒に企業団結力強化をモットーに多彩で豊富な工会活動を展開して来ました。具体的には社員に「思いやり」を届け、視察見学を計画し、社員を講師とする社内セミナーの開催、ファミリーイベント開催等で『華鐘』が職業発展のプラットフォームだけでなく、団結した温かい大家族であることを社員に感じてもらえる様にと願っています。

今年 9 月、光栄にも上海華鐘投資コンサルティング(有)と上海華鐘コンサルタントサービス(有)の副総経理を拝命しました。私の主管は会計諮詢部、税務諮詢部、項目部、納税業務部、出入国業務部であり、弁公室主任も兼任します。

『華鐘』での勤務は既に 25 年となり、会社の発展と共に成長した私は、ここで一旦整理して再出発し、皆様と共にこの新しい時代を共に努力して進みたいと思います。25 歳の『華鐘』は正に青年であり、輝ける明日に大きく期待しています。(副総経理 榮垂華 2019/10/09 記)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2018年の中国における電子商取引の状況について（1）

Q: 2018年の中国での電子商取引(EC)規模、オンライン小売額等の状況について教えてください。

＜産業統計＞＜電子商取引＞＜オンライン小売＞＜2018年＞

A: 中国商務部電子商取引及び情報化司は2019年5月29日、『中国電子商取引報告書(2018)』（以下、『報告』と略）を発表しました。『報告』によると、中国における電子商取引（EC）の2018年度取引額は前年比8.5%増の31.63兆元、オンライン小売額は23.9%増の9.01兆元、越境ECの商品輸出入総額は50%増の1,347億元となりました。

1. 『報告』作成の背景

『中国電子商取引報告書』は、国家商務部電子商取引及び情報化司が中国国際電子商取引センター研究所に委託して作成した、年間の中国における電子商取引（EC）の発展状況を反映した包括的報告書であり、2003年から15年連続で作成されています。今回新たに発表された『報告』は、2018年の中国のEC発展の全体的な状況と注目分野についての主要データ、特徴、問題点、傾向等を分析すると共に、今後の発展傾向を判断する上でのリファレンスを提供するものです。

2018年8月末、『中華人民共和国電子商取引法』（※）が、中国のEC分野における最初の包括的法律として公布されました。人工知能、ビッグデータ、IoTを基礎とする技術イノベーション、ソーシャルEC、コンテンツEC、コミュニティのグループ購入に代表されるモデルのイノベーションは、中国のECを支える動力となっています。同時に、越境EC総合試験区は、グローバルブランド商品の双方向作用を加速させ、越境ECがグレードアップして新たな段階に入ることを可能にしています。

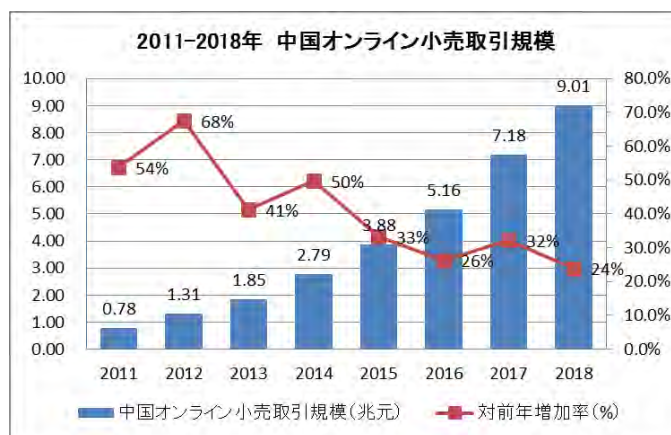
※『中華人民共和国電子商取引法』については、以下の日刊華鐘通信ビジネスQ&Aをご参照下さい。2018年10月15日～22日ビジネスQ&A：『中華人民共和国電子商取引法』について（1）・（2）・（3）・（4）・（5）・（6）

2. 『報告』の概要

『報告』は、中国のECサービス業、農村部のEC発展現状、越境EC、信用構築、関連の法律規制、産業融合、各地方のECの発展テーマ等の面から、2018年度のEC全体の発展状況を全面的に分析、整合しています。このうち一部分について、以下にご紹介します。詳細は『報告書』全文をご参照下さい。

（1）全体状況：2018年度の全国ECの取引額は31.63兆元、オンライン小売額は9.01兆元

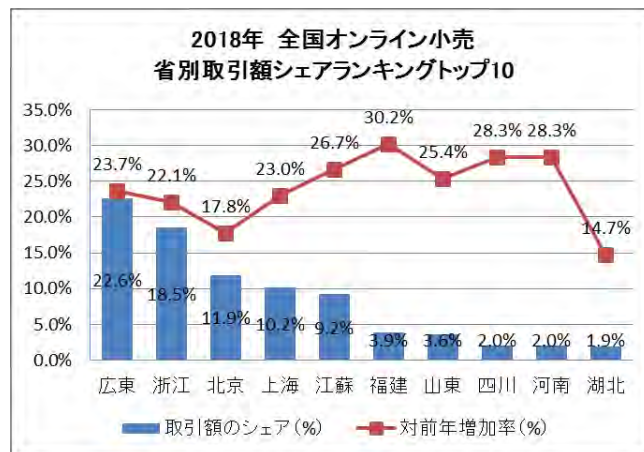
国家統計局によると、2018年の全国EC取引額は前年比8.5%増の31.63兆元で、うち商品、サービス類のEC取引額は14.5%増の30.61兆元でした。また2018年の全国オンライン小売額は23.9%増の9.01兆元（下図参照、データ出典：国家統計局）。うち実物商品のオンライン小売額は25.4%増の7.02兆元で、社会消費品小売総額に占める割合は18.4%に拡大しました。2018年のオンライン小売のB2C市場シェアは引続き拡大し、全国オンライン小売額の62.8%を占め、増加率はC2C小売額を大きく上回りました。



消費のグレードアップが深まるにつれ、オンラインショッピングのブランド、品質、サービスに対する消費者の関心が徐々に高まり、B2C市場の優位性がより明確になっていると言えるでしょう。

2018年通年の現物商品のオンライン小売において、食料品は前年比33.8%増加し、昨年の対前年増加率を5.2%上回りました。衣類は22.0%増（前年比1.7%増）、日用品類は25.9%増（同4.9%減）となりました。商品分類別では、アパレル・靴・帽子・繊維製品、日用品、家電及びオーディオ器材が、小売額ランキングの上位3位で、各々実用品オンライン小売額の25.2%、14.4%、10.6%を占めています。化粧品、穀物・食品、家具が小売額増加率ランキングの上位3位で、対前年増加率は各々36.2%、33.8%、30.1%でした。特にスマート製品の成長が目立ち、スマートウォッチ、スマートスピーカー、インテリジェント翻訳機等の製品の販売額の対前年増加率は、いずれも80%を上回りました。

地区別では、EC発展地域の集中度は若干低下しています。東部、中部、西部、東北地区のオンライン小売額の全国シェアは各々83.1%、9.0%、6.4%、1.6%で、うち東部地区は前年から0.7%縮小、その他の地域は若干拡大しました。省別では、広東、浙江、北京、上海、江蘇がオンライン小売額ランキング上位5位で、その合計は全国オンライン小売額の72.3%を占め、前年から2.5%縮小、取引額上位10位の省が占める割合は85.7%で、前年から3.2%縮小しました。



(2) EC サービス業

中国の2018年におけるサービス業のGDP成長への貢献率は59.7%に達し、近代的サービス業の重要な構成部分として、着実な増加傾向を維持しています。2018年のECサービス業の収入規模は前年比20.3%増の3.52兆元。うちECの取引プラットフォームサービスの営業収入規模は31.8%増の6,626億元で、サポートサービス分野の電子決済、物流、情報技術等のサービス収入は16.1%増の1.3兆元でした。代理運営、教育訓練、コンサルティング等の派生サービス分野の営業収入規模は19.5%増の1.55兆元。うちECの教育訓練は、産学融合の発展という良好な局面を形成しています。教育部によると、2018年時点で全国計544の本科院校に、ECの専攻が設けられています。

(3) 越境 EC

税関総署のデータによると、2018年に全国の税関がシステムを通じて検査、通過させた輸出入商品の総額は前年比50%増の1,347億元でした。うち輸出商品は67%増の561.2億元、輸入商品は39.8%増の785.8億元。17年に比べると輸出は明らかに伸びており、輸入の増加率は鈍化しています。18年の輸入額上位3位の商品は化粧品、穀物・食品、アパレル・靴・帽子で、各々全体の35.9%、24.2%、13.3%を占めています。また地域別では、東部地区各省市の越境ECが継続的に発展し、中西部地区は顕著に増加。2018年の越境EC小売輸入取引額ランキング上位5位の省市は広州、寧波、杭州、鄭州、重慶で、うち重慶保税港区の2018年の越境EC取引額は109%増の28.1億元に達しました。更に「一帯一路」建設の進展に伴い、中国の越境ECの貿易範囲も拡大を続けています。

2018年は越境ECと新業態の融合により、ショート音楽動画EC、越境O2O（伝統的越境ECプラットフォームとオフライン実店舗の融合）等の新たなモデルが登場し、またニーズの細分化、プラットフォームの最適化及び高品質製品の輸出等の面で新たな特徴が見られました。これには、手が届く高級ブランドやニッチブランドの段階的な増加、「網易考拉」の海外スーパー、「天猫国際」の輸入スーパーの立ち上げ、越境ECプラットフォームの従来の「デパート」から「大型スーパー」への移行の推進等が含まれます。

「2018年の中国における電子商取引の状況について（2）」へ続く

（作成：公関部 俞穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 2018年の中国における電子商取引の状況について（2）

Q: 2018年の中国での電子商取引(EC)規模、オンライン小売額等の状況について教えてください。

＜産業統計＞＜電子商取引＞＜オンライン小売＞＜2018年＞

A: 中国商務部電子商取引及び情報化司は2019年5月29日、『中国電子商取引報告書(2018)』（以下、『報告』と略）を公布しました。『報告』によると、中国における電子商取引（EC）の2018年度取引額は前年比8.5%増の31.63兆元、オンライン小売額は23.9%増の9.01兆元、越境ECの商品輸出入総額は50%増の1,347億元となりました。

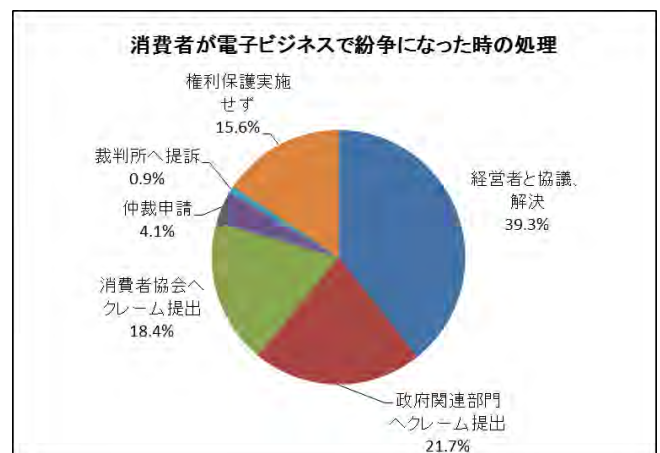
「2018年の中国における電子商取引の状況について（1）」より続く

（4）信用の構築

新たに施行された『電子商取引法』において、電子商取引（EC）の信用構築に関する条項は、計13箇条あり、うち促進性条項が2箇条、規範性条項が11箇条です。また商務部、発改委等の部門も『電子商取引企業信用情報共有規範』、『電子商取引領域の信用失墜問題に対する特別整備作業の強化に関する通知』、『商務部の、ビジネスの信用構築を深く掘り下げて推進することに関する指導意見』、『速達業の信用システム構築作業計画』など一連の政策文書を公布しました。阿里巴巴（アリババ）、京東、国美など有名なEC企業10社の代表も『電子商取引信用公約』に共同署名し、販売業者に対してEC活動についての法規の各項規定を実施し、消費者の権益を保護するよう提唱しました。

ビジネスビッグデータによると、2018年の中国オンライン小売産業の全体好評率は前年比4%増となっています。

また、2018年末に中国消費者協会が発表したデータによると、中国の消費者の権利保護意識は継続的に高まっており、権利保護の方法は多様化の特徴を示しています（右図参照）。



（5）電子商取引と産業の融合

中国の2018年のECは、「オンラインとオフラインの業態融合、サプライチェーンの資源の融合、生産・供給・販売のデジタル化融合」などの発展動向を呈しています。特に小売市場においては、以下の状況が見られます。

- ① 店舗デジタル化のグレードアップ推進：2018年、居住区（中国語：社区）のコンビニエンスストアがオンラインとオフラインの融合及び小売のデジタル化改造の重点対象となり、大型ECプラットフォーム、伝統的なスーパーマーケットグループ及び革新的な小売企業の配置が加速し、伝統的なコンビニをグレードアップして、直営とフランチャイズの2種類のモデルを作りました。例えば、京東は「百

万コンビニ計画」を立ち上げ、「京東便利店」のブランド使用を統一して授権し、「京東掌柜宝」を通じてオンライン入荷を実現しました。また、蘇寧スマート販売の開発戦略は、新たに 6,767 店舗をオープンすることで、うち蘇寧小店の新店舗開業は 3,056 店となっています。

- ② インテリジェントビジネス端末の配置強化：2018 年、無人小売の業態が最適化発展段階に入り、EC をベースとする開放式陳列棚、自動販売機、無人コンビニなどが、オフィスビル、ショッピングモール、空港や駅などの公共場所の新型インフラとなりました。また、若年消費者の精神的娯楽に対するニーズの高まりに伴い、販売する商品の種類はより豊富になり、多様化しており、例えば「網紅口紅機（ネット上で話題になった、お金を投入してゲームをし、クリアできれば口紅が手に入る機械）」、セルフサービス式ミニKTVなどの多様な無人インテリジェント端末も、急速に市場を占有しています。
- ③ シェアサービスの発展促進：国家情報センターのデータによると、中国の 2018 年のシェアエコノミー市場の取引額は前年比 41.6%増の 2.94 兆元でした。うち、飲食・小売のデジタル化が主に発展し、シェアキッチンを代表とする新型小売業態のシェアレストランなどが探索的な発展を遂げています。また、シェアハウスは既に一定の規模を備えていますが、シェアトラベル分野は、発展が鈍化しています。プラットフォームは、デポジット無しとする政策を試験的に開始し、ユーザーの資金リスクや使用コストを低減しようとしています。

(1) 地方の EC の発展状況（上海を例として）

『報告』は、全国各省市の 2018 年度の EC 発展状況について、総括して紹介しています。一例として、上海市の 2018 年度の EC 発展状況は、以下の通りです。

上海市の 2018 年の EC 取引額は前年比 19.3%増の 2.8 兆元超となりました。うち B2B 取引額は 14.1%増の 1.8 兆元超、オンライン小売額は初めて 1 兆元を突破（同 29.7%増）、商品類のオンライン小売額は 26.4%増の 4,704 億元、サービス類のオンライン小売額は 32.5%増の 5,681 億元でした。

2018 年、上海市は新たに漕河泾輸出加工区を越境 EC モデル園區に追加し、対応する越境 EC「海外倉庫」は 50 を超えました。また政府は、輸入博覧会で展示販売する消費品の利便化監督管理等の一連の措置を定め、越境製品の事前検査や港での迅速な検査、引渡しを実現しました。更に政府は、上海が全国の消費分野における新技術の試験場所及びインキュベーション地となることを積極的に推進し、スマートボックス、ロボットレストラン、顔認証によるショッピングなど、一連の最新型小売形態を作り上げました。菜鳥の分刻み配送、京東の原生ドローン、蘇寧の AGV ロボット倉庫などは、いずれも上海発です。

世界の EC 取引本部の上海集中が加速し、アリババ、京東、唯品会などは、上海市の虹橋ビジネスエリアに所在しています。また国内の有名 EC 業者も、輸入博覧会の輸入 EC 連盟を作り、長期的な展示取引プラットフォームを構築しています。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2019年度第3四半期における各地の最低賃金基準について

Q:各地の最新の最低賃金基準を教えてください。

<賃金><最低賃金基準>

A:2019年9月30日までに発表された最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。

1. 最低賃金基準

2019年9月末までに発表された、最新の省・市・自治区の最低賃金基準は以下の通りです。（着色部分が本年の改定）

中国各省・市・自治区の月額最低賃金基準

(単位：人民元)

No.	地区	実施日	最低月給額（一地区内で異なる基準のある地区は複数表示）				
1	上 海	2019.04.01	2,420→2,480				
2	天 津	2017.07.01	2,050				
3	広東(深圳除く)	2018.07.01	2,100	1,720	1,550	1,410	
	広東深圳	2018.08.01	2,200				
4	北 京	2019.07.01	2,120→2,200				
5	浙 江	2017.12.01	2,010	1,800	1,660	1,500	
6	江 蘇	2018.08.01	2,020	1,830	1,620		
7	山 東	2018.06.01	1,910	1,730	1,550		
8	陝 西	2019.05.01	1,680→1,800	1,580→1,700	1,480→1,600		
9	新 疆	2018.01.01	1,820	1,620	1,540	1,460	
10	河 北	2019.11.01	1,650→1,900	1,590→1,790	1,480→1,680	1,380→1,580	
11	内 蒙 古	2017.08.01	1,760	1,660	1,560	1,460	
12	山 西	2017.10.01	1,700	1,600	1,500	1,400	
13	河 南	2018.10.01	1,900	1,700	1,500		
14	貴 州	2019.12.01	1,680→1,790	1,570→1,670	1,470→1,570		
15	雲 南	2018.05.01	1,670	1,500	1,350		
16	湖 北	2017.11.01	1,750	1,500	1,380	1,250	
17	江 西	2018.01.01	1,680	1,580	1,470		
18	遼 寧	2019.11.01	1,620→1,810	1,420→1,610	1,300→1,480	1,120→1,300	
19	安 徽	2018.11.01	1,550	1,380	1,280	1,180	
20	四 川	2018.07.01	1,780	1,650	1,550		
21	福 建	2017.07.01	1,700	1,650	1,500	1,380	1,280
22	重 慶	2019.01.01	1,500→1,800	1,400→1,700			
23	黒龍江	2017.10.01	1,680	1,450	1,270		
24	吉 林	2017.10.01	1,780	1,680	1,580	1,480	
25	寧 夏	2017.10.01	1,660	1,560	1,480		
26	甘 肅	2017.06.01	1,620	1,570	1,520	1,470	
27	海 南	2018.12.01	1,670	1,570	1,520		
28	西 蔵	2018.01.01	1,650				
29	広 西	2018.02.01	1,680	1,450	1,300		
30	湖 南	2019.10.01	1,580→1,700	1,430→1,540	1,280→1,380	1,130→1,220	
31	青 海	2017.05.01	1,500				

2. 最低賃金に関する諸規定

1) 関連規定

- ①『最低賃金規定』（労働社会保障部令第21号、2004年3月1日施行。中国語：『最低工資規定』）
 ②地方政府が公布した最低賃金規定

2) 最低賃金とは

最低賃金とは、労働者が法定労働時間又は労働契約にて約定した労働時間内に正常労働を提供した場合、雇用単位が支払うべき最低の労働報酬をいいます。労働者が法に拠り享受する年次有給休暇、帰省休暇、結婚休暇、服喪休暇、生育(出産)休暇、避妊手術休暇など、国が定める休暇期間中、及び法定労働時間内に法に拠り社会活動に参加した時間は、正常労働を提供したとみなします。

3) 最低賃金に含まない項目

労働者が正常労働を提供した場合、雇用単位が以下の項目を控除した後の賃金は、所在地の最低賃金を下回ってはなりません。

①全国共通

- a) 時間外労働報酬
 b) 遅番、夜勤、高温、低温、井下、有毒有害など特殊労働環境、条件で支払う手当
 c) 法律法規と国が定める労働者の福利待遇など。主には、以下の項目が含まれます。
- ・労働者に研修を受けさせる費用
 - ・国家労働安全衛生規定に基づき、労働者に発給する費用と用品及び雇用単位が独自で発給する作業用品（作業服など）
 - ・労働者に支給する医療衛生費、弔慰金、帰省旅費、計画生育補助金、生活困難補助金、冬季暖房手当、防暑降温費など

②地方適用

上記に加えて各地方の規定がありますので、注意が必要です。

地方	最低賃金に含まない項目	注意事項
上海市	・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当 (※)	(※) 食事手当・通勤手当・住宅手当を除いた額が最低賃金基準を下回ることは不可。
北京市	・上記①a)～c) ・社会保険及び住宅積立金の個人納付部分	
江蘇省	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分	
寧夏回族自治区	・上記①a)～c) ・住宅積立金の個人納付部分 ・食事手当・通勤手当・住宅手当 (※)	(上海市に同じ)
その他省・市	上記①a)～c)	

以上

(作成：HR 部 楊建成)

★ 中国ビジネス相談Q&A

■ 企業の銀行口座許可を順次取消し、届出制に改めることについて

Q: 中国人民銀行による、企業の銀行口座許可の取消について、教えてください。

＜政策法規＞＜企業銀行口座許可＞＜銀行口座開設許可証＞＜承認制から届出制へ改訂＞

A: 2019年2月、中国人民銀行は『中国人民銀行の、企業の銀行口座許可の取消に関する決定（中国語：中国人民銀行關於取消企業銀行帳戶許可有關事宜的決定）』（〔2019〕第1号令、以下『決定』と略）を公布し、2019年2月25日以降、企業の銀行口座許可の取消範囲を、江蘇省泰州市、浙江省台州市から江蘇省、浙江省に拡大すること、その他の各省（区、市）、深圳市は、2019年末までに取消すことを規定しました。

1. 2018年6月より、一部地区において実施されている企業銀行口座許可の取消の試行は、2019年末までに全面的に実施

(1) 銀行口座開設許可の定義

一般企業にとって、口座開設許可の取得は、基本預金口座開設の前提条件であることから、銀行口座開設許可はよく知られたものと言えます。

銀行口座開設許可証は、中国人民銀行が発行する、基本口座を開設するための証明の一種です（右図参照）。中国国内の金融機関で基本預金口座を開設する企業は、この証明に基づいて、他の金融取引業務を処理することができます。よって、これまで新設企業は、将来の経営上の必要のために、営業許可証、税務登記証等の必要書類を取得した後、最初に、会社に近い銀行にて口座開設許可を申請して基本預金口座を開設し、日常の振替決済や現金受払いに用いてきました。



企業の銀行口座開設許可（サンプル）

(2) 2018年6月より、一部地区にて企業の銀行口座許可の取消を試行

中国人民銀行は2018年5月23日、『中国人民銀行の、企業の銀行口座開設許可証の発行取消試験に関する通知』（銀發〔2018〕125号）を公布し、2018年6月11日より、江蘇省泰州市、浙江省台州市等において、企業基本預金口座の開設許可証の発行を取消すと規定しました。

これら試験実施地区の人民銀行の支店では、地元の銀行が企業のために基本預金口座を開設する場合の手續を、承認制から届出制に調整。対象地区の銀行は、規定に基づいて企業の身元、口座開設の意向の真実性及び基本預金口座の唯一性を審査し、条件に合致する企業に対し、基本預金口座を開設します。口座開設後の変更、抹消の手續も、承認制から届出制に調整され、人民銀行の支店の承認は必要なくなります。

過去1年間の試験実施作業は全体的に安定しており、社会の反応は良好であったとされています。2018年12月末時点で、試験地区の商業銀行が新規に開設した企業向け基本預金口座は合計4.56万社で、うち中小零細企業が2.64万社、個人商工業者が1.92万社。企業口座の開設は1～2稼働日以内に完了します。

- (3) 『決定』では、2月25日より順次企業の銀行口座許可を取消し、19年末までに取消完了すると明確化
『決定』では、第一期の企業銀行口座許可取消地区は江蘇省、浙江省であり、以降の地区は、各省の

準備作業の状況に応じて順次確定できると定めています。実施後、中国国内で法に基づき設立された一般企業（※）、即ち企業法人、非法人企業、個人商工業者が、企業銀行口座許可取消地区の銀行にて、基本預金口座、臨時預金口座の手続をする場合、全て審査制から届出制に変更され、人民銀行は口座開設許可証を発行しなくなります。つまり、『人民元銀行決済口座管理弁法』中の、銀行口座の承認及び口座開設許可に関する規定は、今後執行されないということです。

2. 上海、北京等主要都市及び省の実施状況

上海、北京等、外資企業が比較的集中している都市における本政策の実施状況は、以下の通りです。リストにない地域の企業も、所在地の銀行或いは人民元の支店に問い合わせることができます。

統計によると、4月30日現在、上海市の銀行機関は既に企業の基本預金口座221社の開設、変更、抹消処理を行ったとのこと。

上海、北京における企業銀行口座許可取消状況一覧（太字下線部分は重点箇所）

都市或いは省	実施時期	主要内容
上海	2019年4月30日より	① 企業が基本預金口座、臨時預金口座の開設を申請する場合、<u>口座開設銀行が規定に基づき口座開設審査を完了した後、条件に符合する企業には、直ちに口座開設手続を行うことができる。</u> ② 企業の銀行決済口座は、開設日から直ちに、資金受払業務を実施することができる。 ③ 企業が、許可取消以前に開設した<u>基本預金口座、臨時預金口座の名称、法定代表人或いは企業責任者の変更を申請する場合、元の口座開設許可証を返却しなければならない。</u> ④ 人民銀行は、<u>企業の銀行口座の管理を強化する。</u>企業の合法的權益を保護するために、企業が基本預金口座を開設する際には、<u>口座開設銀行が、企業の法定代表人（企業責任者）に対して企業口座開設意向の事実確認を行い、企業の法定代表人（企業責任者）に関連作業の協力を求める。</u> ⑤ 企業の銀行口座許可を取消した後、企業が一般預金口座、専用預金口座、臨時預金口座の開設を申請する場合、<u>銀行に基本預金口座番号</u>（基本預金口座を開設した後に企業に通知される番号）を提供しなければならない。
北京、深圳市、山東省、広東省、福建省	2019年4月28日より	

3. 企業の銀行口座許可を取消した後の作業

企業の銀行口座許可の取消は、間違いなく、企業の銀行口座手続業務の更なる便利化及び迅速化に役立つと考えられます。

しかし一方で、商業銀行にとって承認制から届出制への変更は、銀行が負う口座の合法性や主体の合法性に対する責任がより明確になることを意味しており、銀行は、独立して全面的に口座承認の職責を負わなければなりません。また、企業のリスク認識、内部統制、コンプライアンスの管理水準等の要素も、企業口座管理の質に直接影響を及ぼすことになります。

政府は今後、人民銀行も関連部門との企業関連情報の共有を推進し、商業銀行の顧客の身元識別能力を高めていきます。事前、事中、事後の監督管理を充分に実施し、例えば事前管理においては、基本預金口座を開設する際に、商業銀行は企業の法定代表人或いは企業責任者に対して口座開設意向の事実確認を行い、異常な口座開設状況を正確に識別し、口座開設を拒絶する権利を有することとします。また事後は、企業の業務経営において頻繁に多額の、疑わしい取引があった場合、銀行及び政府機関の追跡調査を受ける可能性があります。従って、企業にとってこの動きは、各種企業の効率的な発展を大いにサポートするものではありませんが、企業はまた、内部統制力を向上させ、様々な不適切な操作の発生を防止することが大切です。

以上

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（1）

Q:『中華人民共和国独占禁止法（中国語：中華人民共和国反壟断法）』（以下、『独占禁止法』と略）の関連規定の施行について、教えてください。

<政策法規><独占禁止法><独占合意><市場の支配的地位><競争行為の制限>

A:2019年6月26日、国家市場監督管理総局は、『独占合意の禁止に関する暫定規定』、『市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する暫定規定』、『行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為の阻止に関する暫定規定』の3件の『独占禁止法』関連規定を制定し、公布しました。9月から施行されています。

1. 3件の『独占禁止法』関連規定公布の背景及び主な役割

2008年8月1日に『独占禁止法』が施行されて以来、元の3つの独占禁止取締機関（国家工商行政管理総局、国家發展改革委員会、商務部）は、それぞれ積極的に独占行為を調査、処分し、取締りの経験を積み重ねてきました。しかし、2018年4月10日に元の3つの独占禁止取締機関の職責が統合されて国家市場監督管理総局（※）が正式に成立し、関連法規も改正が必要となりました。

こうして2019年6月、国家市場監督管理総局は、『独占禁止法』に基づき、3件の規定を制定し、元の3つの独占禁止取締機関の職能が錯綜した状況を解決し、中央と地方が連携して監督を行う取締体制を強化しました。3件の規定では、それぞれ次のような細分化・明確化が行われています。

- ・『独占合意の禁止に関する暫定規定』…独占合意の認定方法と取締手順を細分化
- ・『市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する暫定規定』…違法行為の認定と処分を明確化
- ・『行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為の阻止に関する暫定規定』…行為種類と処分を明確化

※国家市場監督管理総局は、元の国家工商行政管理総局の職責、元の国家品質監督検閲検疫総局の職責、元の国家食品薬品監督管理総局の職責、国家發展改革委員会の価格監督検査及び独占禁止取締の職責、商務部の経営者集中独占禁止取締の職責及び国务院独占禁止委員会弁公室等の職責を統合しています。

2. 3件の『独占禁止法』関連規定の主要内容

1)『独占合意の禁止に関する暫定規定』（全36条）

『独占合意の禁止に関する暫定規定』は、独占合意の認定方法や取締りの手順を細分化しており、独占合意の予防と阻止、市場監督管理部門の法に基づく職権行使の規範化及び保障を目的としています。本規定は2019年9月1日から施行され、同時に元の『工商行政管理機関による、独占合意、市場の支配的地位の濫用事案を調査処分する手順に関する規定』、『工商行政管理機関による、独占合意行為の禁止に関する規定』は廃止されました。

本規定の主な内容は以下の通りです。

(1) 取締機関の調整

国と省の2つのレベルによる取締体制を確立し、省級の市場監督管理部門が同行政区域内の取締りに

責任を負うよう規定しています（「普遍授權原則」）。また、指定管轄、委託調査、協力調査等に関する取締体制を明確にし、省級市場監督管理部門が独占合意を立件・処分した場合に国家市場監督管理総局へ報告届出を行う制度についても明確にしています。

関連する規定の内容（抜粋）は、以下のとおりです。太字下線部分は重点箇所です（以下、同様）。

第2条 国家市場監督管理総局（以下、市場管理総局と称する）は、独占合意についての独占禁止取締作業に責任を負う。

市場管理総局は、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき、各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門（以下、省級市場管理部門と称する）に対し、同行政区域内の独占合意についての独占禁止取締作業に責任を負うよう授權する。

本規定にいう独占禁止取締機関には、市場管理総局と省級市場管理部門を含む。

第3条 市場監督総局は、次の独占合意の調査処分に責任を負う。

- (1) 省、自治区、直轄市を跨ぐもの
- (2) 事情が比較的複雑であり、又は全国に重大な影響のあるもの
- (3) 市場管理総局が直接調査処分を行う必要があると認めるもの

前項に掲げる独占合意は、市場管理総局が省級市場管理部門を指定して調査処分させることができる。

省級市場管理部門は、独占合意の調査処分を授權する時、同部門の調査処分範囲に属さないことに気づき、又は同部門の調査処分範囲に属しても市場管理総局が調査処分する必要がある場合は、直ちに市場管理総局に報告しなければならない。

第17条 独占禁止取締機構は、嫌疑のある独占合意に対して必要な調査を経た後に立件するか否かを決定する。

省級市場管理部門は、立件した日から7営業日以内に市場管理総局に届出を行わなければならない。

第18条 市場管理総局は、独占合意を調査処分する時、省級市場管理部門に委託して調査をさせることができる。

委託を受けた市場管理部門は、委託範囲内において委託機関の名義によって調査を実施しなければならない。他の行政機関、組織又は個人に再委託して調査させてはならない。

第19条 省級市場管理部門が嫌疑のある独占合意を調査処分する時、必要に応じて、関連の省級市場管理部門に調査協力を求めることができ、関連の省級市場管理部門は協力しなければならない。

(2) 「その他の協同行為」の具体的な認定方式を明確化

『独占禁止法』が禁止する独占合意には、合意、決定及びその他の協同行為の3種類が含まれます。本関連規定は、その他の協同行為の定義を明確にすると同時に、その他の協同行為を認定する際に考慮すべき要素を列挙しており、これは、取締機関の取締基準となるほか、企業等の市場主体が経営を行う上で規範となるものと言えます。

第5条 独占合意とは、競争を排除、制限する合意、決定又はその他の協同行為を指す。

合意又は決定は、書面でも、口頭等の形式でもよい。

その他の協同行為とは、経営者間で、明確に合意書の締結又は決定をしてはいないが、実質的に協調、合意が存在する行為を指す。

第6条 その他の協同行為を認定する場合、以下の要素を考慮しなければならない。

- (1) 経営者の市場行為に整合性があるかどうか。
- (2) 経営者間に、意向の連絡又は情報交換が行われたことがあるかどうか。
- (3) 経営者が、行為の整合性について合理的な説明ができるかどうか。
- (4) 関連市場の市場構造、競争状況、市場の変化等の状況。

「2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（2）」へ続く

（作成：法務部 長谷川、公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（2）

Q:『中華人民共和国独占禁止法（中国語：中華人民共和國反壟斷法）』（以下、『独占禁止法』と略）の関連規定の施行について、教えてください。

<政策法規><独占禁止法><独占合意><市場の支配的地位><競争行為の制限>

A:2019年6月26日、国家市場監督管理総局は、『独占合意の禁止に関する暫定規定』、『市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する暫定規定』、『行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為の阻止に関する暫定規定』の3件の『独占禁止法』関連規定を制定し、公布しました。9月から施行されています。

「2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（1）」より続く

(3) 独占合意の具体的な認定方式を細分化

『独占禁止法』第13条と第14条では、独占合意の形式7種類を明確に挙げていますが、原則的で大まかな記述になっています。

No.	合意者関係	禁止される独占合意内容類型	独占禁止法条項	本規定条項
1	競合する 経営者	商品価格の固定又は変更	第13条1項1号	第7条
2		商品の生産数又は販売数の制限	第13条1項2号	第8条
3		販売市場又は原材料仕入市場の分割	第13条1項3号	第9条
4		新技術、新設備の購入制限 又は 新技術、新製品の開発制限	第13条1項4号	第10条
5		取引の共同ボイコット	第13条1項5号	第11条
6	取引相手	第三者への商品転売時の価格固定	第14条1号	第12条1号
7		第三者への商品転売時の最低価格限定	第14条2号	第12条2号

よって、本規定は、関連する独占合意の具体的な兆候や構成要素を明確にすると同時に、『独占禁止法』を適用してその他の独占合意を認定する際に考慮すべき要素を細分化し、取締機関の裁量権を制限しています。

第13条 本規定第7条～第12条に挙げる状況に該当しないその他の合意、決定又は協同行為は、競争を排除、制限していることを証明する証拠がある場合、独占合意と認定し、禁止しなければならない。

前項で規定する独占合意は、市場管理総局が認定の責任を負い、認定の際には以下の要素を考慮しなければならない。

- (1) 経営者が合意し、合意を実施したという事実
- (2) 市場競争の状況
- (3) 関連市場における経営者の市場シェア及び市場に対する支配力
- (4) 商品の価格、数量、品質等に対する合意の影響
- (5) 市場参入、技術の進歩等に対する合意の影響
- (6) 消費者、その他の経営者に対する合意の影響
- (7) 独占合意の認定に関するその他の要素

(4) 取締手順を体系的に規定し、独占合意に対して承諾制度を慎重に適用することを示す

本規定は、『市場監督管理の行政処罰手順に関する暫定規定』及び『市場監督管理の行政処罰の証拠聴取に関する暫定規定』とともに、独占合意事案の調査処分の各段階（通報、立件、調査、処分等）の

手続を明確にしています。

更に、経営者が是正を承諾し、積極的に措置を講じる場合は、調査中止を決定できることを規定しています。この「承諾制度」には、取締りの必要性の高い案件に取締機関の資源を集約させ、効率を高める効果があります。一方で、どのような場合に承諾制度を適用しないかについても明確にし、独占禁止法に関する取締機関の権威を保持しています。

第 21 条 独占合意の嫌疑のある経営者は、被調査期間において、調査中止の申請を提出し、独占禁止取締機関が認可する期限内に、具体的な措置を講じて行為の影響を排除することを承諾することができる。

調査中止申請は、書面形式で提出し、経営者の責任者が署名捺印しなければならない。申請書には、以下の事項を記載しなければならない。

- (1) 独占合意の嫌疑の事実
- (2) 行為の結果を排除するために行うことを承諾する具体的な措置
- (3) 承諾履行の期限
- (4) 承諾を必要とするその他の内容

独占禁止取締機関は、独占合意の嫌疑について調査検証した後、独占合意を構成するとみなす場合、法に基づき処分決定を下すものとし、その後は経営者が提出する調査中止申請を受け付けない。

第 22 条

独占禁止取締機関は、被調査経営者の調査中止申請に基づき、行為の性質、期間、結果、社会的影響、経営者が承諾した措置及びその期待される効果等の具体的な状況を考慮した上で、調査を中止するか否かを決定する。

独占禁止取締機関は、本規定第 7 条～第 9 条に規定する独占合意の嫌疑に合致するものについて、調査中止申請を受け付けてはならない。

(5) 適用除外制度とリニエンシー制度を細分化

本規定は、経営者が『独占禁止法』第 15 条によって申請することができる「独占合意禁止規定の適用除外」について、内容を細分化し、申請条件や、独占禁止取締機関による適用除外認定のための判断要素、適用除外決定の効力等を明確にしています。

また、『独占禁止法』第 46 条第 2 項の、経営者が独占合意に関する状況を積極的に報告した場合に処罰の減免が可能となる「リニエンシー制度」の内容についても、細分化しました。

第 33 条 独占合意に関与している経営者が、独占合意を行った状況を自主的に報告し、重要な証拠を提出したとき、法に基づき処罰の減輕又は免除を申請することができる。

重要な証拠とは、独占禁止取締機関が、調査を開始することができ、又は独占合意が重要な役割を果たしていると認定することができる証拠を指し、独占合意に関与する経営者、関連する商品の範囲、合意に達した内容及び方式、合意の具体的な実施等の状況を含む。

第 34 条 経営者が本規定第 33 条に基づき申請する場合、独占禁止取締機関は、経営者の自主的な報告の時系列、証拠提出の重要度及び独占合意及びその実施に関する状況に基づいて、処罰を減輕又は免除するか否かを決定しなければならない。

独占禁止取締機関は、最初の申請者に対し、処罰を免除し、又は 80%を下回らない割合で罰金を減輕することができる。2 番目の申請者に対しては、30%～50%の範囲で罰金を減輕することができる。3 番目の申請者に対しては、20%～30%の範囲で罰金を減輕することができる。

「2019 年 9 月 1 日施行の独占禁止法関連規定 3 件について (3)」へ続く

(作成：法務部 長谷川、公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（3）

Q:『中華人民共和国独占禁止法（中国語：中華人民共和国反壟断法）』（以下、『独占禁止法』と略）の関連規定の施行について、教えてください。

<政策法規><独占禁止法><独占合意><市場の支配的地位><競争行為の制限>

A:2019年6月26日、国家市場監督管理総局は、『独占合意の禁止に関する暫定規定』、『市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する暫定規定』、『行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為の阻止に関する暫定規定』の3件の『独占禁止法』関連規定を制定し、公布しました。9月から施行されています。

「2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（2）」より続く

(6) 独占合意の処分を規定

本規定は、罰金を確定する場合に考慮する要素等について細分化しています。また、経営者が、行政権力の濫用（行政的独占）によって独占合意を行った場合も、同様に法的責任を負うことを明確にしています。更に、取締りの均一性を確保するために、省級市場監督管理部門による独占合意の調査、処分に対して、市場監督管理総局が指導及び監督を強化するよう規定しました。

第32条 経営者が本規定に違反し、独占合意を行い、実施した場合、独占禁止機関が違法行為の停止を命じ、違法所得を没収すると共に、前年度販売額の1%以上10%以下の罰金を科する。合意した独占合意を未だ実施していない場合は、50万元以下の罰金を科することができる。

業界団体が本規定に違反し、業界の経営者を組織して独占合意に至った場合、独占禁止取締機関は、50万元以下の罰金を科することができる。情状が重い場合、独占禁止取締機関は、社会团体登記管理機関に提起し、登記を抹消することができる。

独占禁止取締機関は、具体的な罰金の額を確定する際、違法行為の性質、情状、程度、期間等の要素を考慮しなければならない。

経営者が、行政機関及び法律法規の授權に基づき公共事務管理の職能を有する組織の行政権力の濫用により独占合意を行った場合、前項規定に従って処理する。経営者が、独占合意の達成が行政命令の受動的遵守によるものであることを証明できる場合、法に基づき、軽きに従って処罰し、又は処罰を減輕することができる。

第31条 市場管理総局は、市級市場管理部門による独占合意の調査処分に対して指導及び監督を強化し、取締基準を統一しなければならない。

2) 『市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する暫定規定』（全39条）

本規定は、市場の支配的地位を濫用する行為の予防と制止のために違法行為の認定及び処分を明確にし、企業の合法的経営を促進するものです。本規定は2019年9月1日から施行され、同時に元の『工商行政管理機関の、市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する規定』は廃止されています。

(1) 取締体制の整備

独占合意の禁止に関する前述規定と同様に、市場の支配的地位濫用禁止に関する本規定も、国と省の

2つのレベルでの取締体制を確立しています。（「普遍授權原則」）

第2条 国家市場監督管理総局（以下、市場管理総局と称する）は、市場の支配的地位を濫用する行為に対する独占禁止取締作業に責任を負う。

市場監督管理総局は、独占禁止法第10条第2項の規定に基づき、各省、自治区、直轄市の市場監督管理部門（以下、省級市場管理部門と称する）に対し、同行政区域内における市場の支配的地位の濫用行為に関する独占禁止取締作業に責任を負うよう授權する。

本規定にいう独占禁止取締機関には、市場管理総局と省級市場管理部門を含む。

(2) 取締の手順を体系的に規定

既存の法規とともに、市場の支配的地位を濫用する行為の調査の各段階（通報、立件、調査、処分等）の手続を明確にしています。また、経営者による調査中止の申請と是正承諾の提出、取締機関による調査中止の決定及び調査の再開等の内容についても、明らかにしました。

第33条 独占禁止取締機関は、経営者が既に承諾を履行したと判断する場合、調査の終了を決定することができ、調査終了決定書を作成する。

調査終了決定書には、調査対象経営者の、市場の支配的地位濫用嫌疑の事実、承諾の具体的な内容、承諾の履行状況、監督状況等の内容を記載しなければならない。

以下の状況のうちひとつに該当する場合、独占禁止取締機関は調査を再開しなければならない。

- (1) 経営者が承諾を履行していない、又は完全には履行していないとき。
- (2) 調査中止の決定を下した時に根拠としていた事実に重大な変化が生じたとき。
- (3) 調査中止の決定が、経営者が提供した不完全又は不実の情報に基づいて下されたものであったとき。

(3) 市場の支配的地位を認定する根拠となる要素を細分化

『独占禁止法』の「経営者が市場の支配的地位を有すること」を認定する原則的要素について明確にし、細分化しました。特に、インターネット、知的財産権の分野において経営者が市場の支配的地位を有することを認定する際の考慮要素について明確にしています。また、複数の経営者が市場の支配的地位を有することを認定する際に考慮すべき要素を規定しています。

第11条

独占禁止法第18条及び本規定第6条から第10条までの規定に基づき、インターネット等の新しい経済形態の経営者が市場の支配的地位を有することを認定する場合、業界の競争の特徴、ビジネスモデル、ユーザー数、ネットワーク効果、ロックイン効果、技術的特性、市場の革新、関連データの把握及び処理能力、関連市場における経営者の市場操作力等の要素を考慮することができる。

「2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（4）」へ続く

（作成：法務部 長谷川、公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（4）

Q:『中華人民共和国独占禁止法（中国語：中華人民共和国反壟断法）』（以下、『独占禁止法』と略）の関連規定の施行について、教えてください。

＜政策法規＞＜独占禁止法＞＜独占合意＞＜市場の支配的地位＞＜競争行為の制限＞

A:2019年6月26日、国家市場監督管理総局は、『独占合意の禁止に関する暫定規定』、『市場の支配的地位を濫用する行為の禁止に関する暫定規定』、『行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為の阻止に関する暫定規定』の3件の『独占禁止法』関連規定を制定し、公布しました。9月から施行されています。

「2019年9月1日施行の独占禁止法関連規定3件について（3）」より続く

(4) 市場の支配的地位を濫用する行為の具体的状況の明確化

取締実務において、経営者の行為が「市場の支配的地位の濫用」に該当することを認定するのは複雑なプロセスです。本規定は、『独占禁止法』第17条に規定されている各種「市場の支配的地位の濫用」について、典型的な濫用行為を明確にしました。

No.	禁止される市場の支配的地位濫用行為の類型	独占禁止法条項	本規定条項
1	不公平な高価格での商品販売 又は 不公平な低価格での商品購入	第17条1項1号	第14条
2	原価を下回る価格での商品販売	第17条1項2号	第15条
3	取引相手との取引拒絶	第17条1項3号	第16条
4	取引を自己又は指定経営者に限定	第17条1項4号	第17条
5	商品の抱合せ販売又は他の不合理な取引条件付加	第17条1項5号	第18条
6	条件が同じ取引相手に対し、取引条件（価格等）で差別的待遇を実施	第17条1項6号	第19条

これらの行為は、「正当な理由」が有れば違法な独占行為には該当しないことが規定されています。（ただし、上記1[高額販売・低額購入]については、価格の不公平性が基準となります。）本規定では、これまでの取締りの経験を総括し、各行為に関連し得る「正当な理由」についても具体的に規定しました。例えば、次のような規定です。

第15条 市場の支配的地位を有する経営者が、正当な理由なく、原価を下回る価格で商品を販売することを禁止する。

原価を下回る価格で商品を販売していると認定する場合は、価格が平均可変費用を下回っているか否かを重点的に考慮しなければならない。平均可変費用とは、生産する商品の数の変化に伴って変動する単位当たりの費用を指す。インターネット等の新しい経済業態における無料モデルの場合は、経営者が提供する無料商品及び関連の有料商品等の状況を総合的に考慮しなければならない。

本条にいう「正当な理由」には次のものを含む。

- (1) 価格を下げて生鮮商品、季節性商品、有効期限が間もなく到来する商品又は滞留在庫商品を処分する場合
- (2) 債務の弁済、生産品目変更、廃業により価格を下げて商品を販売する場合
- (3) 合理的期間内において新商品を普及させるために販売促進を行う場合
- (4) 行為に正当性があることを証明することができるその他の理由

(5) 市場の支配的地位を濫用する行為に対する処分を規定

本規定は、罰金を確定する際に考慮する要素等について細分化しています。また、経営者が、行政権力の濫用（行政的独占）によって市場の支配的地位を濫用した場合も同様に法的責任を負うことを明確にしました。

第37条 経営者が市場の支配的地位を濫用した場合、独占禁止取締機関が違法行為の停止を命令し、違法所得を没収すると共に、前年度の販売額の1%以上10%以下の罰金を科す。

独占禁止取締機関は、具体的な罰金額を確定する際、違法行為の性質、情状、程度、期間等の要素を考慮しなければならない。

経営者が、行政機関及び法律法規の授権に基づき公共事務管理の職能を有する組織の行政権力の濫用により市場の支配的地位の濫用を行った場合、前項規定に従って処理する。経営者が、市場の支配的地位の濫用行為への従事が行政命令の受動的遵守によるものであることを証明できる場合、法に基づき、軽きに従って処罰し、又は処罰を減輕することができる。

3) 『行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為の阻止に関する暫定規定』（全25条）

通報者の権利及び独占禁止取締機関の義務を明確にし、通報者への資料提供方法に関するガイドラインを作成し、各級市場監督管理部門はいずれも、通報資料を受け付けることができることを規定しました。

本規定は2019年9月1日から施行され、同時に元の『工商行政管理機関の、行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為を阻止する手続規定』及び『工商行政管理機関の、行政権力を濫用し競争を排除、制限する行為の阻止に関する規定』は廃止されました。

3. 最後に

2008年に『独占禁止法』が公布されてから11年目の2018年、中国の独占禁止に関する取締機関は、「三合一（訳注：三者統合の意）」の統合を実現し、国家市場監督管理総局となりました。そして統合から2年目の2019年、ついに『独占禁止法』に関連する重要な法律規定の改正版が公布されることとなりました。中国の『独占禁止法』に関連する4種類の独占行為には、「独占合意」、「市場の支配的地位の濫用」、「行政権力を濫用した競争の排除、制限」及び「経営者の集中」が含まれます。今回公布された3件の暫定規定は、「経営者の集中」を除く3つの行為について、詳細に規定しています。

『独占禁止法』施行以降、『独占禁止法』を中核とし、行政法規1件、国务院独占禁止委員会によるガイドライン5件、部門規則8件、規範性文書15件で構成される比較的整った独占禁止法体系が形成されました。9月1日から施行された3件の関連規定は、独占禁止法制において重要な意味を持ち、行政機構改革後の独占禁止に関する取締りの手順、基準及び尺度を統一するもので、『独占禁止法』の効果的な実施と法に基づく行政の実現に有力な制度的保障を提供しています。

※『独占禁止法』の内容については、弊社ウェブサイト（www.shcs.com.cn）の以下ビジネス Q&A をご参照ください。

- ・2007年8月10日「中国の独占禁止に関する法律について」、
- ・2007年9月19日～28日「中国の「独占禁止法」公布について（1）、（2）、（3）、（4）、（5）」

以上

（作成：法務部 長谷川、公関部 兪穎春）

★ 中国ビジネス相談Q&A■ 2019年版の全国共通及び自由貿易試験区の
外資参入ネガティブリストについて（1）

Q: 最近公布された『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』及び『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』について、教えてください。

<政策法規><外商投資><自由貿易試験区><ネガティブリスト><2019年版>

A: 2019年6月30日、国家発展改革委、商務部は、全国共通に適用する『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（第25号令、以下『2019年版全国ネガティブリスト』と略）、及び全国の自由貿易試験区のみ適用する『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（第26号令、以下『2019年版自貿区ネガティブリスト』と略）を公布し、2019年7月30日より施行します。同時に、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』及び『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』は廃止されます。

1. 新版ネガティブリスト公布の背景

中国はこれまで、外資参入のネガティブリストについて改訂を重ね、2018年版で保留された制限措置は、2011年版と比較して約4分の3に削減され、開放レベルが大幅にアップし、製造業は基本的に開放、サービス業及びその他の領域も段階的に開放が進められています。市場参入範囲が継続的に拡大されることに伴い、また外国企業の投資を促進する各項政策が相次いで公布されたことにより、外資の流入は安定して増加しています。中国にあるアメリカ商工会議所の報告書によると、中国にて投資、経営している米国企業の90%が、2018年に黒字或いは現金の収支バランスがプラスであることを実現しています。また、在中国欧州連合商工会議所の調査によると、2018年に、欧州から投資した欧州系62%の企業が、中国を現在及び将来の投資目的地トップ3に入れていると報告しています。

目下、経済のグローバル化の流れは大衆迎合のポピュリズム主義や保護主義の障害に直面し、国際的な投資は貿易摩擦の影響を受けていますが、中国が対外開放拡大の方向性を維持することは揺るがず、継続的に外資系企業の市場参入の障壁を緩和する努力を推進しています。

『2019年版全国ネガティブリスト』と『2019年版自貿区ネガティブリスト』の公布は、それをよりよく実証するものであると言えるでしょう。両ネガティブリストは、2018年版に比べ、サービス業、製造業、鉱物採掘業、農業の分野で新たな開放措置を打ち出すと共に、より多くの領域において、外資のマジョリティ或いは独資経営を認めており、今後更に開放的で、便利で公平な投資環境を構築するために、自由貿易試験区で引続きあらたな開放政策の試験を実施します。

2. 新版ネガティブリストの改訂原則

国家改革発展委員会及び商務部は、2019年外資参入ネガティブリストを改訂する際、主として以下の

3つの原則を重視したとしています。

- (1) 各領域において、全方位的な対外開放拡大を推進する。

全面的開放の新たな形を推進するという要求に従い、2019年版は、交通運輸、付加価値通信、インフラ、文化等のサービス業領域、及び製造業、鉱物採掘業、農業領域において新たな開放措置を導入し、より多くの領域で、外資のマジョリティ或いは独資経営が認められました。

- (2) ネガティブリストの項目は減少させるのみとして、新たな制限を増やさない。

李克強総理による、ネガティブリストの項目は減少させるのみとして、あらたな追加はしないという要求に基づき、両2019年版外資参入ネガティブリストとも、リストの分量は以前より更に少なくしており、全ての産業領域において、新たな制限の追加や厳格化はありません。

- (3) 内外資の統一的監督管理によりリスクを防止できるものは、ネガティブリストに入れない。

統一的に開放され、正当な競争が存在する市場システムを構築する、という普遍的な市場の要求に基づき、様々な監督管理制度を継続的に改善することにより、内外資統一の効果的な監督管理を実施し、単独で外資のみを対象とした参入制限を取消し、全ての市場主体の平等な競争を可能にすることを目指しています。

「2019年版の全国共通及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストについて（2）」に続く

（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q&A

■ 2019年版の全国共通及び自由貿易試験区の
外資参入ネガティブリストについて（2）

Q: 最近公布された『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』及び『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』について、教えて下さい。

＜政策法規＞＜外商投資＞＜自由貿易試験区＞＜ネガティブリスト＞＜2019年版＞

A: 2019年6月30日、国家発展改革委、商務部は、全国共通に適用する『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（第25号令、以下『2019年版全国ネガティブリスト』と略）、及び全国の自由貿易試験区のみ適用する『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）』（第26号令、以下『2019年版自貿区ネガティブリスト』と略）を公布し、2019年7月30日より施行します。同時に、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』及び『自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018年版）』は廃止されます。

「2019年版の全国共通及び自由貿易試験区の外資参入ネガティブリストについて（1）」より続く

3. 新版ネガティブリストの主たる変化

2件の2019年版ネガティブリストはいずれも、2018年版の全体的な構成を維持しています。今年の改訂では、ネガティブリストの分量は更に減少して、新たな開放措置が導入されました。すなわち、『2019年版全国ネガティブリスト』は、元の48箇条から40箇条に減少し、16.7%縮小されました。『2019年版自貿区ネガティブリスト』は、元の45箇条から37箇条に減少し、17.8%縮小されました。主な変化は、以下の3点です。

（1）サービス業の対外開放拡大を推進

『2019年版全国ネガティブリスト』は、交通運輸領域、インフラ領域、文化領域、付加価値通信領域などで、対外開放を進めています。

No.	『2019年版全国ネガティブリスト』のサービス業における開放措置	領域
1	50万人以上の都市におけるガス、熱力供給網は、中国側マジョリティーが必須という制限を取消し	インフラ
2	国内船舶代理は中国側マジョリティー必須という制限を取消し	交通運輸
3	映画館、公演仲介機関は中国側マジョリティー必須という制限を取消し	文化領域
4	国内マルチネットワーク通信、ストア&フォワード、コールセンターの三種類の業務における外資制限を取消し	付加価値通信領域

(2) 農業、鉱物採掘業、製造業の参入を緩和

『2019年版全国ネガティブリスト』は、農業領域、鉱物採掘業領域及び製造業領域で、市場参入を更に緩和しました。

No.	『2019年版全国ネガティブリスト』の農業、鉱物採掘業、製造業における開放措置の例	領域
1	野生動植物資源の開発に対する外国企業投資禁止の規定を取消し	農業
2	石油、天然ガスの探査、開発は合弁、合作に限るという制限を取消し	鉱物採掘業
3	モリブデン、錫、アンチモンおよび蛍石の探査、採掘に対する外国企業投資禁止の規定を取消し	
4	宣紙、固形墨の生産に対する外国企業投資禁止の規定を取消し	製造業

(3) 自由貿易試験区における開放の“実験場”の役割を継続

『2018年版自貿試験区外資参入ネガティブリスト』で試験した公演仲介機関、石油天然ガス探査開発等の開放措置は2019年版より全国版に採用されて普及させます。今回の改訂は、全国で開放措置をとることを基礎としており、『2019年版自貿区ネガティブリスト』は、漁業、出版物印刷等の領域における外資制限を取消し、引続き全国の自由貿易区において、開放拡大の先行試験を実施します。

2019年3月に公布された『外商投資法』では、「国家は、外国企業の投資に対して参入前国民待遇に加えネガティブリスト管理制度を実施する」と明確に規定しており、これは、今後、外資参入ネガティブリスト及び関連の制度を実施する際にも、基本的な法的根拠となります。

今回新たに公布された『2019年版全国ネガティブリスト』及び『2019年版自貿区ネガティブリスト』は、共に7月30日から実施され、これに伴い、関連の主管部門は、新たな開放措置に関連する法規、文書を早期に改訂或いは廃止し、政策との整合性を高める予定です。また、政府は、2019年末までに、外資参入ネガティブリスト以外の制限を全面的に取消すとしています。

従って、今後中国に投資を予定する外国企業、或いは既に設立された外資系企業は、2件のネガティブリストの具体的な内容を参照して投資の可能性を検討することや、専門のコンサルティング機関にて事業や投資に関する政策を把握することが大切です。

以上

(作成：公関部 兪穎春)

★中国ビジネス相談Q&A

■『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』について（1）

Q:『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』について、教えてください。

＜政策法規＞＜奨励類外商投資産業目録＞＜2019年版＞

A:国家発展改革委員会、商務部は2019年6月30日、『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』（第27号令、以下『2019年版奨励目録』）を公布しました。2019年7月30日より施行され、同時に『外商投資産業指導目録（2017年改訂）』の奨励類及び『中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年改訂）』は廃止されます。

1. 『2019年版奨励目録』公布の背景

近年、中国は開放型経済の新体制の構築を加速し、外資誘致のための包括的文書の公布、ネガティブリストの改訂による外資参入の大幅緩和、内外資企業の平等な待遇の推進、届出制を主とする投資管理方式の実施など、外商投資に関する政策法規の更なる整備を進めています。

このような良好な環境の下、中国は2018年、外商投資1,383億米ドルを誘致し、前年比1.5%増の過去最高を記録し、引続き世界第二位のクロスボーダー投資の目的地となっています。外商投資は、2019年1～5月には、前年同期比3.7%増の546.1億米ドルとなりました。ただ同時に、グローバルクロスボーダー投資は減少を続けており、国連貿易開発会議は『2019年世界投資レポート』の中で、2018年のグローバルクロスボーダー投資は前年比13.4%減少していると明らかにしています。

投資促進を継続する重要な制度のひとつとして、中国は2019年3月、『外商投資法』を公布し、その第14条で、「国家は、国民経済及び社会発展の必要性に基づき、外国投資者が特定の産業、領域、地域で投資するよう奨励及び誘導する。外国投資者、外商投資企業は、法律、行政法規又は國務院の規定に基づいて、優遇待遇を受けることができる。」と規定。今回新たに公布された『2019年版奨励目録』は、『外商投資法』の精神を反映し、外商投資を奨励及び誘導する具体的な産業、領域、地域を統一して記載しており、中国の外商投資促進政策の最適化を高めるものです。

2. 『2019年版奨励目録』の主要な変化

上述のように『2019年版奨励目録』は、内容に以下の2つの子目録を包括しており、『外商投資産業指導目録（2017年改訂）』の奨励類と『中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年改訂）』を各々改訂したものです。

No.	子目録	適用範囲
1	『全国奨励類外商投資産業目録』	全国に適用して用いられる外商投資産業促進政策。（以下、『全国目録』）
2	『中西部地区外商投資優勢産業目録』	主として中西部地区、東北地区に適用される外商投資の地域促進政策。（略称『中西部目録』）

2019年版『全国目録』と『中西部目録』の主たる改訂の概要（一例）は、以下の通りです。表中、太字下線部分は新規追加項目、~~二重取消線~~部分は削除項目です。

(1) 奨励類の外商投資領域を大幅に追加

『2019年版奨励目録』は全1,108項目からなり、うち全国目録は415項目で、2017年版から67項目増加、45項目改訂されています。中西部目録は693項目で、2017年版から54項目増加、165項目改訂されています。これにより『2019年版奨励目録』は、2つの2017年版目録の継続を基礎として、更に外商投資の領域を拡大し、奨励していることがわかります。つまり、2つの2017年版目録において、外商投資の重点領域は、技術、基準の変化に応じて必要な調整を施したこと以外、原則として変わっておら

ず、奨励類の政策の連続性、安定性を確保しているということになります。

(2) 外資が製造業に参入し、質の高い発展をすることを奨励

『2019年版奨励目録』は、製造業を引き続き外商投資奨励の重点としています。『全国目録』の新規追加又は改訂項目の80%以上は製造業の範疇で、外資がより多くのハイエンド製造、スマート製造、環境に優しいエコ製造等の領域に投資することを支持しています。例えば電子情報産業では5Gコアエレメント、集積回路用エッチング装置、チップパッケージング設備、クラウドコンピューティング設備等の項目が新たに追加。設備製造業では産業用ロボット、新エネルギー車、スマートカーの主要部品等の項目が追加又は改訂されました。現代医薬産業では細胞治療薬の主要原材料、大規模細胞培養製品等の項目が新たに追加。新素材産業では航空宇宙用新材料、単結晶シリコン、大型シリコンウエハ等の項目が追加又は改訂されました。

2019年版『全国目録』（一例、以下同じ）

三、製造業	
(十一) 医薬製造業	77. <u>ワクチン、細胞治療薬物等の生産用の新型主要原材料、大規模細胞培養製品の開発、生産</u> 78. <u>新型薬品用包装材料及び技術の開発、生産（中性硼硅薬用ガラス、化学的安定性があり、分解可能で、遮光性、高遮断性がある機能性材料、エアゾール、粉末剤、自己投薬、カプセル済み・自動混合薬等の新型包装投薬システム及び投薬装置）</u>
(十七) 汎用設備製造業	121. <u>垂直多関節工業用ロボット、溶接ロボット及びその溶接装置設備の製造ロボット及び工業用ロボットセットシステム、ロボット専用高精度減速器、高性能サーボモーター及び駆動器、完全自律型プログラミング等の高性能コントローラー、センサー、エンドエフェクターの開発及び製造</u>
(十九) 自動車製造業	238. <u>車載充電器（満載時の出力状況下での効率$\geq 95\%$）、双方向車載充電器、非車載充電設備（出力電圧250V～950V、電圧範囲内効率$\geq 88\%$）及び高効率密度、高変換効率で適用範囲の広いワイヤレス充電、モバイル充電技術の開発及び装置の製造</u> 239. <u>スマートカー主要部品の製造及び研究開発：センサー、車載チップ、中央処理装置、車載オペレーティングシステム及び情報制御システム、車両ネットワーク通信システム設備、視覚識別システム、高精度位置決め装置、ワイヤー制御式シャーシシステム、新型インテリジェントターミナルモジュール、マルチコアヘテロジニアスインテリジェントコンピューティングプラットフォーム技術、全天候の複雑な交通シーンのための高精度位置決め及び地図技術、センサーフュージョンセンシング技術、車両無線通信の主要技術、…</u>
(二十) 鉄道、船舶、航空宇宙及びその他の輸送設備製造業	247. <u>航空宇宙用新材料の開発、生産</u>
(二十二) コンピューター、通信及びその他の電子設備製造業	277. <u>直径200mm以上のシリコン単結晶及びポリッシュドウエハの生産</u> 278. <u>300mm以上の大型シリコンウエハの製造</u> 308. <u>第5世代の携帯端末（携帯電話、自動車、ドローン、バーチャルリアリティ及びエンハンスドディスプレイ等）に応用するビジョンセンサー（デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、3Dセンサー、レーザーレーダー、ミリ波レーダー等）及びそのコアエレメント（光学レンズ及びレンズ、レーザー、センサーチップ、モーター、光電子モジュール等）の開発及び製造</u> 309. <u>クラウドコンピューティング設備、ソフトウェアおよびシステムの開発</u>

「『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』について（2）」へ続く
（作成：公関部 兪穎春）

★中国ビジネス相談Q & A

■ 『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』について（2）

Q: 『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』について、教えてください。

＜政策法規＞＜奨励類外商投資産業目録＞＜2019年版＞

A: 国家発展改革委員会、商務部は2019年6月30日、『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』（第27号令、以下『2019年版奨励目録』）を公布しました。2019年7月30日より施行され、同時に『外商投資産業指導目録（2017年改訂）』の奨励類及び『中西部地区外商投資優勢産業目録（2017年改訂）』は廃止されます。

「『奨励類外商投資産業目録（2019年版）』について（1）」より続く

(3) 生産性サービス業への外商投資を奨励

『全国目録』は、生産性サービス業の開放、発展に対するサポートを引続き強化し、サービス業の転換・グレードアップを促進しています。ビジネスサービスの領域では、エンジニアリングコンサルティング、会計、税務、検査測定認証サービス等の項目を追加又は改訂しました。商業流通の領域では、コールドチェーン物流、電子商取引、鉄道専用線等の項目を追加又は改訂しました。技術サービスの領域では、人工知能、クリーン生産、炭素捕捉、循環型経済等の項目を新たに追加しました。

六、卸売り及び小売り業	366. 一般商品の共同配送、生鮮農産物の <u>コールドチェーン物流</u> 及び特殊薬品の低温配送等の物流及び関連技術サービスの <u>提供及び運用</u>
七、情報伝達、ソフトウェア及び技術サービス業	369. <u>電子商取引システムの開発及び応用サービス</u>
八、リース及びビジネスサービス業	370. 国際経済、科学技術、環境保護、物流情報、 <u>ビジネス、会計、税務</u> コンサルティングサービス 371. <u>エンジニアリングコンサルティングサービス</u>
九、科学研究及び技術サービス業	377. <u>スマートデバイス、ロボット、ニューラルネットワークチップ、ニューロンセンサー等の人工知能技術の開発及び応用</u> 383. <u>省エネ環境保護及び循環型経済技術の開発及びサービス応用</u> 386. <u>クリーン生産技術の開発及びサービス</u> 397. <u>検査測定認証サービス</u>

(4) 中西部地区における外資の産業移転受け入れを支援

『中西部目録』は、労働集約型、先進的且つ適用可能な技術産業及び付帯施設の項目を更に追加し、中西部地区における外資の産業移転受け入れに対する支持を強化しています。雲南、内モンゴル、湖南等の、特色のある農業資源を持ち、労働力の優位性がある省については、農産物の加工、紡織アパレル、家具製造等の項目を追加又は改訂しました。安徽、四川、陝西等の、電子産業が集積し発展が加速している省については、一般的な集積回路、タブレットコンピューター、通信端末等の項目を新たに追加し

ました。河南、湖南等の、交通物流ネットワークが密集している省については、物流貯蔵施設、自動車用ガスステーション等の項目を新たに追加しました。

湖南省	<u>2. 節水、灌漑及び乾燥農法による節水技術、保護型耕作技術の開発及び応用</u> <u>3. 食品安全トレーサビリティシステムの開発及び構築</u> <u>4. 綿、ウール、麻、絹、化学繊維の高級紡織、ニット及びアパレル加工、生産及び関連製品の研究開発、検査</u>
四川省	<u>22. スマートフォン、タブレット端末等のスマート端末製品及び主要部品の技術開発、生産</u> <u>23. 新型電子部品の製造：高速、繊細な電子（電気）コネクタの製造及び開発</u>
河南省	<u>25. 自動車用ガスステーションの建設及び運営</u> <u>27. 越境 EC 小売センター及びコモディティの輸出入仕分け物流センターの建設</u> <u>28. 物流業務に関連する貯蔵施設の建設及び商業サービス</u>

3. 新旧目録の政策の関連性

発展改革委員会の記者会見での説明によると、2017年改訂版『外商投資産業指導目録』の奨励類、『中西部地区外商投資優勢産業目録』に付帯する奨励類政策は、引続き『2019年版奨励目録』に適用されるとのことで、主として以下の政策が含まれます。

- ① 奨励類外商投資プロジェクトに対し、総投資額の範囲内での自社用設備の輸入について、関税徴収免除政策を実施する。
- ② 条件に合致する西部地区の奨励類産業の外商投資企業に対し、企業所得税を15%に減じて徴収する。
- ③ 土地を集約利用する奨励類外商投資工業プロジェクトに対し、優先的に土地を供給し、土地譲渡最低価格を確定する際には、所在地の土地レベルに対応する全国工業用地譲渡最低価格基準の70%を下回らない価格を適用することができる。

以上

（作成：公開部 兪穎春）

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版） 《外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019 年版）》

中華人民共和國國家發展和改革委員會

中華人民共和國商務部

令

第 25 号

國家發展和改革委員會主任：何立峰

商務部部長：鐘山

2019 年 6 月 30 日

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）

説 明

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
一、《外商投资准入特别管理措施（负面清单）》（以下简称《外商投资准入负面清单》）统一列出股权要求、高管要求等外商投资准入方面的特别管理措施。《外商投资准入负面清单》之外的领域，按照内外资一致原则实施管理。	一、『外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）』（以下、『外商投資参入ネガティブリスト』と略）は、持分についての要件、高級管理職についての要件等の外商投資参入分野における特別管理措置を統一してリストアップしたものである。『外商投資参入ネガティブリスト』以外の領域については、内外資一致の原則に基づいて管理を実施する。
二、《外商投资准入负面清单》对部分领域列出了取消或放宽准入限制的过渡期，过渡期满后 will 按时取消或放宽其准入限制。	二、『外商投資参入ネガティブリスト』は、一部領域について、参入制限の取消或いは緩和の過渡期を設けており、過渡期が満了した後は、期日通りにその参入制限を取消或いは緩和する。
三、境外投资者不得作为个体工商户、个人独资企业投资人、农民专业合作社成员，从事投资经营活动。	三、国外投資者は、個人商工業者、個人独資企業投資者、農民專業合作者のメンバーとして、投資経営活動に従事してはならない。
四、境外投资者不得投资《外商投资准入负面清单》中禁止外商投资的领域；投资《外商投资准入负面清单》之内的非禁止投资领域，须进行外资准入许可；投资有股权要求的领域，不得设立外商投资合伙企业。	四、国外投資者は、『外商投資参入ネガティブリスト』において外商投資が禁止されている領域に投資してはならない。『外商投資参入ネガティブリスト』の非投資禁止領域に投資する場合、外資参入許可を得なければ

	ばならない。持分要件のある領域に投資する場合、外商投資パートナー企業を設立してはならない。
五、境内公司、企业或自然人以其在境外合法设立或控制的公司并购与其有关联关系的境内公司，涉及外商投资项目和企业设立及变更事项的，按照现行规定办理。	五、国内の会社、企業或いは個人が、国外で合法的に設立した会社、或いは支配する会社により、それと関連関係にある国内の会社を買収合併し、外商投資プロジェクトや企業設立及び変更事項に関与する場合、現行規定に基づいて処理する。
六、《外商投资准入负面清单》中未列出的文化、金融等领域与行政审批、资质条件、国家安全等相关措施，按照现行规定执行。	六、『外商投資参入ネガティブリスト』に記載の無い文化、金融等の領域の行政審査批准、資格条件、国家安全等の関連措置は、現行規定に基づいて執行する。
七、《内地与香港关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《内地与澳门关于建立更紧密经贸关系的安排》及其后续协议、《海峡两岸经济合作框架协议》及其后续协议、我国与有关国家签订的自由贸易区协议和投资协定、我国参加的国际条约对符合条件的投资者有更优惠开放措施的，按照相关协议或协定的规定执行。在自由贸易试验区等特殊经济区域对符合条件的投资者实施更优惠开放措施的，按照相关规定执行。	七、『内地と香港の、経済貿易関係緊密化協定』及びその後続協議、『内地とマカオの、経済貿易関係緊密化協定』及びその後続協議、『海峡两岸経済協力枠組み協議』及びその後続協議、我が国と関連国家が締結した自由貿易区協議及び投資協定、我が国が加盟している国際条約が、条件に合致する投資者に対し、より有利な開放措置を設けている場合、関連の協議或いは協定の規定に基づいて執行する。自由貿易試験区等の特殊経済区域が、条件に合致する投資者に対し、より有利な開放措置を実施している場合、関連規定に基づいて執行する。
八、《外商投资准入负面清单》由发展改革委、商务部会同有关部门负责解释。	八、『外商投資参入ネガティブリスト』は发展改革委、商務部が、関連部門と共同で、解釈の責を負う。

附属資料：

- ・外商投資准入特別管理措施（負面清單）（2019 年版）（中文版）
- ・外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019 年版）（日本語）

外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2019 年版）（中文版）

序号	特别管理措施
一、农、林、牧、渔业	
1	小麦、玉米新品种选育和种子生产须由中方控股。
2	禁止投资中国稀有和特有的珍贵优良品种的研发、养殖、种植以及相关繁殖材料的生产（包括种植业、畜牧业、水产业的优良基因）。
3	禁止投资农作物、种畜禽、水产苗种转基因品种选育及其转基因种子（苗）生产。
4	禁止投资中国管辖海域及内陆水域水产品捕捞。
二、采矿业	
5	禁止投资稀土、放射性矿产、钨勘查、开采及选矿。
三、制造业	
6	出版物印刷须由中方控股。
7	禁止投资放射性矿产冶炼、加工，核燃料生产。
8	禁止投资中药饮片的蒸、炒、炙、煅等炮制技术的应用及中成药保密处方产品的生产。
9	除专用车、新能源汽车外，汽车整车制造的中方股比不低于 50%，同一家外商 可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业。（2020 年取消商用车制造外资股比限制。2022 年取消乘用车制造外资股比限制以及同一家外商可在国内建立两家及两家以下生产同类整车产品的合资企业的限制）
10	卫星电视广播地面接收设施及关键件生产。
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业	
11	核电站的建设、经营须由中方控股。
12	城市人口 50 万以上的城市供排水管网的建设、经营须由中方控股。
五、批发和零售业	
13	禁止投资烟叶、卷烟、复烤烟叶及其他烟草制品的批发、零售。
六、交通运输、仓储和邮政业	
14	国内水上运输公司须由中方控股。
15	公共航空运输公司须由中方控股，且一家外商及其关联企业投资比例不得超过 25%，法定代表人须由中国籍公民担任。
16	通用航空公司的法定代表人须由中国籍公民担任，其中农、林、渔业通用航空公司限于合资，其他通用航空公司限于中方控股。
17	民用机场的建设、经营须由中方相对控股。
18	禁止投资空中交通管制。
19	禁止投资邮政公司、信件的国内快递业务。
七、信息传输、软件和信息技术服务业	
20	电信公司：限于中国入世承诺开放的电信业务，增值电信业务的外资股比不超过 50%（电子商务、国内多方通信、存储转发类、呼叫中心除外），基础电信业务须由中方控股。
21	禁止投资互联网新闻信息服务、网络出版服务、网络视听节目服务、互联网文 化经营（音乐

	除外)、互联网公众发布信息服务(上述服务中,中国入世承诺中已开放的内容除外)。
八、金融业	
22	证券公司的外资股比不超过 51%,证券投资基金管理公司的外资股比不超过 51%。(2021 年取消外资股比限制)
23	期货公司的外资股比不超过 51%。(2021 年取消外资股比限制)
24	寿险公司的外资股比不超过 51%。(2021 年取消外资股比限制)
九、租赁和商务服务业	
25	禁止投资中国法律事务(提供有关中国法律环境影响的信息除外),不得成为国内律师事务所合伙人。
26	市场调查限于合资、合作,其中广播电视收听、收视调查须由中方控股。
27	禁止投资社会调查。
十、科学研究和技术服务业	
28	禁止投资人体干细胞、基因诊断与治疗技术开发和应用。
29	禁止投资人文社会科学研究机构。
30	禁止投资大地测量、海洋测绘、测绘航空摄影、地面移动测量、行政区域界线 测绘,地形图、世界政区地图、全国政区地图、省级及以下政区地图、全国性教学地图、地方性教学地图、真三维地图和导航电子地图编制,区域性的地质填图、矿产地质、地球物理、地球化学、水文地质、环境地质、地质灾害、遥感地质等调查。
十一、教育	
31	学前、普通高中和高等教育机构限于中外合作办学,须由中方主导(校长或者主要行政负责人应当具有中国国籍,理事会、董事会或者联合管理委员会的中方组成人员不得少于 1/2)。
32	禁止投资义务教育机构、宗教教育机构。
十三、卫生和社会工作	
33	医疗机构限于合资、合作。
十四、文化、体育和娱乐业	
34	禁止投资新闻机构(包括但不限于通讯社)。
35	禁止投资图书、报纸、期刊、音像制品和电子出版物的编辑、出版、制作业务。
36	禁止投资各级广播电台(站)、电视台(站)、广播电视频道(率)、广播电视传输覆盖网(发射台、转播台、广播电视卫星、卫星上行站、卫星收转站、微波站、监测台及有线广播电视传输覆盖网等),禁止从事广播电视视频点播业务和卫星电视广播地面接收设施安装服务。
37	禁止投资广播电视节目制作经营(含引进业务)公司。
38	禁止投资电影制作公司、发行公司、院线公司以及电影引进业务。
39	禁止投资文物拍卖的拍卖公司、文物商店和国有文物博物馆。
40	禁止投资文艺表演团体。

外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2019年版）（日本語）

No.	特別管理措置
一、農・林・牧畜・漁業	
1	小麦、トウモロコシの新品種の選別栽培及び種子の生産は、中国側がマジョリティをとること。
2	中国の稀有の或いは特有の稀少優良品種の研究開発、養殖、栽培及び関連の繁殖材料の生産（栽培業、牧畜業、水産業の優良遺伝子を含む）への投資を禁止する。
3	農作物、種畜禽、水産苗種の遺伝子組み換え品種の選別栽培及びその遺伝子組み換え種子（苗）の生産への投資を禁止する。
4	中国の管轄海域及び内陸水域における水産品の漁労に投資することを禁止する。
二、鉱物採掘業	
5	レアアース、放射性鉱物、タングステンの地質調査、採掘、選別への投資を禁止する。
三、製造業	
6	出版物の印刷は、中国側がマジョリティをとること。
7	放射性鉱物の精錬、加工、核燃料の生産への投資を禁止する。
8	漢方薬錠剤の蒸・炒・灸・焼成等の精製技術の応用及び漢方薬製剤の秘伝処方製品の生産への投資を禁止する。
9	専用車、新エネルギー自動車を除き、自動車完成車の製造は、中国側の持株比率が50%を下回らないこと。同一の外国企業は国内で二社（二社を含む）以下の、同類の完成車製品を生産する合弁企業を設立することができる。（2020年に、商用車製造の外資持株比率の制限を取消す。2022年に、乗用車製造の外資持株比率の制限、ならびに同一の外国企業は、国内で二社及び二社以下の、同類完成車製品を生産する合弁企業の設立ができるという制限を取消す。）
10	衛星テレビ・ラジオの地上受信施設及び重要部品の生産。
四、電力、熱、ガス及び水の生産及び供給業	
11	原子力発電所の建設、経営への投資は中国側がマジョリティをとること。
12	都市人口50万以上の都市給排水管ネットワークの建設、経営は、中国側がマジョリティをとること。
五、卸売及び小売業	
13	葉たばこ、巻たばこ、再乾燥葉たばこ及びその他のたばこ製品の卸売、小売への投資を禁止する。
六、交通輸送、倉庫及び郵政業	
14	国内水上輸送企業は、中国側がマジョリティをとること。
15	公共航空輸送企業は、中国側がマジョリティをとり、且つ単一の外国企業及びその関連企業の投資比率は、25%を超えてはならず、法定代表人には中国籍の公民が就くこと。
16	汎用航空企業の法定代表人には、中国籍の公民が就くこと。そのうち、農業、林業、漁業

	の汎用航空企業は合弁に限り、その他の汎用航空企業は中国側がマジョリティをとること。
17	民間空港の建設、経営は、中国側が相対的に株式支配すること。
18	空中交通管制システムへの投資を禁止する。
19	郵政企業、郵便物の国内速達業務への投資を禁止する。
七、情報伝達、ソフトウェア及び情報技術サービス業	
20	電信会社は、中国が WTO 加盟に伴い開放を承諾した電信業務に限る。増値電信業務（電子商取引、国内の多者間通信、蓄積交換分野、コールセンターを除く）の外資比率は 50%を超えず、基礎電信業務は中国側がマジョリティをとること。
21	インターネットニュースサービス、ネット出版サービス、ネット視聴番組サービス、ネットカルチャーの経営（音楽を除く）、インターネットによる大衆への情報公表サービスへの投資を禁止する。（上述のサービスのうち、中国が WTO 加盟に伴い既に開放を承諾している内容を除く）
八、金融業	
22	証券会社の外資比率は 51%を超えないこと。証券投資基金管理会社の外資比率は 51%を超えないこと。（2021 年に、外資比率の制限を取消す）
23	先物会社の外資比率は 51%を超えないこと。（2021 年に、外資比率の制限を取消す）
24	生命保険会社の外資比率は 51%を超えないこと。（2021 年に、外資比率の制限を取消す）
九、リース及びビジネスサービス業	
25	中国の法律事務（中国の法律環境影響に関する情報の提供を除く）への投資を禁止し、国内弁護士事務所のパートナーとなることはできない。
26	市場調査は合弁、合作に限る。そのうち、テレビ、ラジオの視聴調査は、中国側がマジョリティをとること。
27	社会調査への投資を禁止する。
十、科学研究及び技術サービス業	
28	人体幹細胞、遺伝子の診断及び治療技術の開発、応用への投資を禁止する。
29	人文社会科学研究機関への投資を禁止する。
30	大地測量、海洋測量、測量航空撮影、地面移動の測量、行政区域境界の測量、地形図、世界行政区域地図、全国行政区域地図、省レベル及びそれ以下の行政区域地図、全国教育地図、地方教育地図、リアル 3D 地図及びナビゲーション電子マップの作成、地域の地質地図、鉱産物地質、地球物理、地球化学、水文地質、環境地質、地質災害、リモコン地質調査等の調査への投資を禁止する。
十一、教育	
31	就学前教育、普通高校及び大学教育機構は、中外合作経営に限り、中国側が主導しなければならない（校長或いは主要行政責任者は中国国籍を有していること。理事会、董事会或いは連合管理委員会の中国側構成メンバーは 1/2 を下回らないこと）。
32	義務教育機関、宗教教育機関への投資を禁止する。
十二、衛生及び社会活動	

33	医療機関は合併、合作に限る。
十三、文化、スポーツ及び娯楽業	
34	ニュース機構への投資を禁止する（通信社を含むが、この限りではない）。
35	図書、新聞、刊行物、音響映像製品及び電子出版物の編集、出版、制作業務への投資を禁止する。
36	各級ラジオ・テレビ局（ステーション）、テレビ局（ステーション）、ラジオ・テレビの周波数チャンネルや時間帯、ラジオ・テレビ伝送ネットワーク（ラジオ・テレビ発射局、中継局、ラジオ・テレビ衛星、衛星上行ステーション、衛星受信中継ステーション、マイクロ波ステーション、モニタリングステーション及びケーブルラジオ・テレビ伝送ネットワーク等）への投資を禁止し、ラジオ・テレビのビデオオンデマンド業務や衛星テレビ・ラジオの地上受信施設据え付けサービスに従事することを禁止する。
37	ラジオ、テレビ番組の制作経営（買付業務を含む）会社への投資を禁止する。
38	映画制作会社、発行会社、放映会社及び映画買付業務への投資を禁止する。
39	文化財を競売するオークション企業、文化財販売店及び国有文化財博物館への投資を禁止する。
40	文芸上演団体への投資を禁止する。

華鐘諮詢

**中華人民共和国国家發展改革委員会
中華人民共和国商務部
令
第 27 号**

『奨励類外商投資産業目録（2019 年版）』は党中央・国務院の同意を得て、ここに公布し、2019 年 7 月 30 日より施行する。これに伴い、2017 年 6 月 28 日に国家發展改革委員会・商務部が公布した『外商投資産業指導目録（2017 年改訂）』奨励類及び 2017 年 2 月 17 日に公布した『中西部地区外商投資優勢産業目録（2017 年改正）』は同時廃止する。

国家發展改革委員会主任：何立峰

商務部部長：鍾山

2019 年 6 月 30 日

奨励類外商投資産業目録

（2019 年版）

2019-6-30

（日中対訳版）

翻訳：華鐘コンサルタントグループ

中国語原文	日本語対訳
鼓励外商投资产业目录	奨励類外商投資産業目録
一、农、林、牧、渔业	一、農、林、牧畜、漁業
1. 木本食用油料、调料和工业原料的种植及开发、生产	1. 幹が木質の食用油材料、調味料及び工業原料の栽培及び開発、生産
2. 绿色、有机蔬菜（含食用菌、西甜瓜）、干鲜果品、茶叶栽培技术开发、种植及产品生产	2. エコ、有機野菜（食用キノコ、メロンを含む）、ドライ／フレッシュフルーツ、茶葉栽培技術の開発、植栽及び製品生産
3. 酿酒葡萄育种、种植、生产	3. ワイン用ブドウの育種、栽培、生産
4. 啤酒原料育种、种植、生产	4. ビール原料の育種、栽培、生産
5. 糖料、果树、牧草等农作物栽培新技术开发及产品生产	5. 糖料、果樹、牧草等農作物の栽培新技術の開発及び製品の生産
6. 高产高效青贮饲料专用植物新品种培育及开发	6. 高収量、高効率のサイレージ専用植物の新品種の栽培及び開発
7. 花卉生产与苗圃基地的建设、经营	7. 花卉の生産及び苗木圃場の建設、経営
8. 橡胶、油棕、剑麻、咖啡种植	8. ゴム、油椰子、シザル麻、コーヒーの栽培
9. 中药材种植、养殖	9. 漢方薬材の栽培、養殖
10. 农作物秸秆资源综合利用、有机肥料资源的开发、生产	10. 農作物の茎の資源総合利用、有機肥料資源の開発生産

11. 森林資源培育（速生丰产用材林、竹林、油茶等经济林、珍贵树种用材林等） 12. 畜禽标准化规模养殖技术开发与应用 13. 水产苗种繁育（不含我国特有的珍贵优良品种） 14. 防治荒漠化、水土保持和国土绿化等生态环境保护工程建设、经营 15. 水产品养殖、深水网箱养殖、工厂化水产养殖、生态型海洋增养殖	11. 森林資源の栽培（早稲、高収量の木材林、竹林、ツバキ等の経済林、貴重樹種の木材林等） 12. 家畜及び家禽の標準化大規模養殖技術の開発及び応用 13. 水産種苗の繁殖育成（中国特有の貴重、優良品種を含まない） 14. 砂漠化防止、土壌と水の保全、土地の緑化等の生態環境保護プロジェクトの建設、経営 15. 水産物の養殖、生簀網による養殖、工場化水産養殖、生態型海洋種の繁殖、養殖
二、采矿业	二、採掘業
16. 石油、天然气的勘探、开发和矿井瓦斯利用 17. 提高原油采收率（以工程服务形式）及相关新技术的开发与应用 18. 物探、钻井、测井、录井、井下作业等石油勘探开发新技术的开发与应用 19. 提高矿山尾矿利用率的新技术开发与应用及矿山生态恢复技术的综合应用 20. 我国紧缺矿种（如钾盐、铬铁矿等）的勘探、开采和选矿	16. 石油、天然ガスの探査、開発及び鉱山ガスの利用 17. 原油採掘回収率向上（工程サービス形式による）及び関連の新技術の開発、応用 18. 油田の探査、ボーリング、油井の測定、油井下部作業等、石油発掘開発の新技術の開発と応用 19. 鉱山の選別くずの利用率を高める新技術の開発、応用及び鉱山生態回復技術の総合的応用 中国にて喫緊に欠乏している鉱物種（カリウム塩、クロム鉄鉱等）の探査、採掘及び選別
三、制造业	三、製造業
（一）农副食品加工业 21. 安全高效环保饲料及饲料添加剂（含蛋氨酸），动物促生长用抗菌药物替代产品开发、生产 22. 水产品加工、贝类净化及加工、海藻保健食品开发 23. 蔬菜、干鲜果品、禽畜产品加工 24. 生物乙醇（不含粮食转化乙醇）的开发、生产	（一）農産物副食品加工業 20. 安全で高効率な環境保護飼料及び飼料添加剤（メチオニンを含む）、動物の成長促進用抗生物質の代替品の開発、生産 21. 水産品の加工、貝類の浄化及び加工、海藻健康食品の開発 22. 野菜、フレッシュ／ドライフルーツ、禽畜製品の加工 23. バイオエタノール（穀物を転化したエタノールを含まない）の開発、生産
（二）食品制造业 25. 婴幼儿配方食品、婴幼儿谷类辅助食品、特殊医学用途配方食品及保健食品的开发、生产 26. 针对老龄人口和改善老龄人口生活品质	（二）食品製造業 24. 乳幼児用調製食品、乳幼児向けのシリアルをベースとした補助食品、特殊医学用調製食品及び健康食品の開発、生産 25. 高齢者向け、及び高齢者の生活の質を改善す

的营养保健食品、食品添加剂和配方食品的开发、生产 27. 烘焙食品（含使用天然可可豆的巧克力及其制品）、方便食品及其相关配料的开发、生产 28. 森林食品加工 29. 天然食品添加剂、调味品、发酵制品、天然香料新技术开发、生产 30. 无菌液态食品包装材料的开发、生产	る栄養健康食品、食品添加剂及び調製食品の開発、生産 26. 焼成食品（天然カカオ豆を用いたチョコレート及びその製品を含む）、インスタント食品及び関連の配合料の開発、生産 27. 森林食品の加工 28. 天然食品添加剂、調味料、発酵製品、天然香料の新技术の開発、生産 29. 無菌液体食品包装材料の開発、生産
（三）酒、饮料和精制茶制造业 31. 果蔬饮料、蛋白饮料、茶饮料、咖啡饮料、植物饮料的开发、生产	（三）酒、飲料及び茶の精製製造業 31. 野菜果実飲料、プロテイン飲料、茶飲料、コーヒー飲料、植物飲料の開発、生産
（四）纺织业 32. 采用编织、非织造布复合、多层在线复合、长效多功能整理等高新技术生产轻质、高强、耐高/低温、耐化学物质、耐光等多功能化的产业用纺织品 33. 采用先进节能减排技术和装备的高档织染及后整理加工 34. 符合生态、资源综合利用与环保要求的特种天然纤维（包括山羊绒等特种动物纤维、竹纤维、麻纤维、蚕丝、彩色棉花等）产品加工 35. 废旧纺织品回收利用	（四）紡織業 32. 織物、不織布の複合、多層インライン複合、効果が長く且つ多機能の仕上げ等のハイテク技術を用いた、軽量、高強度、耐高温/低温、耐化学物質、耐光等の多機能化産業用紡織品の生産。 33. 先進的省エネ排出削減技術及び装置を用いた高級織物生地の織布、染色及び仕上げ加工 34. 生態、資源の総合利用及び環境保護の要求に符合する特殊天然繊維（カシミア等の特殊な動物の繊維、竹繊維、麻繊維、蚕糸、カラー綿花等を含む）製品の加工 35. 廃棄、中古繊維製品のリサイクル
（五）纺织服装、服饰业 36. 采用计算机集成制造系统的服装生产 37. 功能性特种服装生产	（五）紡織アパレル、アパレル業 36. コンピューター集積製造システムを用いたアパレルの生産 37. 機能性特殊アパレルの生産
（六）皮革、毛皮、羽毛及其制品和制鞋业 38. 皮革和毛皮清洁化技术加工 39. 皮革后整饰新技术加工 40. 皮革废弃物综合利用	（六）皮革、毛皮、羽毛及びその製品、製靴業 38. 皮革及び毛皮のクリーン化技術加工 39. 皮革仕上げの新技术加工 40. 皮革廃棄物の総合利用
（七）木材加工和木、竹、藤、棕、草制品业 41. 林业三剩物，“次、小、薪”材、废旧木材和竹材的综合利用新技术、新产品开发、生产，木竹材生产污染控制治理、细微颗粒物减排与粉尘防爆技术开发与	（七）木材加工及び木、竹、藤、棕櫚、草製品業 41. 林業の三余剩物、「不合格品、端材、薪」、廃棄・中古木材及び竹材の総合利用新技術、新製品の開発、生産、木材及び竹材による汚染の制御及び処理、微細粒子の排出削減及び粉

应用	塵爆発防止技術の開発、応用
（八）文教、工美、体育和娱乐用品制造业 42. 高档地毯、刺绣、抽纱产品生产	（八）文化教育、美術工芸、スポーツ及び娯楽用品製造業 42. 高級絨毯、刺繍、ドロンワーク製品の生産
（九）石油加工、炼焦和核燃料加工业 43. 酚油加工、洗油加工、煤沥青高端化利用（不含改质沥青）	（九）石油加工、コークス及び核燃料加工業 43. カルボル油加工、洗浄油加工、アスファルトのハイエンド利用（アスファルトの品質改良を含まない）
（十）化学原料和化学制品制造业 44. 聚氯乙烯和有机硅新型下游产品开发、生产 45. 合成材料的配套原料：过氧化氢氧化丙烯法环氧丙烷、过氧化氢氧化氯丙烯法环氧氯丙烷、萘二甲酸二甲酯（NDC）、1,4-环己烷二甲醇（CHDM）、5 万吨/年及以上丁二烯法己二腈、己二胺、高性能聚氨酯组合料生产 46. 高碳α烯烃共聚茂金属聚乙烯等高端聚烯烃的开发、生产 47. 合成纤维原料：尼龙 66 盐、1,3-丙二醇生产 48. 差别化、功能性聚酯(PET)的连续共聚改性[阳离子染料可染聚酯(CDP、ECDP)、碱溶性聚酯(COPET)、高收缩聚酯(HSPET)、阻燃聚酯、低熔点聚酯等]，熔体直纺在线添加等连续化工艺生产差别化、功能性纤维(抗静电、抗紫外、有色纤维等)，智能化、超仿真等差别化、功能性聚酯(PET)及纤维生产，腈纶、锦纶、氨纶、粘胶纤维等其他化学纤维品种的差别化、功能性改性纤维生产 49. 合成橡胶：聚氨酯橡胶、丙烯酸酯橡胶、氯醇橡胶，以及氟橡胶、硅橡胶等特种	（十）化学原料及び化学製品製造業 44. ポリ塩化ビニル及び有機シリコン新型川下製品の開発、生産 45. 合成材料の配合原料：過酸化水素化プロピレン法エポキシプロパン、過酸化水素化塩化アリル法エピクロロヒドリン、ナフタレンジカルボン酸ジメチル（NDC）、1,4-シクロヘキサンジメタノール（CHDM）、5万トン/年以上のブタジエンのヘキサレンジニトリル、ヘキサレンジアミン、高性能ポリウレタン複合材料の生産 46. 高炭素α-オレフィン共重合体メタロセンポリエチレン等のハイエンドポリオレフィンの開発、生産 47. 合成繊維原料：ナイロン66塩、1,3-プロパンジオールの生産 48. 分化型、機能性ポリエステル（PET）の連続共重合変性 [陽イオン染料可染ポリエステル（CDP、ECDP）、アルカリ可溶性ポリエステル（COPET）、高収縮ポリエステル（HSPET）、難燃性ポリエステル、低融点ポリエステル等]、熔融直接紡糸インライン添加等の連続化プロセス生産の差別化、機能性繊維（静電気防止、抗UV、有色繊維等）、インテリジェント化、スーパーエミュレーション等の差別化、機能性ポリエステル（PET）及び繊維の生産、アクリル、ナイロン、スパンデックス、ビスコース等その他の化学繊維品種の差別化、機能性変性繊維の生産 49. 合成ゴム：ポリウレタンゴム、アクリルゴム、エピクロロヒドリンゴム、及びフッ素ゴム、ケ

橡胶生产 50. 工程塑料及塑料合金：6 万吨/年及以上非光气法聚碳酸酯（PC）、聚甲醛、聚苯硫醚、聚醚醚酮、聚酰亚胺、聚砒、聚醚砒、聚芳酯（PAR）、聚苯醚、聚对苯二甲酸丁二醇酯（PBT）、聚酰胺(PA) 及其改性材料、液晶聚合物等产品生产 51. 精细化工：催化剂新产品、新技术，染（颜）料商品化加工技术，电子化学品和造纸化学品，皮革化学品（N-N 二甲基甲酰胺除外），油田助剂，表面活性剂，水处理剂，胶粘剂、密封胶，无机纤维、无机纳米材料生产，颜料包膜处理深加工 52. 水性油墨、电子束固化紫外光固化等低挥发性油墨、环保型有机溶剂生产 53. 天然香料、合成香料、单离香料生产 54. 高性能涂料，高固体份、无溶剂涂料及配套树脂，水性工业涂料及配套水性树脂生产 55. 高性能氟树脂、氟膜材料，医用含氟中间体，环境友好型含氟制冷剂、清洁剂、发泡剂生产 56. 氢燃料生产、储存、运输、液化 57. 大型、高压、高纯度工业气体（含电子气体）的生产和供应 58. 从磷化工、铝冶炼中回收氟资源生产 59. 林业化学产品新技术、新产品开发、生产 60. 环保用无机、有机和生物膜开发、生产 61. 新型肥料开发、生产：高浓度钾肥、复合型微生物接种剂、复合微生物肥料、秸秆及垃圾腐熟剂、特殊功能微生物制剂 62. 高效、安全、环境友好的农药新品种、	イ素ゴムなどの特殊ゴムの生産 50. エンジニアリングプラスチック及びプラスチック合金：6万トン/年以上の非ホスゲン法ポリカーボネート（PC）、ポリフォルムアルデヒド、ポリフェニレンサルファイド、ポリエーテル・エーテルケトン、ポリイミド、ポリスルホン、ポリエーテルサルホン、ポリアリルエステル（PAR）、ポリフェニレンエーテル、ポリブチレンテレフタレート（PBT）、ポリアミド（PA）及びその変性材料、液晶ポリマーなどの製品の生産 51. ファインケミカル：触媒の新製品、新技術、染料（顔料）の商品化加工技術、電子化学品及び製紙化学品、皮革化学品（N-Nジメチルホルムアミドを除く）、油田助剂、界面活性剤、水处理剤、接着剤、シーリング剤、無機繊維、無機ナノ材の生産、顔料包膜処理の深加工 52. 水性インク、電子線硬化型、UV硬化型などの低揮発性インク、環境保護型有機溶剤の生産 53. 天然香料、合成香料、単離香料の生産 54. 高性能塗料、高固体分、無溶剤塗料及び付帯樹脂、水性工業用塗料及び付帯水性樹脂の生産 55. 高性能フッ素樹脂、フッ素膜材料、医療用含フッ素中間体、環境にやさしいフッ素含有冷却剤、洗浄剤及び発泡剤の生産 56. 水素燃料の生産、貯蔵、輸送、液化 57. 大型、高圧、高純度の工業用ガス（電子ガスを含む）の生産、供給 58. 燐化工、アルミニウム精錬において回収したフッ素資源の生産 59. 林業化学製品の新技術、新製品の開発、生産 60. 環境保護用無機、有機及びバイオフィルムの開発、生産 61. 新型肥料の開発、生産：高濃度カリ肥料、複合型微生物接種剤、複合型微生物肥料、わら及び塵埃腐蝕剤、特殊機能微生物製剤 62. 高効率、安全、環境にやさしい農薬の新品種、
--	--

新剂型、专用中间体、助剂的开发、生产，以及相关清洁生产工艺的开发与应用、定向合成法手性和立体结构农药生产、乙基氯化物合成技术 63. 生物农药及生物防治产品开发、生产：微生物杀虫剂、微生物杀菌剂、农用抗生素、生物刺激素、昆虫信息素、天敌昆虫、微生物除草剂 64. 废气、废液、废渣综合利用和处理、处置 65. 有机高分子材料生产：飞机蒙皮涂料、稀土硫化铈红色染料、无铅化电子封装材料、彩色等离子体显示屏专用系列光刻浆料、小直径大比表面积超细纤维、高精度燃油滤纸、锂离子电池隔膜、表面处理自我修复材料、超疏水纳米涂层材料	新剂型、専用中間体、助剤の開発、生産、及び関連のクリーン生産プロセスの開発及び応用、指向性合成法キラル及び立体構造農薬の生産、エチル基塩化物の合成技術 63. バイオ農薬及びバイオ予防治療製品の開発、生産：微生物殺虫剤、微生物殺菌剤、農業用抗生物質、生物刺激剤、昆虫フェロモン、天敵昆虫、微生物除草剤 64. 廃ガス、廃液、廃渣の総合利用及び処理、処置 65. 有機高分子材料の生産：航空機外板用塗料、稀土硫化セリウム赤色染料、無鉛化電子密封材料、彩色等イオンディスプレイ専用シリーズの光刻パルプ、小直径大表面積の超細繊維、高精度燃油濾紙、リチウムイオン電池隔膜、表面处理セルフ修復材料、超通水ナノコーティング材料
（十一）医药制造业 66. 新型化合物药物或活性成份药物的生产（包括原料药和制剂） 67. 氨基酸类：发酵法生产色氨酸、组氨酸、蛋氨酸等生产 68. 新型抗癌药物、新型心脑血管药及新型神经系统用药的开发、生产 69. 采用生物工程技术的新型药物生产 70. 艾滋病疫苗、丙肝疫苗、避孕疫苗及宫颈癌、疟疾、手足口病等新型疫苗生产 71. 海洋药物的开发、生产 72. 药品制剂：采用缓释、控释、靶向、透皮吸收等新技术的新剂型、新产品生产 73. 新型药用辅料的开发、生产 74. 动物专用抗菌原料药生产（包括抗生素、化学合成类） 75. 兽用抗菌药、驱虫药、杀虫药、抗球虫药新产品及新剂型生产 76. 新型诊断试剂的开发、生产 77. 疫苗、细胞治疗药物等生产用新型关键原材料、大规模细胞培养产品的开发、生产	（十一）医薬製造業 66. 新型化合物薬物或いは活性成分薬物の生産（原料薬及び製剤を含む） 67. アミノ酸類：発酵法によるトリプトファン、ヒスチジン、メチオニン等の生産 68. 新型抗癌薬物、新型心臓、脳、血管薬及び新型神経系統用薬の開発、生産 69. バイオテクノロジーを用いた新型薬物の生産 70. HIVワクチン、C型肝炎ワクチン、避妊ワクチン及び子宮頸がん、マラリア、手足口病等の新型ワクチンの生産 71. 海洋薬物の開発、生産 72. 薬品製剤：徐放、放出、代謝拮抗、皮膚吸収等の新技術による新剂型、新製品の生産 73. 新型薬用補助材料の開発、生産 74. 動物専用抗菌原料薬の生産（抗生物質、化学合成類を含む） 75. 動物用抗菌薬、寄生虫駆除薬、殺虫薬、抗コクシジウム薬の新製品および新しい剤形の生産 76. 新型診断試剤の開発、生産 77. ワクチン、細胞治療薬物等の生産用の新型主要原材料、大規模細胞培養製品の開発、生産

78. 新型药用包装材料与技术的开发、生产 （中性硼硅药用玻璃，化学稳定性好、可降解，具有避光、高阻隔性的功能性材料，气雾剂、粉雾剂、自我给药、预灌封、自动混药等新型包装给药系统及给药装置）	78. 新型薬品用包装材料及び技術の開発、生産（中性ホウケイ酸ガラス、化学的安定性があり、分解可能で、遮光性、高遮断性がある機能性材料、エアゾール、粉末剤、自己投薬、カプセル済み・自動混薬等の新型包装投薬システム及び投薬装置）
（十二）化学纤维制造业 79. 差别化化学纤维及芳纶、碳纤维、高强度高模聚乙烯、聚苯硫醚（PPS）等高新技术化纤（粘胶纤维除外）生产 80. 纤维及非纤维用新型聚酯生产：聚对苯二甲酸丙二醇酯（PTT）、聚癸二甲酸乙二醇酯（PEN）、聚对苯二甲酸环己烷二甲醇酯（PCT）、二元醇改性聚对苯二甲酸乙二醇酯（PETG） 81. 利用新型可再生资源和绿色环保工艺生产生物质纤维，包括新溶剂法纤维素纤维（Lyocell）、以竹、麻等为原料的再生纤维素纤维、聚乳酸纤维（PLA）、甲壳素纤维、聚羟基脂肪酸酯纤维（PHA）、动植物蛋白纤维等 82. 尼龙 11、尼龙 12、尼龙 1414、尼龙 46、长碳链尼龙、耐高温尼龙等新型聚酰胺开发、生产 83. 子午胎用芳纶纤维及帘线生产	（十二）化学繊維製造業 79. 差別化化学繊維及びアラミド繊維、炭素繊維、高強度高弾性ポリエチレン、ポリフェニレンサルファイド（PPS）等のハイテク化学繊維（ビスコースを除く）の生産 80. 繊維及び非繊維用新型ポリエステル生産：ポリトリメチレンテレフタレート（PTT）、ポリエチレンナフタレート（PEN）、ポリシクロヘキシレンジメチレンテレフタレート（PCT）、ポリエチレンテレフタレート共重合体（PETG） 81. 新型で再生可能な資源及びエコ環境保護プロセスを利用したバイオマス繊維の生産。新溶剤法繊維素繊維（リヨセル）、及び竹、麻等を原料とする再生繊維素繊維、ポリラクチド（PLA）、キチン繊維、ポリヒドロキシアルカノエート（PHA）、動植物蛋白繊維等を含む 82. ナイロン11、ナイロン12、ナイロン1414、ナイロン46、長鎖炭素ナイロン、耐高温ナイロン等の新型ポリアミドの開発、生産 83. ラジアルタイヤ用アラミド繊維及びコードの生産
（十三）橡胶和塑料制品业 84. 生物可降解塑料及其制品的开发、生产与应用 85. 新型光生态多功能宽幅农用薄膜、无污染可降解农用薄膜开发、生产 86. 废旧塑料的回收和再利用 87. 塑料软包装新技术、新产品（高阻隔、多功能膜及原料）开发、生产	（十三）ゴム及びプラスチック製品業 84. 生物分解性プラスチック及びその製品の開発、生産および応用 85. 新型光生態多機能広幅農業用薄型フィルム、無公害で分解可能な農業用フィルムの開発、生産 86. 廃棄・中古プラスチックの回収及び再利用 87. プラスチックソフトパッキングの新技術、新製品（高隔離、多機能フィルム及び原料）の開発、生産

（十四）非金属矿物制品业 88. 节能、环保、利废、轻质高强、高性能、多功能建筑材料开发、生产 89. 以塑代钢、以塑代木、节能高效的化学建材品生产 90. 年产 1000 万平方米及以上弹性体、塑性体改性沥青防水卷材，宽幅（2 米以上）三元乙丙橡胶防水卷材及配套材料，宽幅（2 米以上）聚氯乙烯防水卷材，热塑性聚烯烃（TPO）防水卷材生产 91. 新技术功能玻璃开发、生产：屏蔽电磁波玻璃、微电子用玻璃基板、透红外线无铅硫系玻璃及制品、电子级大规格石英玻璃制品（管、板、坩埚、仪器器皿等）、光学性能优异多功能风挡玻璃（光透射率$\geq 70\%$）、信息技术用极端材料及制品（包括波导级高精密光纤预制棒石英玻璃套管和陶瓷基板）、高纯（$\geq 99.998\%$）超纯（$\geq 99.999\%$）水晶原料提纯加工 92. 蓝宝石基板研发和生产 93. 薄膜电池导电玻璃、太阳能集光镜玻璃、建筑用导电玻璃生产 94. 玻璃纤维制品及特种玻璃纤维生产：低介电玻璃纤维、石英玻璃纤维、高硅氧玻璃纤维、高强高弹玻璃纤维、陶瓷纤维等及其制品 95. 光学纤维及制品生产：传像束及激光医疗光纤、超二代和三代微通道板、光学纤维面板、倒像器及玻璃光锥 96. 陶瓷原料的标准化精制、陶瓷用高档装饰材料生产 97. 水泥、电子玻璃、陶瓷、微孔炭砖等窑炉用环保（无铬化）耐火材料生产	（十四）非金属鉱物製品業 88. 省エネ、環境保護、廃物利用、軽量高強度、高性能、多機能建築材料の開発、生産 89. プラスチックによる鉄代替品、プラスチックによる木材代替品、省エネ高効率の化学建材品の生産 90. 年産1000万m^2、及びそれ以上の弾性体、塑性体変性アスファルト防水コイル材、広幅（2m以上）のEPDMゴム防水コイル材及びその周辺材料、広幅（2m以上）のポリ塩化ビニル防水コイル材、熱塑性（TPO）防水コイル材の生産 91. 新技術機能性ガラスの開発、生産：スクリーン電磁波遮蔽用ガラス、微電子用ガラス基板、赤外線透過無鉛ガラス及び製品、電子級大規格石英ガラス製品（管、板、坩埚、計器、器皿等）、光学性能に優れた多機能風防ガラス（光透過率$\geq 70\%$）、情報技術用末端材料及び製品（導波級高精密光ファイバープリフォーム石英ガラススリーブ及びセラミック基板を含む）、高純度（$\geq 99.998\%$）超純度（$\geq 99.999\%$）水晶原料の精製加工 92. サファイア基板の研究開発及び生産 93. 薄型フィルム電池導電ガラス、太陽エネルギー集光鏡ガラス、建築用導電ガラスの生産 94. グラスファイバー製品及び特殊グラスファイバーの生産：低電解グラスファイバー、石英グラスファイバー、高シリカグラスファイバー、高強度高弾性グラスファイバー、セラミックファイバー等及びその製品 95. 光学繊維及び製品の生産：画像転送ケーブル及びレーザー医療用光ファイバー、超第二世代及び第三世代マイクロチャネル板、光学繊維板、イメージコンバーター及びガラス光ドリル 96. セラミック原料の標準化精製、用高級装飾材料の生産 97. セメント、電子ガラス、セラミック、微孔カーボンブリック等窯炉用環境保護（無クロム
---	---

98. 多孔陶瓷生产 99. 无机非金属新材料及制品生产：复合材料、特种陶瓷、特种密封材料（含高速油封材料）、特种摩擦材料（含高速摩擦制动制品）、特种胶凝材料、特种乳胶材料、水声橡胶制品、纳米材料 100. 有机-无机复合泡沫保温材料生产 101. 高技术复合材料生产：连续纤维增强热塑性复合材料和预浸料、耐温$>300^{\circ}\text{C}$树脂基复合材料成型用工艺辅助材料、可生物降解树脂基复合材料、增材制造用树脂基复合材料、树脂基复合材料（包括体育用品、轻质高强交通工具部件）、特种功能复合材料及制品（包括深水及潜水复合材料制品、医用及康复用复合材料制品）、碳/碳复合材料、高性能陶瓷基复合材料及制品、金属基和玻璃基复合材料及制品、金属层状复合材料及制品、压力$\geq 320\text{MPa}$超高压复合胶管、大型客机航空轮胎 102. 精密高性能陶瓷原料生产：碳化硅（SiC）超细粉体（纯度$>99\%$，平均粒径$<1\mu\text{m}$）、氮化硅（Si₃N₄）超细粉体（纯度$>99\%$，平均粒径$<1\mu\text{m}$）、高纯超细氧化铝微粉（纯度$>99.9\%$，平均粒径$<0.5\mu\text{m}$）、低温烧结氧化锆（ZrO₂）粉体（烧结温度$<1350^{\circ}\text{C}$）、高纯氮化铝（AlN）粉体（纯度$>99\%$，平均粒径$<1\mu\text{m}$）、金红石型 TiO₂ 粉体（纯度$>98.5\%$）、白炭黑（粒径$<100\text{nm}$）、钛酸钡（纯度$>99\%$，粒径$<1\mu\text{m}$） 103. 高品质人工晶体及晶体薄膜制品开发、生产：高品质人工合成水晶（压电晶体及透紫外光晶体）、超硬晶体（立方氮化硼晶体）、耐高温高绝缘人工合成绝缘晶体（人工合成云母）、新型电光晶体、大	化）耐火材料の生産 98. 多孔質セラミックの生産 99. 無機非金属新材料及び製品の生産：複合材料、特殊セラミック、特殊シール材料（高速オイルシール材を含む）、特殊摩擦材料（高速摩擦制動製品を含む）、特殊ゲル材料、特殊エマルジョン材料、水性ゴム製品、ナノ材料 100. 有機-無機複合バブル保温材料の生産 101. 高技術複合材料の生産：連続繊維熱塑性増強複合材料及び浸込み原料、耐温$>300^{\circ}\text{C}$の樹脂基複合材料成型用プロセス補助材料、生物分解可能な樹脂基複合材料、積層造形用樹脂基複合材料、樹脂基複合材料（スポーツ用品、軽量高强度交通工具の部品を含む）、特殊機能複合材料及び製品（深水及び潜水用複合材料製品、医療用及びリハビリ用複合材料製品を含む）、炭素/炭素複合材料、高性能陶磁基複合材料及び製品、金属基及びガラス基複合材料及び製品、金属層状複合材料及び製品、圧力$\geq 320\text{MPa}$の超高压複合ゴムチューブ、大型航空旅客機用タイヤ 102. 精密高性能セラミック原料の生産：炭化シリコン（SiC）超微粒子粉末（純度$>99\%$、平均粒子径$<1\mu\text{m}$）、窒化ケイ素（Si₃N₄）超微粉末（純度$>99\%$、平均粒子径$<1\mu\text{m}$）、高純度極細酸化アルミニウム微粒子（純度$>99.9\%$、平均粒子径$<0.5\mu\text{m}$）、低温焼結酸化ジルコニウム（ZrO₂）粉末（焼結温度$<1350^{\circ}\text{C}$）、高純度窒化アルミニウム（AlN）粉末（純度$>99\%$、平均粒子径$<1\mu\text{m}$）、ルチル型TiO₂粉末（純度$>98.5\%$）、ホワイトカーボン（粒子径$<100\text{nm}$）、チタン酸バリウム（純度$>99\%$、粒子径$<1\mu\text{m}$） 103. 高品質人工クリスタル及び水晶体薄型フィルム製品の開発、生産：高品質人工合成クリスタル（圧電水晶体及び紫外線透過水晶体）、超硬水晶体（立方窒化硼晶体）、耐高温高絶縁人工合成絶縁水晶体（人工合成雲母）、新型電光
--	--

功率激光晶体及大规格闪烁晶体、金刚石膜工具、厚度 0.3mm 及以下超薄人造金刚石锯片 104. 非金属矿精细加工（超细粉碎、高纯、精制、改性） 105. 超高功率石墨电极生产 106. 珠光云母生产（粒径 3-150 μm） 107. 多维多向整体编制织物及仿形织物生产 108. 利用新型干法水泥窑、烧结墙体材料生产无害化处置固体废弃物 109. 建筑垃圾再生利用 110. 工业副产石膏等产业废弃物综合利用 111. 非金属矿山尾矿综合利用的新技术开发与应用及矿山生态恢复	水晶体、大効率レーザー水晶体及び大規格閃光水晶体、ダイヤモンドフィルム工具、厚度 0.3mm以下の超薄人造ダイヤモンドカッター 104. 非金属鉱精細加工（極細粉碎、高純度、精製、変性） 105. 超高効率石墨電極の生産 106. パーライト雲母の生産（粒子径3-150 μm） 107. 多次元多方向一体構成の織物及び形状模倣織物の生産 108. 新型乾式法セメント窯を利用した焼結壁材の生産、固体廃棄物の無害化処理 109. 建築ゴミの再生利用 110. 工業副産物の石膏等産業廃棄物の総合利用 111. 非金属鉱山尾鉱の総合利用の新技術の開発、応用及び鉱山の生態回復
（十五）有色金属冶炼和压延加工业 112. 高新技术有色金属材料及其产品生产：化合物半导体材料（砷化镓、磷化镓、磷化铟、氮化镓），高温超导材料，记忆合金材料（钛镍、铜基及铁基记忆合金材料），超细（纳米）碳化钙及超细（纳米）晶硬质合金，超硬复合材料，贵金属复合材料，轻金属复合材料，散热器用铝箔，中高压阴极电容铝箔，锂电池电极用铝箔，电解铜箔，大断面、复杂截面铝合金型材，铝合金精密模锻件，电气化铁路架空导线，超薄铜带，耐腐蚀换热器铜合金材，高性能铜镍、铜铁合金带，铍铜带、线、管及棒加工材，耐高温抗衰钨丝，镁合金铸件，无铅焊料，镁合金及其应用产品，泡沫铝，钛合金冶炼及加工，原子能级海绵锆，钨及钼深加工产品 113. 符合稀土新材料要求的稀土高端应用产品加工	（十五）非鉄金属の精錬及び圧延加工業 112. ハイテク技術を用いた非鉄金属材料及びその製品の生産：化合物半導体材料（ガリウムヒ素、ガリウム燐、燐化インジウム、窒化ガリウム）、高温超伝導材料、記憶合金材料（チタンニッケル、銅基及び鉄基記憶合金材料）、極細（ナノ）炭化カルシウム及び極細（ナノ）水晶硬質合金、超硬質複合材料、貴金属複合材料、軽金属複合材料、熱拡散器用アルミ箔、中高压陰極コンデンサアルミ箔、リチウム電池電極用アルミ箔、電解銅箔、大断面及び複合断面のアルミ合金型材、アルミ合金精密鑄造品、電化鉄道架線、極薄銅帯、耐腐蝕熱交換器用銅合金材、高性能銅ニッケル、銅鉄合金帯、ベリリウム銅帯、線、管及び棒加工材、耐熱耐用タングステン系、マグネシウム合金の鑄造品、無鉛溶接材料、マグネシウム合金及びその応用製品、泡アルミニウム、チタン合金精錬及び加工、原子力クラスの海绵ジルコニウム、タングステン及びモリブデンの深加工製品 113. レアアース新材料の要求に合致するレアアースハイエンド応用製品の加工

（十六）金属制品业 114. 航空、航天、船舶、汽车、摩托车轻量化及环保型新材料研发与制造（专用铝板、铝镁合金材料、摩托车铝合金车架等） 115. 轻金属半固态快速成形材料及其产品研发与制造 116. 用于包装各类粮油食品、果蔬、饮料、日化产品等内容物的金属包装制品（应为完整品，容器壁厚度小于 0.3 毫米）的制造及加工（包括制品的内外壁印涂加工）	（十六）金属製品業 114. 航空、宇宙、船舶、自動車、オートバイの軽量化及び環境保護型新材料の研究開発及び製造（専用アルミ板、アルジュール材料、オートバイアルミ合金フレーム等） 115. 軽金属半固体快速成型材料及びその製品の研究開発及び製造 116. 各種油類食品、野菜、果物、飲料、日用化学製品等の内容物の包装に用いる金属包装製品（完成品で、容器壁の厚さ0.3mm未満）の製造及び加工（製品の内外壁のプリント塗装加工を含む）
（十七）通用设备制造业 117. 高档数控机床及关键零部件制造：五轴联动数控机床、数控坐标镗铣加工中心、数控坐标磨床 118. 1000 吨及以上多工位镦锻成型机制造 119. 报废汽车拆解、破碎及后处理分选设备制造 120. FTL 柔性生产线制造 121. 机器人及工业机器人成套系统，机器人专用高精度减速器、高性能伺服电机和驱动器、全自主编程等高性能控制器、传感器、末端执行器的开发与制造 122. 亚微米级超细粉碎机制造 123. 400 吨及以上轮式、履带式起重机械制造 124. 工作压力$\geq 35\text{MPa}$ 高压柱塞泵及马达、工作压力$\geq 35\text{MPa}$ 低速大扭矩马达的设计与制造 125. 工作压力$\geq 25\text{MPa}$ 的整体式液压多路阀，电液比例伺服元件制造 126. 阀岛、功率 0.35W 以下气动电磁阀、200Hz 以上高频电控气阀设计与制造	（十七）汎用設備製造業 117. 高級デジタル制御工作機械及び重要部品の製造：五軸連動デジタル制御工作機械、デジタル制御座標ボーリングマシニングセンター、デジタル制御座標グラインダー 118. 1000トン以上のマルチタイプ鍛造成型機の製造 119. 廃棄自動車の解体、粉碎及び後処理、選別設備の製造 120. FTL 柔性生産ラインの製造 121. ロボット及び工業用ロボットセットシステム、ロボット専用高精度減速器、高性能サーボモーター及び駆動器、完全自律型プログラミング等の高性能コントローラー、センサー、エンドエフェクターの開発及び製造 122. サブミクロン極細粉碎機の製造 123. 400トン以上のホイール式、キャタピラ式クレーンの製造 124. 作業圧力$\geq 35\text{MPa}$の高圧プランジャーポンプ及びモーター、作業圧力$\geq 35\text{MPa}$の低速大型トルクモーターの設計及び製造 125. 作業圧力$\geq 25\text{MPa}$の全体式油圧マルチウェイバルブ、電気油圧比率サーボ部品の製造 126. バルブターミナル、功率0.35W以下のエア電磁バルブ、200Hz以上の高周波電子制御エアバルブの設計及び製造

127. 静液压驱动装置设计与制造	127. 静油圧式駆動装置の設計及び製造
128. 压力 10MPa 以上非接触式气膜密封、压力 10MPa 以上干气密封（包括实验装置）的开发与制造	128. 圧力10MPa以上の非接触式エアフィルムシール、圧力10MPa以上のドライガスシール（実験装置を含む）の開発及び製造
129. 汽车用高分子材料（摩擦片、改型酚醛活塞、非金属液压总分泵等）设备开发与制造	129. 自動車用高分子材料（摩擦チップ、改良型フェノリックアルデヒドピストン、非金属油圧トータルタイプポンプ等）設備の開発及び製造
130. 第三代及以上轿车轮毂轴承、高中档数控机床和加工中心轴承、高速线材和板材轧机轴承、高速铁路轴承、振动值 Z4 以下低噪音轴承、各类轴承的 P4 和 P2 级轴承、风力发电机组轴承、航空轴承制造	130. 第三世代以上の自動車のホイールハブベアリング、高級・中級デジタル制御プレス及びマシニングセンターベアリング、高速線材及び板材鋼板圧延機ベアリング、高速鉄道ベアリング、振動値Z4以下の低騒音ベアリング、各類ベアリングのP4、P2級ベアリング、風力発電ユニットのベアリング、航空ベアリングの製造
131. 高密度、高精度、形状复杂的粉末冶金零件及汽车、工程机械等用链条的制造	131. 高密度、高精度、形状の複雑な粉末冶金部品及び自動車、工作機械等に使用するチェーンの製造
132. 风电、高速列车用齿轮变速器，船用可变桨齿轮传动系统，大型、重载齿轮箱的制造	132. 風力発電、高速列車用ギア変速器、船舶用可変スクリューギア伝動システム、大型、高負荷ギアボックスの製造
133. 耐高温绝缘材料（绝缘等级为 F、H 级）及绝缘成型件制造	133. 耐熱絶縁材料（絶縁等級がF、H級）及び絶縁成型品の製造
134. 蓄能器胶囊、液压气动用橡塑密封件开发与制造	134. アキュムレータ・カプセル、油圧気動用ゴムプラスチックシール材の開発及び製造
135. 高精度、高强度（12.9 级以上）、异形、组合类紧固件制造	135. 高精度、高強度（12.9級以上）、異形、ユニット類のファスナーの製造
136. 微型精密传动联结件（离合器）制造	136. 微細型精密伝動連結部品（クラッチ）の製造
137. 大型轧机连接轴制造	137. 大型圧延機の連結軸の製造
138. 机床、工程机械、铁路机车装备等机械设备再制造，汽车零部件再制造，医用成像设备关键部件再制造，复印机等办公设备再制造	138. 工作機械、工程機械、鉄道機関車装置等の機械設備の再製造、自動車部品の再製造、医療用画像設備の重要部品の再製造、コピー機等事務用設備の再製造
139. 1000 万像素以上或水平视场角 120 度以上数字照相机及其光学镜头、光电模块的开发与制造	139. 1000万画素以上又は水平視野角120度以上のデジタルカメラ及びその光学レンズ、太陽電池モジュールの開発及び製造
140. 办公机械（含工业用途）制造：多功能一体化办公设备（复印、打印、传真、扫描），打印设备，精度 2400dpi 及以	140. 事務用機械（工業用途を含む）の製造：多機能一体化事務用設備（コピー、印刷、ファックス、スキャン）、プリンター、精度2400dpi以上の高

上高分辨率彩色打印机头，感光鼓 141. 电影机械制造：2K、4K 数字电影放映机，数字电影摄像机，数字影像制作、编辑设备	判別率カラープリンターヘッド、感光ドラム 141. 映画機械の製造：2K、4Kデジタル映画放映機、デジタル映画撮影機、デジタル映像の制作、編集設備
（十八）专用设备制造业 142. 矿山无轨采、装、运设备制造：200 吨及以上机械传动矿用自卸车，移动式破碎机，5000 立方米/小时及以上斗轮挖掘机，8 立方米及以上矿用装载机，2500 千瓦以上电牵引采煤机设备等 143. 物探（不含重力、磁力测量）、测井设备制造：MEME 地震检波器，数字遥测地震仪，数字成像、数控测井系统，水平井、定向井、钻机装置及器具，MWD 随钻测井仪 144. 石油勘探、钻井、集输设备制造：工作水深大于 1500 米的浮式钻井系统和浮式生产系统及配套海底采油、集输设备 145. 页岩气装备制造 146. 口径 2 米以上深度 30 米以上大口径旋挖钻机、直径 1.2 米以上顶管机、回拖力 300 吨以上大型非开挖铺设地下管线成套设备、地下连续墙施工钻机制造 147. 520 马力及以上大型推土机设计与制造 148. 100 立方米/小时及以上规格的清淤机、1000 吨及以上挖泥船的挖泥装置设计与制造 149. 防汛堤坝用混凝土防渗墙施工装备设计与制造 150. 土木工程结构防震减灾装置制造 151. 水下土石方施工机械制造：水深 9 米以下推土机、装载机、挖掘机等	（十八）専用設備製造業 142. 鉱山のトラックレス・マイニングによる採掘、積載、輸送設備の製造：200トン及びそれ以上の機械伝動鉱山用ダンプカー、移動式クラッシャー、5000m ³ /時以上のバケットホイール掘削機、8m ³ 以上の鉱山用積載機、2500kw以上の電気牽引式石炭採掘機設備等 143. 物理的探査（重力、磁力測量を含まない）、油井探測設備の製造：MEME地震検波器、デジタルリモコン測定地震計、デジタル画像作画、デジタル制御油井測定システム、水平坑道、定方向坑道、ボーリング機装置及び器具、MWDリアルタイムボーリング油井測定器 144. 石油探査、油田ボーリング、集積輸送設備の製造：作業水深が1500mを上回る浮体式油井ボーリングシステム及び浮体式生産システムならびに付帯の海底採油、集積輸送設備 145. シェールガス装置の製造 146. 口径2m以上、深度30m以上の大口径回旋式ボーリング機、直径1.2m以上のパイプルーフ機、曳引力300トン以上の掘削工事不要の大型地下パイプライン敷設プラント設備、地下連続壁施工ボーリング機の製造 147. 520馬力以上の大型ブルドーザーの設計及び製造 148. 100m ³ /時以上の規格の浚渫機、1000トン以上の浚渫船の浚渫装置の設計及び製造 149. 治水ダム用コンクリート浸透防止壁の施工装備の設計及び製造 150. 土木工事の構造用防震減災装置の製造 151. 水中土木施工機械の製造：水深9m以下のブルドーザー、積載機、掘削機等

152. 公路桥梁养护、自动检测设备制造	152. 道路橋梁のメンテナンス、自動検測設備の製造
153. 公路隧道营运监控、通风、防灾和救助系统设备制造	153. 道路トンネルの運営監督制御、通気、防災及び救助システム設備の製造
154. 铁路大型施工、铁路线路、桥梁、隧道维修养护机械和检查、监测设备及其关键零部件的设计与制造	154. 鉄道大型施工、鉄道線路、橋梁、トンネルの保全メンテナンス機械及び検査、モニタリング設備及びその重要部品の設計及び製造
155. （沥青）油毡瓦设备、镀锌钢板等金属屋顶生产设备制造	155. （コールタール）アスファルトルーフィング設備、亜鉛鍍金鋼板等の金属ルーフ生産設備の製造
156. 环保节能型现场喷涂聚氨酯防水保温系统设备、聚氨酯密封膏配制技术与设备、改性硅酮密封膏配制技术和生产设备制造	156. 環境保護・省エネ型現場吹き付け塗装ポリウレタン防水保温システム設備、ポリウレタン密封エマルジョン配合技術及び設備、変性シラン密封エマルジョン配合技術及び生産設備の製造
157. 高精度带材轧机（厚度精度 10 微米）设计与制造	157. 高精度帯材圧延機（厚み精度10ミクロン）の設計及び製造
158. 多元素、细颗粒、难选冶金金属矿产的选矿装置制造	158. 多元素、細顆粒、選別が困難な金属鉱物の選鉱装置の製造
159. 100 万吨/年及以上乙烯成套设备中的关键设备制造：年处理能力 40 万吨以上混合造粒机，直径 1000 毫米及以上螺旋卸料离心机，小流量高扬程离心泵	159. 100万トン/年以上のエチレンプラント設備中の重要設備の製造：年間処理能力40万トン以上の混合造粒機、直径1000mm及びそれ以上の回転式遠心分離機、小流量の高揚程遠心分離ポンプ
160. 金属制品模具（铜、铝、钛、锆的管、棒、型材挤压模具）设计、制造	160. 金属製品金型（銅、アルミニウム、チタン、ジルコニウムのパイプ、棒、型材プレス金型）の設計、製造
161. 汽车车身外覆盖件冲压模具，汽车仪表板、保险杠等大型注塑模具，汽车及摩托车夹具、检具设计与制造	161. 自動車ボディ外カバー部品スタンピングプレス金型、自動車コントロールパネル、バンパー等の大型プラスチック射出成型金型、自動車及びオートバイのジグ、検査ツールの設計及び製造
162. 汽车动力电池专用生产设备的设计与制造	162. 自動車動力電池専用生産設備の設計及び製造
163. 精密模具（冲压模具精度高于 0.02 毫米、型腔模具精度高于 0.05 毫米）设计与制造	163. 精密金型（精度0.02mm以上のスタンピングプレス金型、精度0.05mm以上のキャビティ金型）の設計及び製造
164. 非金属制品模具设计与制造	164. 非金属製品金型の設計及び製造

165. 6 万瓶/小时及以上啤酒灌装设备、5 万瓶/小时及以上饮料中温及热灌装设备、3.6 万瓶/小时及以上无菌灌装设备制造	165. 6万瓶/時以上のビール充填設備、5万瓶/時以上の飲料中温及び高温充填設備、3.6万瓶/時以上の無菌充填設備の製造
166. 氨基酸、酶制剂、食品添加剂等生产技术和关键设备制造	166. アミノ酸、酵素製剤、食品添加剤等の生産技術及び重要設備の製造
167. 10 吨/小时及以上的饲料加工成套设备及关键部件制造	167. 10トン/時以上の飼料加工プラント設備及び重要部品の製造
168. 楞高 0.75 毫米及以下的轻型瓦楞纸板及纸箱设备制造	168. 段高0.75mm以下の軽量型ダンボール紙及び紙箱設備の製造
169. 单张纸多色胶印机（幅宽≥750 毫米，印刷速度：单面多色≥16000 张/小时，双面多色≥13000 张/小时）制造	169. 枚葉紙多色刷りオフセットプリンター（幅≥750mm、印刷速度：片面多色≥16000枚/時、両面多色≥13000枚/時）の製造
170. 单幅单纸路卷筒纸平版印刷机印刷速度大于 75000 对开张/小时（787×880 毫米）、双幅单纸路卷筒纸平版印刷机印刷速度大于 170000 对开张/小时（787×880 毫米）、商业卷筒纸平版印刷机印刷速度大于 50000 对开张/小时（787×880 毫米）制造	170. 印刷速度75000枚/時（787×880mm）を上回るシングル幅シングルロール紙のオフセットプリンター、印刷速度が170000枚/時（787×880mm）を上回るダブル幅シングルロール紙のオフセットプリンター、印刷速度が50000枚/時（787×880mm）を上回る商業用ロール紙のオフセットプリンターの製造
171. 多色宽幅柔性版印刷机（印刷宽度≥1300 毫米，印刷速度≥350 米/秒），喷墨数字印刷机（出版用：印刷速度≥150 米/分，分辨率≥600dpi；包装用：印刷速度≥30 米/分，分辨率≥1000dpi；可变数据用：印刷速度≥100 米/分，分辨率≥300dpi）制造	171. 多色広幅フレキソ版プリンター（印刷幅≥1300mm、印刷速度≥350m/秒）、インクジェットデジタルプリンター（出版用：印刷速度≥150m/分、解像率≥600dpi、包装用：印刷速度≥30m/分、解像率≥1000dpi、可変データ用：印刷速度≥100m/分、解像率≥300dpi）の製造
172. 计算机墨色预调、墨色遥控、水墨速度跟踪、印品质量自动检测和跟踪系统、无轴传动技术、速度在 75000 张/小时的高速自动接纸机、给纸机和可以自动遥控调节的高速折页机、自动套印系统、冷却装置、加硅系统、调偏装置等制造	172. コンピューターインクカラーの事前調整、インクカラーのリモコン、水性インク速度トレース、印刷品質の自動検測及びトレースシステム、無軸伝動技術、速度75000枚/時の高速自動紙継ぎ機、ペーパーフィーダー及びオートリモコン調節可能な高速紙折り機、自動重ね刷りシステム、冷却装置、シリコン添加システム、偏り調整装置等の製造
173. 电子枪自动镀膜机制造	173. 電子銃自動コーティング機の製造
174. 平板玻璃深加工技术及设备制造	174. 平板ガラス深加工技術及び設備の製造
175. 新型造纸机械（含纸浆）等成套设备制	175. 新型製紙機械（パルプを含む）等のプラント

造	設備の製造
176. 皮革后整饰新技术设备制造	176. 皮革後加工新技術設備の製造
177. 土壤污染治理及修复设备制造	177. 土壤污染防治、処理及び修復設備の製造
178. 农产品加工及储藏新设备开发与制造： 粮食、油料、蔬菜、干鲜果品、肉食品、水产品等产品的加工储藏、保鲜、分级、包装、干燥等新设备，农产品品质检测仪器设备，农产品品质无损检测仪器设备，流变仪，粉质仪，超微粉碎设备，高效脱水设备，五效以上高效果汁浓缩设备，粉体食品物料杀菌设备，固态及半固态食品无菌包装设备，碟片式分离离心机	178. 農産物の加工及び貯蔵新設備の開発及び製造：穀物、油、野菜、ドライ／フレッシュフルーツ、肉製品、水産品等の製品の加工貯蔵、鮮度保持、等級分け、包装、乾燥等の新設備、農産物の品質検測計器設備、農産物品質の非破壊検査測定設備、流動特性測定器、粉体品質測定器、超微粉碎設備、高効率脱水設備、レベル5以上の高効率果汁濃縮設備、粉末食品材料の殺菌設備、固体及び半固体食品の無菌包装設備、ディスク式遠心分離機
179. 农业机械制造：农业设施设备（温室自动灌溉设备、营养液自动配置与施肥设备、高效蔬菜育苗设备、土壤养分分析仪器），配套发动机功率 200 千瓦以上拖拉机及配套农具，低油耗低噪音低排放柴油机，大型拖拉机配套的带有残余雾粒回收装置的喷雾机，高性能水稻插秧机，棉花采摘机及棉花采摘台，适应多种行距的自走式玉米联合收割机（液压驱动或机械驱动），花生收获机，油菜籽收获机，甘蔗收割机，甜菜收割机	179. 農業機械の製造：農業施設設備（温室自動灌溉設備、栄養液自動配置及び施肥設備、高効率野菜育苗育成設備、土壤養分分析器）、付帯エンジン効率200kw以上のトラクター及び付帯農具、低燃費低騒音低排出のディーゼルエンジン、大型トラクター付帯の残留ミスト回収装置付き噴霧器、高性能田植え機、綿花摘み取り機及び綿花摘み取り台、多種畔幅適応可能な自走式トウモロコシコンバインハーベスター（油圧駆動或いは機械駆動）、 <u>落花生收穫機</u> 、 <u>アブラ菜種子收穫機</u> 、サトウキビ收穫機、ビート收穫機
180. 林业设施设备制造：苗木花卉智能温室、精准灌溉、施肥、育苗等设备，苗木干径叶根系径流、种子活力、土壤养分等分析仪器，大功率（240KW）林地作业底盘及其配套机具，多功能整地、植树、抚育、采伐、集材等中小型机，困难立地造林机械，林地剩余物收集、打捆、木片、粉碎及其综合利用机，大中型植保与施药喷雾机，小型精准施药装备或仿生施药机器人，林木球果采集、油料果实收获机，大中型树木移植机、灌木平茬装备、高效剪枝设备，林木蓄	180. 林業施設設備の製造：苗木及び花卉のスマート温室、精密灌溉、施肥、育苗等の設備、苗木乾径葉根系表面流出、種子活力、土壤養分等の分析機器、高出力（240KW）森林作業用シャーシ及びその付帯器具、多機能整地、植樹、育樹、伐採、集材等の中小型機械、植樹困難な場所の造林機械、森林残余物の収集、梱包、木片、破砕及びその综合利用機械、大中型植物保護及び薬品散布噴霧器、小型精密薬品散布装置又はバイオニック薬品散布ロボット、森林球果の収穫、搾油用果実收穫機、大中型樹木移植機、灌木剪定設備、高効率枝

积量快速测量设备 181. 木材加工设备制造：快速色差识别技术设备，快速实木板材量尺设备，快速结疤检测设备，实木表面缺陷检测设备，锯木制材成套装备技术，人造板材表面缺陷快速检测设备、在线质量分级设备，旋切单板质量在线检测设备，实木家具漆膜打磨粉尘处理设备、智能打磨机器人，多色自动切换喷漆机器人，家具包装、裁切、堆垛机器人，板式家具板件快速分拣设备，家具制造智能仓库 182. 林业灾情监控设备制造：林区快速救援装备、高精度导航定位设备，无人机火情、灾情监测预警设备，灭火、除虫设备 183. 农作物秸秆收集、打捆及综合利用设备制造 184. 农用废物的资源化利用及规模化畜禽养殖废物的资源化利用设备制造 185. 节肥、节（农）药、节水型农业技术设备制造 186. 机电井清洗设备及清洗药物生产设备制造 187. 电子内窥镜制造 188. 眼底摄影机制造 189. 医用成像设备（高场强超导型磁共振成像设备、X 线计算机断层成像设备、数字化彩色超声诊断设备等）关键部件的制造 190. 医用超声换能器（3D）制造 191. 硼中子俘获治疗设备制造 192. 图像引导适型调强放射治疗系统制造 193. 血液透析机、血液过滤机制造 194. 全自动生化监测设备、五分类血液细胞分析仪、全自动化学发光免疫分析仪、	打ち設備、林木蓄積量高速測定設備 181. 木材加工設備の製造：高速色差識別技術設備、高速無垢材板材寸法測定設備、高速瘡蓋検査測定設備、無垢材表面欠陥検査測定設備、鋸式製材ユニット装置技術、人工板材表面欠陥高速検査測定設備、オンライン品質等級分類設備、回転式切断板のオンライン品質検査測定設備、無垢材家具の塗膜研磨粉塵処理設備、スマート研磨ロボット、多色自動切替塗装ロボット、家具の包装・裁断・スタッキングロボット、突板家具のパネル高速選別設備、家具製造のためのスマート倉庫 182. 林業災害モニタリング設備の製造：森林区高速救援装置、高精度GPS設備、ドローンによる火災、災害状況モニタリングアラート設備、消火・除虫駆除設備 183. 農作物の茎の収集、梱包及び综合利用設備の製造 184. 農業廃棄物の資源化利用及び大規模家畜、家禽類養殖廃棄物の資源化利用設備の製造 185. 肥料節約、（農）薬節約、節水型農業技術設備の製造 186. 電気式井戸洗浄設備及び洗浄薬物生産設備の製造 187. 電子内視鏡の製造 188. 眼底像撮影機の製造 189. 医療用画像処理設備（高磁場強度超伝導型磁気共振画像設備、X線コンピューター断層画像撮影設備、デジタル化カラー超音波診断設備等）の重要部品の製造 190. 医療用超音波トランスデューサー（3D）の製造 191. ホウ素中性子捕捉治療設備の製造 192. 画像誘導適応型強度変調放射線治療システムの製造 193. 血液透析機、血液濾過機の製造 194. 全自動生化学モニタリング設備、五分類血液細胞分析器、全自動化学発光免疫分析器、高
--	---

高通量基因測序系統製造	流動遺伝子配列システムの製造
195. 薬品质量控制新技术、新设备制造	195. 薬品の品質管理のための新技術、新設備の製造
196. 天然药物有效物质分析的新技术、提取的新工艺、新设备开发与制造	196. 天然薬物の有効物質分析の新技術、抽出の新プロセス、新設備の開発及び製造
197. 生物医药配套耗材生产设备研发、制造	197. バイオ医薬品に関連する消耗品の生産設備の研究開発、製造
198. 非 PVC 医用输液袋多层共挤水冷式薄膜吹塑装备制造	198. 非PVC医療用輸液パック多層擦出し水冷式薄型フィルムブロー成型設備の製造
199. 应急救援装备生产制造	199. 救急救援装置の製造
200. 新型纺织机械、关键零部件及纺织检测、实验仪器开发与制造	200. 新型紡織機械、重要部品及び紡織検査測定、実験計器の開発及び製造
201. 电脑提花人造毛皮机制造	201. コンピュータージャガード人造毛皮機の製造
202. 高新太阳能电池生产专用设备制造	202. ハイテク太陽電池生産専用設備の製造
203. 二氧化碳捕集、利用、封存与监测设备制造	203. 二酸化炭素の回収、利用、密封保存及びモニタリング設備の製造
204. 大气污染防治设备制造：耐高温及耐腐蚀滤料、低 NOx 燃烧装置、烟气脱氮催化剂及脱氮成套装置、烟气脱硫设备、烟气除尘设备、工业有机废气净化设备、柴油车排气净化装置、含重金属废气处理装置	204. 大気汚染防止処理設備の製造：耐高温及び耐腐蝕の濾過材、低NOx燃焼装置、排煙脱硝触媒及び脱窒素セット装置、排煙脱硫設備、排煙除塵設備、工業用有機廃ガス浄化設備、ディーゼル車排ガス浄化装置、重金属を含む廃ガスの処理装置
205. 水污染防治设备制造：卧式螺旋离心脱水机、膜及膜材料、50kg/h 以上的臭氧发生器、10kg/h 以上的二氧化氯发生器、紫外消毒装置、农村小型生活污水处理设备、含重金属废水处理装置	205. 水質汚染防止設備の製造：横型螺旋遠心脱水機、フィルム及びフィルムの材料、50kg/h以上のオゾン発生器、10kg/h以上の二酸化塩素発生器、紫外線消毒装置、農村用小型生活污水处理設備、重金属を含む廃水の処理装置
206. 固体废物处理处置设备制造：污水处理厂污泥处置及资源利用设备、日处理量 500 吨以上垃圾焚烧成套设备、垃圾填埋渗滤液处理技术装备、垃圾填埋场防渗土工膜、建筑垃圾处理和资源化利用装备、危险废物处理装置、垃圾填埋场沼气发电装置、废钢铁处理设备	206. 固体廃棄物処理及び処置設備の製造：污水处理場の汚泥処置及び資源利用設備、1日あたりの処理量が500トン以上のゴミ焼却プラント設備、ゴミ埋設滲出液処理技術装置、ゴミ埋設場の滲出防止ジオメンブレン、建築廃材処理及び資源化利用装置、危険廃棄物処理装置、ゴミ埋設場のバイオガス発電装置、廃鉄鋼処理設備
207. 铝工业赤泥综合利用设备开发与制造	207. アルミニウム工業の赤泥総合利用設備の開発及び製造
208. 尾矿综合利用设备制造	208. 鉱山クズ総合利用設備の製造

209. 废旧塑料、电器、橡胶、电池回收处理再生利用设备制造	209. 廃棄・中古プラスチック、電器、ゴム、電池の回収処理、再生利用設備の製造
210. 废旧纺织品回收处理设备制造	210. 廃棄・中古紡織品回収処理設備の製造
211. 废旧机电产品再制造设备制造	211. 廃棄・中古機電製品再製造設備の製造
212. 废旧轮胎综合利用装置制造	212. 廃棄・中古タイヤ総合利用装置の製造
213. 余热余压余气利用设备制造	213. 廃熱・廃圧・残留ガス利用設備の製造
214. 水生生态系统的环境保护技术、设备制造	214. 水生生態系の環境保護技術、設備の製造
215. 移动式组合净水设备制造	215. 移動式複合浄水設備の製造
216. 非常规水处理、重复利用设备与水质监测仪器	216. 特殊水の処理、重複利用設備及び水質モニタリング計器
217. 工业水管网和设备（器具）的检漏设备和仪器	217. 工業用水道管網及び設備（器具）の漏出検査設備及び計器
218. 日产 10 万立方米及以上海水淡化及循环冷却技术和成套设备开发与制造	218. 日産10万m ³ 以上の海水淡水化及び循環冷却技術及びプラント設備の開発及び製造
219. 钢铁、造纸、纺织、石化、化工、冶金等高耗水行业节水工业设备制造	219. 鉄鋼、製紙、紡織、石油化学、化学工業、冶金等の水使用量の多い産業向け節水型工業設備の製造
220. 特种气象观测及分析设备制造	220. 特殊気象観測及び分析設備の製造
221. 地震台站、台网和流动地震观测技术系统开发及仪器设备制造	221. 地震観測ステーション、ネットワーク及び流動地震観測技術システムの開発及び計器設備の製造
222. 四鼓及以上子午线轮胎成型机制造	222. 四ドラム及びそれ以上のラジアルタイヤ成型機の製造
223. 滚动阻力试验机、轮胎噪音试验室制造	223. 回転抵抗試験機、タイヤ騒音試験室の製造
224. 供热计量、温控装置新技术设备制造	224. 熱供給計量、温度コントロール装置の新技术設備の製造
225. 氢能制备与储运设备及检查系统制造	225. 水素エネルギーの調製、貯蔵運搬設備、及び検査システムの製造
226. 新型重渣油气化雾化喷嘴、漏汽率0.5%及以下高效蒸汽疏水阀、1000℃及以上高温陶瓷换热器制造	226. 新型重質スラグ油の気化ミスト化スプレーノズル、漏洩率0.5%以下の高効率蒸気疏水バルブ、1000℃以上の高温セラミック熱交換器の製造
227. 海上溢油回收装置制造	227. 海上オイルフロー回収装置の製造
228. 低浓度煤矿瓦斯和乏风利用设备制造	228. 低濃度炭鉱メタンガス及び風力利用設備の製造
229. 洁净煤技术产品的开发与利用及设备制造（煤炭气化、液化、水煤浆、工业	229. 石炭クリーン技術製品の開発、利用及び設備製造（石炭のガス化、液化、石炭水スラリー、

型煤) 230. 大型公共建筑、高层建筑、石油化工设施、森林、山岳、水域和地下设施消防灭火救援技术开发与设备制造 231. 智能化紧急医学救援设备制造 232. 水文监测传感器制造 233. 核反应堆主工艺设备设计、研发和制造	工業型石炭) 230. 大型公共建築、高層建築、石油化工施設、森林、山岳、水域及び地下施設の消防消火救援技術の開発及び設備の製造 231. インテリジェント緊急医療救助設備の製造 232. 水文モニタリングセンサーの製造 233. 原子炉の主な製造工程設備の設計、開発および製造
(十九) 汽车制造业 234. 汽车发动机制造及发动机研发机构建设：升功率不低于 70 千瓦的汽油发动机、升功率不低于 50 千瓦的排量 3 升以下柴油发动机、升功率不低于 40 千瓦的排量 3 升以上柴油发动机、燃料电池和混合燃料等新能源发动机 235. 汽车关键零部件制造及关键技术研发：双离合变速器（DCT）、无级自动变速器（CVT）、电控机械变速器（AMT）、汽油发动机涡轮增压器、粘性连轴器（四轮驱动用）、自动变速器执行器（电磁阀）、液力缓速器、电涡流缓速器、汽车安全气囊用气体发生器、燃油共轨喷射技术（最大喷射压力大于 2000 帕）、可变截面涡轮增压技术（VGT）、可变喷嘴涡轮增压技术（VNT）、达到中国第六阶段污染物排放标准的发动机排放控制装置、智能扭矩管理系统（ITM）及耦合器总成、线控转向系统、颗粒捕捉器、低地板大型客车专用车桥、吸能式转向系统、大中型客车变频空调系统、汽车用特种橡胶配件，以及上述零部件的关键零件、部件 236. 汽车电子装置制造与研发：发动机和底	(十九) 自動車製造業 234. 自動車エンジンの製造及びエンジン研究開発機構の建設：燃費がリッター70kwを下回らないガソリンエンジン、燃費がリッター50kwを下回らない排気量3000cc以下のディーゼルエンジン、燃費がリッター40kwを下回らない排気量3000cc以上のディーゼルエンジン、燃料電池及び混合燃料等の新エネルギーエンジン 235. 自動車重要部品の製造及び重要技術の研究開発：デュアルクラッチトランスミッション（DCT）、無段自動変速器（CVT）、オートマテッドマニュアルトランスミッション（AMT）、ガソリンエンジン用ターボチャージャー、ビスカスカップリング（四輪駆動用）、オートマチックトランスミッションアクチュエータ（電磁バルブ）、油圧リターダ、過電流リターダ、自動車エアバッグ用ガス発生器、燃油ダブルレール式噴射技術（最大噴射圧力2000パスカル以上）、可変ジオメトリターボ技術（VGT）、可変ノズルターボ技術（VNT）、中国の第六段階汚染物排出基準に符合するエンジン排出制御装置、インテリジェントトルク管理システム（ITM）及びカップリング器アセンブリ、ワイヤ制御式ステアリングシステム、粒子トラッパー、低床大型バス専用車軸、衝撃吸収式ステアリングシステム、大中型バス用コンバータエアコンシステム、自動車用特殊ゴム部品、及び上記部品の重要部品、部材 236. 自動車電子装置の製造及び研究開発：エンジン

盘电子控制系统及关键零部件，车载电子技术（汽车信息系统和导航系统），汽车电子总线网络技术，电子控制系统的输入（传感器和采样系统）输出（执行器）部件，电动助力转向系统电子控制器，嵌入式电子集成系统、电控式空气弹簧，电子控制式悬挂系统，电子气门系统装置，电子组合仪表，ABS/TCS/ESP系统，电路制动系统（BBW），变速器电控单元（TCU），轮胎气压监测系统（TPMS），车载故障诊断仪（OBD），发动机防盗系统，自动避撞系统，汽车、摩托车型试验及维修用检测系统，自动驾驶系统、车载电子操作系统、车载电子操作系统应用程序开发（APP）、抬头显示技术、智能网联汽车避让转向辅助系统、碰撞报警系统（FCW）、自动制动控制系统（ABC）、自动紧急制动系统（AEB）、车联网技术	及びシャーシ電子制御システム及び重要部品、車載電子技術（自動車情報システム及びナビゲーションシステム）、自動車用電子総ネットワーク技術、電子制御システムの入力（センサー及びサンプル採取システム）出力（アクチュエータ）の部品、電動アシストステアリングシステム電子制御器、フラッシュ式電子統合システム、電子制御式エアサスペンション、電子制御モジュールサスペンションシステム、電子バルブシステム装置、電子ユニット計器、ABS/TCS/ESPシステム、電気回路制動システム（BBW）、トランスミッション電子制御ユニット（TCU）、タイヤ空気圧モニタリングシステム（TPMS）、車載故障診断器（OBD）、エンジン盗難防止システム、自動衝突回避システム、自動車、オートバイ型試験及び修理用測定システム、自動運転システム、車載電子操作システム、車載電子操作システムのアプリケーション開発（APP）、ヘッドアップディスプレイ技術、インテリジェントネットワークカーの回避ステアリングアシストシステム、衝突警報システム（FCW）、自動ブレーキ制御システム（ABC）、自動緊急ブレーキシステム（AEB）、IoV（Internet of Vehicles）技術
237. 新能源汽车关键零部件制造及研发：能量型动力电池单体；电池正极材料(比容量$\geq 180\text{mAh/g}$、循环寿命 2000 次不低于初始放电容量的 80%)，电池负极材料(比容量$\geq 500\text{mAh/g}$、循环寿命 2000 次不低于初始放电容量的 80%)、电池隔膜(厚度$\leq 12\mu\text{m}$、孔隙率 35%~60%)；电池管理系统，电机控制器，电动汽车电控集成；电动汽车驱动电机系统(高效区:85%工作区效率$\geq 80\%$)，车用 DC/DC(输入电压 100V~400V)，大功率电子器件(IGBT, 电压等级$\geq 750\text{V}$、电流$\geq 300\text{A}$)；插电式混合动力机电耦合驱动系统；燃料电池	237. 新エネルギー車用重要部品の製造及び研究開発：エネルギー型パワー電池セル、バッテリー正極材料（容量比$\geq 180\text{mAh/g}$、サイクル寿命2000回、初期放電容量の80%を下回らない）、バッテリー負極材料（容量比$\geq 500\text{mAh/g}$、サイクル寿命2000回、初期放電容量の80%を下回らない）、バッテリーセパレーター（厚度$\leq 12\mu\text{m}$、気孔率35%~60%）、バッテリー管理システム、モーターコントローラー、電気自動車の電子制御インテグレーション、電気自動車の駆動モーターシステム（高効率エリア：85%、作動エリア効率$\geq 80\%$）、車両用DC/DC（入力電圧100V~400V）、ハイパワー電

发动机(质量比功率$\geq 350\text{W/kg}$)、燃料电池堆(体积比功率$\geq 3\text{kW/L}$)、膜电极(铂用量$\leq 0.3\text{g/kW}$)、质子交换膜(质子电导率$\geq 0.08\text{S/cm}$)、双极板(金属双极板厚度$\leq 1.2\text{mm}$,其他双极板厚度$\leq 1.6\text{mm}$)、低铂催化剂、碳纸(电阻率$\leq 3\text{m}\Omega\cdot\text{cm}$)、空气压缩机、氢气循环泵、氢气引射器、增湿器、燃料电池控制系统、升压 DC/DC、70MPa 氢瓶、车载氢气浓度传感器;电动汽车用热泵空调;电机驱动控制专用 32 位及以上芯片(不少于 2 个硬件内核,主频不低于 180MHz,具备硬件加密等功能,芯片设计符合功能安全 ASIL C 以上要求);一体化电驱动总成(功率密度$\geq 2.5\text{kW/kg}$);高速减速器(最高输入转速$\geq 12000\text{rpm}$,噪声低于 75dB)	子部品 (IGBT、電圧等級$\geq 750\text{V}$、電流$\geq 300\text{A}$)、プラグインハイブリッド機電カップリング式駆動システム)、燃料電池エンジン (質量比出力$\geq 350\text{W/kg}$)、フィルム電極 (白金消費量$\leq 0.3\text{g/kW}$)、プロトン交換膜 (プロトン伝導度$\geq 0.08\text{S/cm}$)、バイポーラプレート (金属バイポーラプレートの厚さ$\leq 1.2\text{mm}$、その他のバイポーラプレートの厚さ$\leq 1.6\text{mm}$)、低白金触媒、カーボンペーパー (電気抵抗率$\leq 3\text{m}\Omega\cdot\text{cm}$)、エアコンプレッサー、水素循環ポンプ、水素エジェクター、加湿器、燃料電池制御システム、70MPa水素ボトル、車載水素濃度センサー、電気自動車用ヒートポンプエアコン、モーター駆動制御装置用の32ビット以上のチップ (2 ハードウェアコア以上、クロック周波数が180MHz以上、ハードウェアへのパスワード設定等の機能付き。チップの設計は、機能安全性ASILがC以上を満たしていること)、一体型電気駆動アッセンブリ (出力密度$\geq 2.5\text{kW/kg}$)、高速減速器 (最高入力回転速度$\geq 12000\text{rpm}$、騒音は75dB以下)
238. 车载充电机(满载输出工况下效率$\geq 95\%$)、双向车载充电机、非车载充电设备(输出电压 250V~950V,电压范围内效率$\geq 88\%$)和高功率密度、高转换效率、高适用性无线充电、移动充电技术开发及装备制造	238. 車載充電器 (最大出力条件下での効率$\geq 95\%$)、双方向型車載充電器、非車載型充電設備 (出力電圧250V~950V、電圧範囲内の効率$\geq 88\%$) 及び出力密度・変換効率・適用性が高いワイヤレス充電、モバイル充電技術の開発及び装置の製造
239. 智能汽车关键零部件制造及研发: 传感器、车载芯片、中央处理器、车载操作系统和信息控制系统、车网通信系统设备、视觉识别系统、高精度定位装置、线控底盘系统; 新型智能终端模块、多核异构智能计算平台技术、全天候复杂交通场景高精度定位和地图技术、传感器融合感知技术、车用无线通信关键技术、基础云控平台技术; 新型安全隔离架构技术、软硬件协同攻击识别技术、	239. スマートカー主要部品の製造及び研究開発: センサー、車載チップ、中央処理装置、車載用オペレーティングシステム及び情報制御システム、車両ネットワーク通信システム設備、視覚認識システム、高精度測位装置、ドライブ・バイ・ワイヤのシャーシシステム、新型スマートターミナルモジュール、マルチコアヘテロジニアスインテリジェントコンピューティングプラットフォーム技術、全天候型の複雑な交通状況の高精度測位及び地図技術、センサーフュー

终端芯片安全加密和应用软件安全防护技术、无线通信安全加密技术、安全通讯及认证授权技术、数据加密技术；测试评价体系架构研发，虚拟仿真、实车道路测试等技术和验证工具，整车级和系统级测试评价方法，测试基础数据库建设	ジョンセンシング技術、車両用無線通信の主要技術、基礎的クラウド制御プラットフォーム技術、新型セキュリティ分離アーキテクチャ技術、ソフトウェア及びハードウェア共同攻撃識別技術、端末チップのセキュリティパスワード設定及びアプリケーションソフトのセキュリティ保護技術、無線通信セキュリティパスワード設定技術、安全な通信および認証授權技術、データへのパスワード設定技術、テスト評価システム体系の研究開発、バーチャルリアリティ、実車道路テスト等の技術及び検証手段、完成車及びシステムテストの評価方法、測定試験基礎データベースの構築
（二十）铁路、船舶、航空航天和其他运输设备制造业 240. 达到中国摩托车第四阶段污染物排放标准的大排量（排量＞250ml）摩托车发动机排放控制装置制造 241. 民用飞机设计、制造与维修：干线、支线飞机，通用飞 242. 民用飞机零部件制造与维修 243. 民用直升机设计与制造 244. 民用直升机零部件制造 245. 地面、水面效应航行器制造及无人机、浮空器设计与制造 246. 航空发动机及零部件、航空辅助动力系统设计、制造与维修 247. 航空航天用新型材料开发、生产 248. 民用航空机载设备设计与制造 249. 航空地面设备制造：民用机场设施、民用机场运行保障设备、飞行试验地面设备、飞行模拟与训练设备、航空测试与计量设备、航空地面试验设备、机载设备综合测试设备、航空制造专用设备、航空材料试制专用设备、民用航空器地面接收及应用设备、运载火箭地面测试	（二十）鉄道、船舶、航空宇宙及びその他の輸送設備製造業 240. 中国オートバイ第四段階の汚染物排出基準に符合する大排気量（排気量＞250ml）のオートバイエンジン排出制御装置の製造 241. 民間用航空機の設計、製造及びメンテナンス：幹線、支線航路を飛行する航空機、汎用航空機 242. 民間用航空機部品の製造及びメンテナンス 243. 民間用ヘリコプターの設計及び製造 244. 民間用ヘリコプター部品の製造 245. 地上、水上航行機能を有する航空機の製造及びドローン、飛行艇の設計及び製造 246. 航空エンジン及び部品、航空補助動力システムの設計、製造及びメンテナンス 247. 航空宇宙用新材料の開発、製造 248. 民間用航空機搭載設備の設計及び製造 249. 航空地上設備の製造：民間用空港施設、民間用空港運行保障設備、飛行試験の地上設備、飛行シミュレーション及び訓練設備、航空測定試験及び計量設備、航空地上試験設備、航空機搭載設備の総合測定試験設備、航空製造専用設備、航空材料試作専用設備、民間用航空機器地上受信及び応用設備、ロケット積載

设备、运载火箭力学及环境实验设备 250. 民用卫星设计与制造，民用卫星有效载荷制造 251. 民用卫星零部件制造 252. 星上产品检测设备制造 253. 豪华邮轮及深水（3000 米以上）海洋工程装备的设计 254. 海底矿产资源开发装备的设计 255. 船舶低、中速柴油机及其零部件的设计 256. 船舶舱室机械的设计 257. 船舶通讯导航设备的设计 258. 游艇的设计 259. 智能船舶的设计及相关智能系统的研发	の地上測定試験設備、ロケット積載力学及び環境実験設備 250. 民間衛星の設計及び製造、民間衛星ペイロードの製造 251. 民間衛星用部品の製造 252. 宇宙向け製品の検査則設備の製造 253. 豪華クルーズ船及び深水（3000m以上）の海洋工程装置の設計 254. 海底鉱物資源開発装置の設計 255. 船舶用低、中速ディーゼルエンジン及びその部品の設計 256. 船舶操舵室の機械の設計 257. 船舶通信ナビゲーション設備の設計 258. ヨットの設計 259. スマート船舶の設計及び関連のスマートシステムの研究開発
（二十一）电气机械和器材制造业 260. 100 万千瓦超超临界火发电机组用关键辅机设备制造：安全阀、调节阀 261. 钢铁行业烧结机脱硝技术装备制造 262. 火电设备的密封件设计、制造 263. 燃煤电站、水电站设备用大型铸锻件制造 264. 水电机组用关键辅机设备制造 265. 输变电设备及关键组部件制造 266. 新能源发电成套设备或关键设备制造：光伏发电、光热发电、地热发电、潮汐发电、波浪发电、垃圾发电、沼气发电、2.5 兆瓦及以上风力发电设备 267. 斯特林发电机组制造 268. 直线和平面电机及其驱动系统开发与制造 269. 高技术绿色电池制造：动力镍氢电池、锌镍蓄电池、钠盐电池、锌银蓄电池、锂离子电池、太阳能电池、燃料电池等	（二十一）電気機械及び器材製造業 260. 100万kwを超える超臨界の火力発電ユニット用重要補助機械設備の製造：安全バルブ、調節バルブ 261. 鉄鋼産業用焼結機の脱硝技術装置の製造 262. 火力発電設備の密封材の設計、製造 263. 石炭火力発電所、水力発電所設備用大型鋳造鍛造部品の製造 264. 水力発電ユニット用重要補助機械設備の製造 265. 送変電設備及び主要部品の製造 266. 新エネルギー発電プラント設備或いは重要設備の製造：太陽光発電、太陽熱発電、地熱発電、潮力発電、波力発電、廃棄物発電、バイオガス発電、2.5MW以上の風力発電設備 267. スターリング発電ユニットの製造 268. 直線及び平面モーター及びその駆動システムの開発及び製造 269. ハイテクエコ電池の製造：動力ニッケル水素電池、亜鉛ニッケル蓄電池、ナトリウム塩電池、亜鉛銀蓄電池、リチウムイオン電池、太陽電池、燃料電池等

270. 电动机采用直流调速技术的制冷空调用压缩机、采用 CO2 自然工质制冷空调压缩机、应用可再生能源（空气源、水源、地源）制冷空调设备制造	270. 電動機の直流調速技術を採用した制冷空調用コンプレッサー、CO2自然工質を採用した制冷空調コンプレッサー、再生可能エネルギー（空気源、水源、地源）を応用した制冷空調設備の製造
271. 太阳能空调、采暖系统、太阳能干燥装置制造	271. ソーラーエアコン、暖房システム、太陽熱エネルギーの乾燥装置の製造
272. 生物质干燥热解系统、生物质气化装置制造	272. バイオマス乾燥熱分解システム、バイオマス気化装置の製造
273. 交流调频调压牵引装置制造	273. 交流周波数調整調圧牽引装置の製造
（二十二）计算机、通信和其他电子设备制造业	（二十二）コンピューター、通信及びその他の電子設備製造業
274. 高清数字摄录机、数字放声设备制造	274. 高精度デジタルビデオカメラ、デジタル音声再生設備の製造
275. TFT-LCD、OLED、AMOLED、激光显示、量子点、3D 显示等平板显示屏、显示屏材料制造（6 代及 6 代以下 TFT-LCD 玻璃基板除外）	275. TFT-LCD、OLED、AMOLED、レーザーディスプレイ、量子ドット、3Dディスプレイ等のフラットパネルディスプレイ、ディスプレイ材料の製造（第6世代及び第6世代以下のTFT-LCDガラス基板を除く）
276. 电子书材料（电子墨水屏等）的研发与制造	276. 電子書籍の材料（電子インクスクリーン等）の研究開発及び製造
277. 直径 200mm 以上硅单晶及抛光片生产	277. 直径200mm以上のシリコン単結晶及びポリッシュド・ウエハの生産
278. 300mm 以上大硅片的制造	278. 300mm以上の大型シリコンウエハの製造
279. 大屏幕彩色投影显示器用光学引擎、光源、投影屏、高清晰度投影管和微显投影设备模块等关键件制造	279. 大画面カラープロジェクションディスプレイ用光学エンジン、光源、プロジェクションスクリーン、高精細プロジェクションチューブ及びマイクロプロジェクションデバイスモジュール等の重要部品の製造
280. 数字音、视频编解码设备，数字广播电视演播室设备，数字有线电视系统设备，数字音频广播发射设备，数字电视上下变换器，数字电视地面广播单频网（SFN）设备，卫星数字电视上行站设备制造	280. デジタルオーディオ、ビジュアルエンコード・デコード設備、デジタル放送テレビスタジオ設備、デジタルケーブルテレビシステム設備、デジタルオーディオ放送送信設備、デジタルテレビ上下変換器、デジタルテレビ地上放送単一周波数ネットワーク（SFN）設備、衛星デジタルテレビアップリンクステーション設備の製造

281. 集成电路设计, 线宽 28 纳米及以下大规模数字集成电路制造, 0.11 微米及以下模拟、数模集成电路制造, MEMS 和化合物半导体集成电路制造及 BGA、PGA、FPGA、CSP、MCM 等先进封装与测试	281. 集積回路の設計、線幅28ナノ及びそれ以下の大規模デジタル集積回路の製造、0.11ナノ以下のシミュレーション、デジタルモジュール集積回路の製造、MEMS及び化合物半導体集積回路の製造及びBGA、PGA、FPGA、CSP、MCM等の先進的なパッケージ及び測定
282. 大中型电子计算机、万万亿次高性能计算机、便携式微型计算机、大型模拟仿真系统、工业控制机及控制器制造	282. 大中型コンピューター、テラフロップス高性能コンピューター、ポータブルマイクロコンピューター、大型シミュレーションシステム、工業用制御機及びコントローラーの製造
283. 量子、类脑等新机理计算机系统的研究与制造	283. 量子、脳などの新メカニズムのコンピューターシステムの研究及び製造
284. 超大规模集成电路制造用刻蚀机、PVD、CVD、氧化炉、清洗机、扩散炉、MFC 等	284. 超大規模集積回路製造用のエッチング装置、PVD、CVD、酸化炉、洗浄機、拡散炉、MFC等
285. 芯片封装设备制造	285. チップパッケージ設備の製造
286. 计算机数字信号处理系统及板卡制造	286. コンピュータデジタル信号処理システム及びボードの製造
287. 图形图像识别和处理系统制造	287. グラフィック画像識別及び処理システムの製造
288. 大容量光、磁盘驱动器及其部件开发与制造	288. 大容量の光、磁気ディスクドライブ及びその部品の開発及び製造
289. 100TB 及以上存储系统制造、8TB 及以上 SSD 固态硬盘制造及智能化存储设备制造	289. 100TB以上のストレージシステムの製造、8TB以上のSSDソリッドステートドライブの製造、及びインテリジェントメモリーカードの製造
290. 计算机辅助设计（三维 CAD）、电子设计自动化（EDA）、辅助测试（CAT）、辅助制造（CAM）、辅助工程（CAE）系统及其他计算机应用系统制造	290. コンピューター補助設計（3D CAD）、電子設計自動化（EDA）、補助測定試験（CAT）、補助製造（CAM）、補助工程（CAE）システム及びその他のコンピューター応用システムの製造
291. 软件产品开发、生产	291. ソフトウェア製品の開発、生産
292. 电子专用材料开发与制造（光纤预制棒开发与制造除外）	292. 電子専用材料の開発及び製造（光ファイバープレハブ棒の開発及び製造を除く）
293. 电子专用设备、测试仪器、工模具制造	293. 電子専用設備、測定試験計器、工具・金型の製造
294. 新型电子元器件制造：片式元器件、敏感元器件及传感器、频率控制与选择元件、混合集成电路、电力电子器件、光电子器件、新型机电元件、高分子固体	294. 新型電子部品の製造：チップエレメント、高感度部品及びセンサー、周波数制御及び選別エレメント、混合 I C、電力電子エレメント、光電子エレメント、新型機電エレメント、高分子固

电容器、超级电容器、无源集成元件、高密度互连积层板、单层、双层及多层挠性板、刚挠印刷电路板及封装基板、高密度高细线路(线宽/线距 $\leq 0.05\text{mm}$)柔性电路板	体コンデンサ、スーパーコンデンサ、無源集積エレメント、高密度インターコネクト積層板、単層、二層及び多層フレキシブル基板、リジッドフレックスプリント基板及びパッケージ基板、高密度高精細ライン（ライン幅/ライン間隔 $\leq 0.05\text{mm}$ ）フレキシブル回路基板
295. 触控系统（触控屏幕、触控组件等）制造及组装	295. タッチコントロールシステム（タッチコントロールスクリーン、タッチコントロールユニット等）の製造及び組立
296. 虚拟现实（VR）、增强现实（AR）设备研发与制造	296. バーチャルリアリティ（VR）、拡張現実（AR）設備の研究開発及び製造
297. 发光效率 140lm/W 以上高亮度发光二极管、发光效率 140lm/W 以上发光二极管外延片（蓝光）、发光效率 140lm/W 以上且功率 200mW 以上白色发光管制造	297. 発光効率140lm/W以上の高輝度LED、発光効率140lm/W以上のLEDエピタキシャルウエハ（青色光）、発光効率140lm/W以上で効率200mW以上の白色発光管の製造
298. 高密度数字光盘机用关键件开发、生产	298. 高密度デジタル光ディスク用重要部品の開発、生産
299. 可录类光盘生产	299. 書き込み可能光ディスクの生産
300. 3D 打印设备及其关键零部件研发与制造	300. 3D印刷設備及びその重要部品の研究開発及び製造
301. 卫星通信系统设备制造	301. 衛星通信システム設備の製造
302. 光通信测量仪表、速率 40Gbps 及以上光收发器制造	302. 光通信測定メーター、速度40Gbps以上の光受発信器の製造
303. 超宽带（UWB）通信设备制造	303. 超広帯域（UWB）通信設備の製造
304. 无线局域网（含支持 WAPI）、广域网设备制造	304. 無線LAN（WAPIサポートを含む）、広域ネットワーク設備の製造
305. 100Gbps 及以上速率时分复用设备（TDM）、密集波分复用设备(DWDM)、宽带无源网络设备(包括 EPON、GPON、WDM-PON 等)、下一代 DSL 芯片及设备、光交叉连接设备(OXC)、自动光交换网络设备(ASON)、40Gbps 以上 SDH 光纤通信传输设备制造	305. 100Gbps以上の速度の时分複用設備（TDM）、高密度波長分割複用設備（DWDM）、ブロードバンド無源ネットワーク設備（EPON、GPON、WDM-PON等を含む）、次世代DSL芯チップ及び設備、光クロスコネクトスイッチ（OXC）、自動光交換ネットワーク設備（ASON）、40Gbps以上のSDH光ファイバー通信伝送設備の製造
306. 基于 IPv6 的下一代互联网系统设备、终端设备、检测设备、软件、芯片开发与制造	306. IPv6をベースとする次世代インターネットシステム設備、端末設備、検査測定設備、ソフトウェア、チップの開発及び製造
307. 第四代及后续移动通信系统手机、基	307. 第四世代及び後続の移動通信システム携帯電

站、核心网设备以及网络检测设备开发与制造 308. 应用于第五代移动终端（手机、汽车、无人机、虚拟现实与增强显示等）的视觉传感器（数字相机、数字摄像头、3D传感器、激光雷达、毫米波雷达等）及其核心元组件（光学镜片与镜头、激光器、感光芯片、马达、光电模块等）的开发与制造 309. 云计算设备、软件和系统开发 310. 整机处理能力大于 6.4Tbps（双向）的高端路由器、交换容量大于 40Tbps 的交换机开发与制造 311. 空中交通管制系统设备制造 312. 基于声、光、电、触控等计算机信息技术的中医药电子辅助教学设备，虚拟病理、生理模型人设备的开发与制造	話、基地局、コアネットワーク設備及びネットワーク検査測定設備の開発及び製造 308. 第5世代の携帯端末（携帯電話、自動車、ドローン、バーチャルリアリティ及びエンハンスドディスプレイ等）に応用するビジョンセンサー（デジタルカメラ、デジタルビデオカメラ、3Dセンサー、レーザーレーダー、ミリ波レーダー等）及びそのコアエレメント（光学レンズ及びレンズ、レーザー、センサーチップ、モーター、光電子モジュール等）の開発及び製造 309. クラウドコンピューティング設備、ソフトウェアおよびシステムの開発 310. 全体処理能力が6.4Tbpsを超える（双方向）ハイエンドルータ、スイッチ容量が40Tbpsを超えるスイッチの開発及び製造 311. 航空交通管制システム設備の製造 312. 音声、光、電気、タッチコントロール等のコンピューター情報技術に基づく漢方医薬電子補助学習設備、仮想病理、生理学的モデル設備の開発及び製造
（二十三）仪器仪表制造业 313. 土壤墒情监测设备制造 314. 工业过程自动控制系统与装置制造：现场总线控制系统，大型可编程控制器（PLC），两相流量计，固体流量计，新型传感器及现场测量仪表 315. 大型精密仪器、高分辨率显微镜（分辨率小于 200nm）开发与制造 316. 高精度数字电压表、电流表制造（显示量程七位半以上） 317. 无功功率自动补偿装置制造 318. 安全生产新仪器设备制造 319. VXI 总线式自动测试系统（符合 IEEE1155 国际规范）制造 320. 煤矿井下监测及灾害预报系统、煤炭安全检测综合管理系统开发与制造	（二十三）計装計器製造業 313. 土壤水分モニタリング設備の製造 314. 工業用プロセス自動制御システム及び装置の製造：現場総線制御システム、大型プログラマブルコントローラ（PLC）、二相流量計、固体流量計、新型センサー及び現場測定計器 315. 大型精密計器、高解像度顕微鏡（解像率200nm未満）の開発及び製造 316. 高精度デジタル電圧計、電流計（表示7桁半以上）の製造 317. 無効効率自動補償装置の製造 318. 安全生産の新計器設備の製造 319. VXIバス式自動測定システム（IEEE1155国際規範に符合）の製造 320. 炭鉱坑道のモニタリング及び災害予報システム、石炭安全検査測定総合管理システムの開発及び製造

321. 工程测量和地球物理观测设备制造	321. 工程測量及び地球物理観測設備の製造
322. 环境监测仪器制造	322. 環境モニタリング計器の製造
323. 无线远传智能水表制造	323. ワイヤレスリモート伝送スマート水道メーターの製造
324. 水库大坝安全智能监控仪器制造	324. 貯水池・ダムの安全性のインテリジェントモニタリング計器の製造
325. 水文数据采集、处理与传输和防洪预警仪器及设备制造	325. 水文データの収集、処理、送信、洪水防止警報装置および設備の製造
326. 海洋勘探监测仪器和设备制造	326. 海洋探査モニタリング計器及び設備の製造
327. 市政管网和输水管道渗漏监测仪器制造	327. 市政配管ネットワーク及び給水パイプライン漏水モニタリング計器の製造
328. 核仪器、仪表研发和制造	328. 原子力計測器、メーターの研究開発及び製造
（二十四）废弃资源综合利用业	（二十四）廃棄資源総合利用業
329. 煤炭洗选及粉煤灰（包括脱硫石膏）、煤矸石等综合利用	329. 石炭の洗浄、選別及び石炭灰（脱硫石膏を含む）、ばた等の综合利用
330. 全生物降解材料的生产	330. 全生物分解材料の生産
331. 废旧电器电子产品、汽车、机电设备、橡胶、金属、电池回收处理	331. 廃棄・中古電器電子製品、自動車、機電設備、ゴム、金属、電池の回収処理
332. 赤泥及其他冶炼废渣综合利用	332. 赤泥及びその他の製錬廃棄物の総合的利用
四、电力、热力、燃气及水生产和供应业	四、電力、熱、ガス及び水の生産、供給業
333. 单机 60 万千瓦及以上超超临界机组电站的建设、经营	333. 一機60万kw以上の超超臨界ユニット発電所の建設、経営
334. 采用背压型热电联产、热电冷多联产、30 万千瓦及以上超（超）临界热电联产机组电站的建设、经营	334. 背圧型コージェネ、熱電冷却マルチコージェネ、30万kw以上の超（超）臨界コージェネユニットを採用した発電所の建設、経営
335. 缺水地区单机 60 万千瓦及以上大型空冷机组电站的建设、经营	335. 渇水地区の一機60万kw以上の大型空冷ユニット発電所の建設、経営
336. 整体煤气化联合循环发电等洁净煤发电项目的建设、经营	336. 統合ガス化複合循環型発電等のクリーン石炭火力発電プロジェクトの建設、経営
337. 单机 30 万千瓦及以上采用流化床锅炉并利用煤矸石、中煤、煤泥等发电项目的建设、经营	337. 一機30万kw以上の、流動床ボイラーを採用し、石炭ボタ・二号炭・泥炭等を利用した発電プロジェクトの建設、経営
338. 发电为主的大型水电站及抽水蓄能电站建设、经营	338. 発電を主とする大型水力発電所及び揚水エネルギー貯蔵発電所の建設、経営
339. 核电站的建设、经营	339. 原子力発電所の建設、経営
340. 新能源电站（包括太阳能、风能、地热能、潮汐能、潮流能、波浪能、生物质	340. 新エネルギー発電所（太陽エネルギー、風力エネルギー、地熱エネルギー、潮力エネルギー

能等）建設、経営	一、潮流エネルギー、波力エネルギー、バイオマスエネルギー等を含む）の建設、経営
341. 重要负荷中心且气源有保障地区天然气调峰电站、天然气分布式能源站的建设、经营	341. 重要なロードセンターで且つガス供給源が保障される地域の天然ガスピーク調整発電所、天然ガス分散型エネルギーステーションの建設、経営
342. 燃气发电与可再生发电互补系统开发与应用	342. ガス火力発電及び再生可能エネルギー発電の相互補完システムの開発及び応用
343. 电网的建设、经营	343. 電力網の建設、経営
344. 使用天然气、电力和可再生能源驱动的区域供能（冷、热）项目的建设、经营	344. 天然ガス、電力および再生可能エネルギーを用いて駆動する地域エネルギー供給（冷、熱）プロジェクトの建設、経営
345. 海水利用（海水直接利用、海水淡化）、苦咸水利用	345. 海水の利用（海水の直接利用、海水の淡水化）、汽水の利用
346. 供水厂建设、经营	346. 給水プラントの建設、経営
347. 再生水厂建设、经营	347. 再生水プラントの建設、運営
348. 污水处理厂建设、经营	348. 汚水処理場の建設、経営
349. 机动车充电站、电池更换站建设、经营	349. 自動車充電ステーション、電池交換ステーションの建設、経営
350. 加氢站建设、经营	350. 水素ステーションの建設、経営
五、交通运输、仓储和邮政业	五、交通輸送、貯蔵及び郵政業
351. 铁路干线路网及铁路专用线的建设、经营	351. 鉄道幹線網及び鉄道専用線の建設、経営
352. 城际铁路、市域（郊）铁路、资源型开发铁路和支线铁路及其桥梁、隧道、轮渡和站场设施的建设、经营	352. 都市間鉄道、市部（郊外）鉄道、資源型開発鉄道、支線鉄道及びその橋梁、トンネル、フェリー及び駅施設の建設、経営
353. 高速铁路、城际铁路基础设施综合维修	353. 高速鉄道、都市間鉄道インフラの総合メンテナンス
354. 公路、独立桥梁和隧道的建设、经营	354. 道路、独立橋梁及びトンネルの建設、経営
355. 公路货物运输公司	355. 道路貨物輸送会社
356. 港口公用码头设施的建设、经营	356. 港湾公用埠頭施設の建設、経営
357. 民用机场的建设、经营	357. 民間空港の建設、経営
358. 公共航空运输公司	358. 公共航空輸送会社
359. 农、林、渔业通用航空公司	359. 農、林、漁業向け汎用航空会社
360. 国际海上运输公司	360. 国際海上輸送会社
361. 国际集装箱多式联运业务	361. 国際コンテナ複合一貫輸送業務
362. 输油（气）管道、油（气）库的建设、经营	362. 石油（ガス）輸送パイプライン、石油（ガス）貯蔵庫の建設、経営

363. 煤炭管道运输设施的建设、经营	363. 石炭パイプライン輸送施設の建設、経営
364. 自动化高架立体仓储设施, 包装、加工、配送业务相关的仓储一体化设施建设、经营	364. 自動化高架立体貯蔵施設、包装、加工、配送業務に関する倉庫保管一体化施設の建設、経営
365. 与快递服务相关科技装备及绿色包装研发应用	365. 宅配サービスに関連する科学技術装置及びエコパッケージの研究開発及び応用
六、批发和零售业	六、卸売り及び小売り業
366. 一般商品的共同配送、鲜活农产品冷链物流和特殊药品低温配送等物流及相关技术服务的提供和运用	366. 一般商品の共同配送、生鮮農産物のクールドチェーン物流及び特殊薬品の低温配送等の物流及び関連の技術サービスの提供及び運用
367. 农村连锁配送	367. 農村のチェーン配送
368. 托盘及集装单元共用系统建设、经营	368. パレット及びコンテナユニット共用システムの建設、経営
七、信息传输、软件和技术服务业	七、情報伝達、ソフトウェア及び技術サービス業
369. 电子商务系统开发与应用服务	369. 電子商取引システムの開発及び応用サービス
八、租赁和商务服务业	八、リース及びビジネスサービス業
370. 国际经济、科技、环保、物流信息、商务、会计、税务咨询服务	370. 国際経済、科学技術、環境保護、物流情報、ビジネス、会計、税務コンサルティングサービス
371. 工程咨询服务	371. エンジニアリングコンサルティングサービス
372. 以承接服务外包方式从事系统应用管理和维护、信息技术支持管理、银行后台服务、财务结算、软件开发、离岸呼叫中心、数据处理等信息技术和业务流程外包服务	372. アウトソーシング受託方式による、システム応用管理及びメンテナンス、情報技術サポート及び管理、銀行内部管理サービス、財務決算、ソフトウェア開発、オフショアコールセンター、データ処理等の情報技術及び業務フローアウトソーシングサービスへの従事
373. 创业投资企业	373. ベンチャーキャピタル企業
374. 知识产权服务	374. 知財権サービス
375. 家庭服务业	375. 家事代行業
九、科学研究和技术服务业	九、科学研究及び技術サービス業
376. 生物工程与生物医学工程技术、生物质能源开发技术	376. バイオ工程及びバイオ医学工程技術、バイオマスエネルギー開発技術
377. 智能器件、机器人、神经网络芯片、神经元传感器等人工智能技术开发与应用	377. スマートデバイス、ロボット、ニューラルネットワークチップ、ニューロンセンサー等の人工知能技術の開発及び応用
378. 同位素、辐射及激光技术	378. 同位元素、輻射及びレーザー技術
379. 海洋开发及海洋能开发技术、海洋化学资源综合利用技术、相关产品开发和精深加工技术、海洋医药与生化制品开发	379. 海洋開発及び海洋エネルギー開発技術、海洋化学資源の総合利用技術、関連製品の開発及び精密深加工技術、海洋医薬及び生物化学製

技術	品の開発技術
380. 海洋监测技术（海洋浪潮、气象、环境监测）、海底探测与大洋资源勘查评价技术	380. 海洋モニタリング技術（海洋波浪、気象、環境モニタリング）、海底探査測定及び海洋資源の探査、評価技術
381. 综合利用海水淡化后的浓海水制盐、提取钾、溴、镁、锂及其深加工等海水化学资源高附加值利用技术	381. 海水淡水化後の海水濃縮を総合利用した製塩、カリウム、臭素、マグネシウム、リチウムの抽出及びその深加工等、海水化学資源の高付加価値利用技術
382. 海上石油污染清理与生态修复技术及相关产品开发, 海水富营养化防治技术, 海洋生物爆发性生长灾害防治技术, 海岸带生态环境修复技术	382. 海上石油汚染の処理、生態修復技術及び関連製品の開発、海水の栄養富裕化防止、処理技術、海洋生物の爆発的成長災害の防止、処理技術、沿岸海域の生態環境修復技術
383. 节能环保和循环经济技术开发与应用	383. 省エネ環境保護及び循環型経済技術の開発及び応用
384. 资源再生及综合利用技术、企业生产排放物的再利用技术开发与应用	384. 資源再生及び総合利用技術、企業が産出する排出物の再利用技術の開発及び応用
385. 环境污染治理及监测技术	385. 環境汚染処理及びモニタリング技術
386. 清洁生产技术开发与服务	386. クリーン生産技術の開発及びサービス
387. 碳捕集、利用与封存（CCUS）技术开发与服务	387. 炭素捕捉、利用及び密封貯蔵（CCUS）技術の開発およびサービス
388. 绿色建筑节地与室外环境、节能与能源利用、节水与水资源利用、节材与材料资源利用、室内环境与运行管理综合技术开发与利用	388. エコ建築、土地の節約及び屋外環境、省エネ及びエネルギーの利用、節水及び水資源の利用、屋内環境及び運行管理の総合技術の開発及び利用
389. 放射性废物处理技术开发与应用	389. 放射性廃棄物処理技術の開発及び応用
390. 化纤生产及印染加工的节能降耗、三废治理新技术	390. 化学繊維の生産及びプリント加工の省エネ及び消費削減、三廃（訳注：廃水、廃ガス固体、廃棄物）処理の新技術
391. 磷石膏综合利用技术开发与应用	391. リン酸石膏の総合利用技術の開発及び応用
392. 防沙治沙与沙荒修复技术	392. 砂漠化防止、抑制及び砂だらけの荒地の修復技術
393. 草畜平衡综合管理技术	393. 牧草と家畜のバランスをとる総合管理技術
394. 现代畜牧业废弃物资源化综合利用技术开发与应用	394. 現代的牧畜業の廃棄物の資源化総合利用技術の開発及び応用
395. 农药新型施药技术开发与应用	395. 新しい農薬散布技術の開発及び応用
396. 民用卫星应用技术	396. 民間衛星の応用技術
397. 检验检测认证服务	397. 検査測定認証サービス

398. 研究开发中心	398. 研究開発センター
399. 高新技术、新产品开发与企业孵化中心	399. ハイテク技術、新製品の開発及び企業インキュベーションセンター
400. 物联网技术开发与应用	400. モノのインターネット（IoT）技術の開発及び応用
401. 工业设计、建筑设计、服装设计等创意产业	401. 工業デザイン、建築デザイン、アパレルデザイン等のクリエイティブ産業
402. 城乡规划编制服务（城市、镇总体规划服务除外）	402. 都市・農村計画の作成サービス（都市、鎮の全体計画サービスを除く）
十、水利、环境和公共设施管理业	十、水利、環境及び公共施設管理業
403. 河道、湖泊水环境治理、水生态修复和管理保护与经营	403. 河川、湖沼の水環境の管理、水の生態修復および管理、保護及び運営
404. 城市封闭型道路的建设、经营	404. 都市封鎖型道路の建設、経営
405. 城市地铁、轻轨等轨道交通的建设、经营	405. 都市地下鉄、ライトレール等の軌道交通の建設、経営
406. 垃圾处理厂，危险废物处理处置厂（焚烧厂、填埋场）及环境污染治理设施的建設、经营	406. 塵埃処理場、危険廃棄物処理処分場（焼却場、埋設場）及び環境汚染処理施設の建設、経営
407. 城市停车设施建设、经营	407. 都市駐車施設の建設、経営
408. 出租车、有轨电车、公交等公共交通系统的建設及运营	408. タクシー、路面電車、公共バス等の公共交通システムの建設及び運営
十一、教育	十一、教育
409. 非学制类职业培训机构	409. 非学校制類職業訓練機関
十二、卫生和社会工作	十二、衛生及びソーシャルワーク
410. 老年人、残疾人和儿童服务机构	410. 高齢者、障害者及び児童サービス機構
411. 养老机构	411. 高齢者向け施設
412. 医疗机构	412. 医療機関
十三、文化、体育和娱乐业	十三、文化、スポーツ及び娯楽業
413. 演出场所经营	413. 公演場所の経営
414. 体育场馆经营、健身、竞赛表演及体育培训和中介服务	414. 体育場・育館・の経営、スポーツジム、コンテスト・パフォーマンス、スポーツトレーニング及び仲介サービス
415. 旅游基础设施建设及旅游信息服务	415. 観光インフラの建設及び観光情報サービス

※《中西部地区外商投资优势产业目录》省略

『中西部地区外商投資優勢産業目録』略